

受 驗 叢 書


文學士藤岡繼平  
文學士箭内互合著  
文學士小川銀次郎

日本史  
下

後 編

東京 杉本翰香館藏版

225  
805



特20

90

受驗叢書

日本史

下

編後

文學士藤岡繼平  
文學士箭内互合著  
文學士小川銀次郎

明治

27 70 6

内交

東京

杉本翰香館藏版

## 凡例

一、本書は中學校師範學校卒業生等の諸官立學校入學試験準備に便し  
又は中學師範生若しくは初學者の参考用たらしめんが爲めに編纂  
したるものなり

一、目的已に受験用たり故に主として重要な事實を摘出して本題と  
なし之に解答し而も事實に連絡を有せしめ一見その要領を得一讀  
之を記憶せしめんことをつとめたり然れどもなほ所々に別に注意  
すべき事項の一項を挿入して諸問を蒐めて本題の補遺となし苟も  
注意すべき史實は殆んど網羅して遺憾なからしめんとを期せり  
一、書中の記事は簡要と正確とを旨とし且つ本旨の性質上一々史實の  
考證は肯てせずと雖も史家の既に認定せる事實は強ち從來の陳套  
を襲はず

一、卷首に目次を列して索引に便す就中題名の下には下巻前編に續い

て特に文化に關するものは(一一)(一二)(一三)(一四)(一五)(一六)(一七)(一八)(一九)の番號を、宗教に關する事は(ル)(オ)(ワ)を、外交事件には(辛)(壬)(癸)(子)(丑)(寅)(卯)(辰)(巳)(午)(未)(申)(酉)(戌)(亥)(月)(火)(水)(木)(金)(土)(日)を附したるは讀者が各時代を通じて以上事實推移の次第を考へんとする時の便に供へ置くものなり

一、書中の年號は元名と紀年とを併用し殊に注目すべき事績には○點又は●點を附して注意を喚起せり

一、書中の固有名詞及術語には大抵假字を附したり又本文の説明を助け且つ讀者をして紛雜せる事實を一見の下に了解せしめんが爲め所々に系圖を挿入せり

一、卷末に年表を添へて讀者の利用に資す

明治卅七年九月

編者識

# 日本史下卷後編目次

## 第五部 近世(後陽成慶長八年—今上慶應三年)

### 徳川時代

一六三	徳川家の由來……………	一頁
一六四	徳川家康の興起……………	二
一六五	關ヶ原の役……………	三
一六六	江戸幕府の開始……………	六
一六七	大阪の役(豊臣家の滅亡)……………	六
一六八	徳川家康の政治……………	一〇
一六九	幕初の外交(辛)……………	一四
一七〇	當時彼我の冒險的事實(壬)……………	一七
一七一	文教復活(一一)……………	一九

目次

注意すべき事項……………二二

- (一) 鳥井元忠、 (二) 細川幽齋、 (三) 東西本願寺の分立、 (四) 千石夫、
- (五) 江戸の宗論、 (六) 猪隈事件、 (七) 清韓、 (八) 吉田了以(角倉光好)、
- (九) 諸宗本山法度、 (十) 不受不施派、 (十一) 元和偃武、 (十二) 本多
- 佐渡守正信、 (十三) 柳川調信、 (十四) 金座法・銜座法、 (十五) 大久保石
- 見守長安、 (十六) 草高、 (十七) 振家と清華、 (十八) 歌舞妓、 (十九)
- 吉田光由、

一七二 二代將軍秀忠の守成……………二八

一七三 東福門院の入内……………二九

一七四 紫衣一件の紛擾ル……………三〇

一七五 明正天皇の即位……………三〇

注意すべき事項……………三一

- (一) 萬里小路一件、 (二) 粟山大膳の騒動、

一七六 寛永の治……………三二

一七七 東叡山の取立(オ)……………三六

一七八 島原の亂……………三七

一七九 朱成功と朱舜水(癸)……………四〇

一八〇 後光明天皇……………四二

注意すべき事……………四二

- (一) 江戸留守居役、 (二) 五組、 (三) 江戸辻番所、 (四) 小普請組、
- (五) 御朱印地、 (六) 郡代・代官、 (七) 在府と入部、 (八) 定府と勤番、
- (九) 切支丹類族と囑託金、 (十) 寺請証文、 (十一) 春日局、 (十二) 伊
- 賀越の復仇、 (十三) 對馬の大疑獄、 (十四) 左甚五郎、 (十五) 坂倉重宗
- (十六) 魚屋八兵衛、 (十七) 陳元賛、

一八一 慶安の騒動……………四九

一八二 後西院天皇の讓位……………五〇

一八三 明暦の大火……………五一

一八四 寛文の美政……………五二

一八五 酒井忠清……………五四

一八六 堀田正俊……………五四

注意すべき事項……………五五

(一) 隱元禪師、(二) 山田右衛門作、(三) 追腹と先腹、(四) 佐倉騒動、  
(五) 仙臺騒動(伊達騒動)、(六) 市ヶ谷の復仇、(七) 心越、(八) 奴俵、  
六方者、(九) 御掛屋、

一八七 五代將軍の政治……………六〇

一八八 綱吉の皇室尊重……………六四

一八九 文教大興(一二)……………六四

一九〇 當時の美術(一三)……………六九

一九一 當時前後に於ける諸藩の治績……………七〇

一九二 元祿風と赤穂騒動……………七四

一九三 綱吉將軍の薨去……………七五

注意すべき事項……………七六

(一) 従一位夫人、(二) 越後騒動、(三) 運上又は冥加金、(四) 定免法

及見取法、(五) 保井算哲(澁川春海)、(六) 河村瑞賢、(七) 神祇組・鶴鶴  
組・白檮組、(八) 淺草札差、(九) 勅額火事(中堂火事)、(十) 關季和、  
(十一) 五人組制度、(十二) 南龍公、

一九四 六代將軍家宣の政治……………八〇

一九五 閑院宮取立及皇女降嫁の議……………八二

一九六 正徳の外交事件(子)……………八三

注意すべき事項……………八五

(一) 新井白石、(二) 目明かし、口問ひ、(三) 巡見使、(四) 布衣、  
(五) 張紙相場、

一九七 七代家繼の時代……………八六

注意すべき事……………八七

繪島疑獄

一九八 徳川中興政治(享保の治)……………八七

一九九 當時の武藝……………八九

二〇〇 洋學の起原付當時の學問(一四)……………九〇

注意すべき事項……………九二

(一) 上米と參勤交代式の變更、 (二) 科條類典、 (三) 白石談と鏡山、

(四) 山脇東洋、 (五) 洋學の四大家、

二〇一 御三家と御三卿……………九三

二〇二 竹内式部の件(寶曆事件)……………九四

二〇三 明和の勤王事件……………九五

二〇四 田沼意次及意知……………九六

二〇五 寛政の治……………九七

二〇六 寛政異學の禁付學制改革(一五)……………九八

二〇七 國學の發達(一六)……………一〇〇

二〇八 露國の南下我國との交渉(丑)……………一〇一

二〇九 寛政の三奇士……………一〇四

二一〇 尊號廷議……………一〇四

注意すべき事項……………一〇五

(一) 捨餅又は駕籠餅、 (二) 松平樂翁、 (三) 近藤守重(重威)、 (四) 心學

二一一 大鹽平八郎の亂……………一〇七

二一二 天保の改革(水野越前守の改革)……………一〇八

二一三 元祿以後の學界(一七)……………一一〇

注意すべき事項……………一一二

(一) 佐藤信淵、 (二) 仙石騷動、 (三) 菱垣廻船問屋、 (四) 鐘屋五兵衛、

二一四 自文政至安政外交始末(寅)……………一一三

二一五 安政の大獄(安政戊午の難・巳未の難)……………一一八

二一六 櫻田の變……………一二九

二一七 和宮御降嫁付幕威の衰亡……………一二〇

二一八 生麥の變(卯)……………一二一



二一九 家茂將軍入洛付攘夷の先鞭(辰)……………一二二

二二〇 七卿落……………一二二

二二一 志士の擧兵……………一二二

二二二 長州征伐……………一二三

二二三 太政奉還……………一二四

注意すべき事項……………一二五

(一) 學習院、(二) 邦人洋行の始、(三) 坂下門の變、(四) 執政又は閣老、  
(五) 新選組・新徴組、(六) 日章旗の起、

第六部 今代(今上天皇明治元年  
紀元二五二八)……………

明治時代

二二四 維新大業の成因……………一二七

二二五 維新當初の諸役(戊辰の役)……………一二八

二二六 維新當初の内治外交(巳)……………一三一

二二七 五條の御誓文……………一三四

二二八 東京奠都……………一三五

二二九 公議所の設置及官制の改革……………一三六

二三〇 版籍奉還及廢藩置縣……………一三七

二三一 當時の風俗……………一三九

二三二 文物制度の漸成(一八(ウ))……………一四〇

二三三 全權大使の派遣(午)……………一四六

二三四 秘露賣奴事件(未)……………一四八

二三五 朝野の論争(申)……………一四八

二三六 當時の内亂及外交事件(酉)……………一五一

二三七 本邦赤十字業の起原……………一五七

二三八 十年役後に於ける社會の状態……………一五七

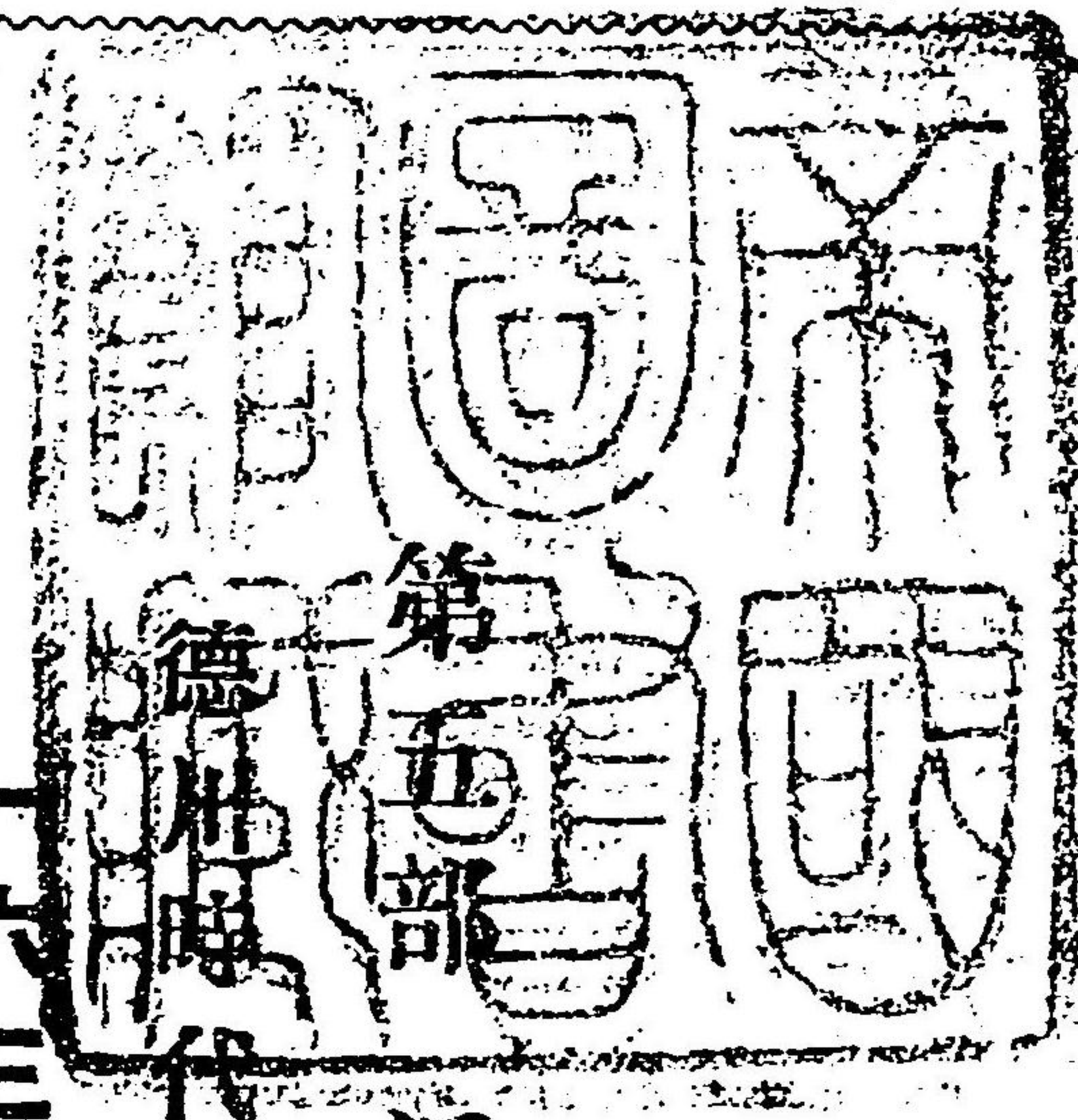
二三九 琉球の處分(戌)……………一六一

二四〇	朝鮮の變亂(亥).....	一六二
二四一	官制の大改革及諸制の漸成.....	一六三
二四二	朝鮮防毅令事件(月).....	一六六
二四三	憲法發布.....	一六七
二四四	帝國議會の開設.....	一六七
二四五	教育勅語(一九).....	一六八
二四六	日清戦争(廿七八年の役(火)).....	一六九
二四七	臺灣の經營(水).....	一七三
二四八	條約改正(木).....	一七四
二四九	北清事變(金).....	一七五
二五〇	日英同盟(土).....	一七六
二五一	日露戦争(日).....	一七七

## 日本史下卷後編目次終

## 日本史下卷後篇

文學士 藤岡繼平  
 文學士 小川銀次郎 共編  
 文學士 箭内 亘



近世(後陽成慶長八年—今上慶應三年)  
(紀元二二六三—二五二七)

### 一六三 徳川家の由來

徳川氏は新田義重に出づ、其子義季上野新田庄中の徳川郷を領せしが、其子孫親氏應永年間三河國に入りて松平郷に居る、其より七傳して清康に至りしに、此際恰も東西に織田今川兩氏の興起に壓迫せられしにも拘はらず、漸く自家の勢力を高めて、遂に大半參州を従へ、傳へて其子

廣忠に至る、(親氏より廣忠迄を三河八代と云ふ)家康は乃ち廣忠の子なり。

二

### 一六四 徳川家康の興起

家康は幼名を竹千代と云ひて松平氏を稱す、後元康と云ひ、遂に徳川氏に復して家康と改む。(一)其家始め今川氏に服従せしより、家康も永く今川家に質たりしが、(二)永祿三年桶峽の役後始めて三河岡崎城に入りて、遂に今川と絶ちて織田信長と好を通じ、(三)元龜元年姉川の役に信長の爲めに殊功を立て、(四)越へて元龜三年三方ヶ原に武田軍と戦ひて奇捷を制し、(五)次て天正三年長篠の戦に更に武田軍を敗り、十年遂に之を亡ぼして、此時既に駿遠參三國を併せ、後本能寺の變亂に乗じて、甲信を切り取りしが、(以上織田時代。六)下りて天正十二年小牧長久手の戦に、秀吉に一泡吹かせて己が威武の程を示し、其後は却て秀吉と親交を温め、(七)終に天正十八年秀吉の小田原征伐に合同して、その功に由りて、舊領五ヶ國を改めて、更に伊豆相模武藏上總下總上野の諸國を得、(八)同年(2250)八月

一日既に江戸に入城す。蓋し此地は素太田道灌の城きし所にして、當時は北條氏の臣遠山景政城を守りて、僅か一漁村に過ぎざりしに、家康突然此に入國して、直ちに町奉行町年寄等を置きて、開拓修理に着手し、早く徳川三百年の根據を堅めたるなり、(以上豊臣時代)。

### 一六五 關ヶ原の役

#### (一)原因

(1)家康の英俊なる織田豊臣氏と好を重ねる毎に漸く自家の權勢を増加し、遂に慶長三年秀吉薨去後は、幼子秀頼の輔導を托せられて威望益々高く、勢に任かせて専横なる行動ありしかば、豊臣の奉行等之を詰責し、家康を忌みて妨げとする者多し。(2)然るに秀頼は幼主、其生母淀君は素行修まらず、豊臣の根基は頗る浮動したれば、五大老五奉行中にも、各々將來を危みて私かに自立せんと欲するの傾向ありて、其間兎角折合はざりしに、(3)加へて淺野黒田兩加藤福島池田鍋島の七將は、筆墨にて

立身したる石田三成等とは豫ねてより快からず、其衝突の迫るに及んでは、家康の深謀ある、却て其間を調停して三成を保護し、以て他日の犠牲に供へ置きたり。乃ち此等の諸因は相合して關ヶ原の大戦を醸せしものなり。

## (二) 戦争

斯くて上杉景勝、佐竹義宣等は石田三成と共謀して家康を挾撃せんとし、先づ慶長四年の末、景勝領國會津に歸りて私かに兵を擧ぐ、老臣直江山城守兼續謀主たり。因て家康は翌慶長五年(2260)自ら兵を帥ひて東征にむかひ、殊更に優遊徐行して下野、小山に達せし時、一方上方に於ては、石田三成家康の罪狀を並べて廣く同志を募りて兵を擧げしかば、家康は結城秀康をして上杉に當らしめ、自ら小山より直ちに兵を返し、家康は東海道より其子秀忠は仲山道より分道西上し、家康の兵先づ至れば、三成も兵を進めて、九月十五日遂に美濃關ヶ原に會戦しぬ。此時東西兩軍

の重なるもの左の如し。

東軍(德川勢)

德川家康、井伊直政、本多忠勝以下の親藩、福島正

則、黒田長政、細川忠興以下の豊臣の遺臣、美濃の東凡八

萬餘、

西軍(石田勢)

石田三成、小西行長、長東正家、毛利輝元、島津義弘、浮

田秀家、大谷吉隆、長曾我部盛親、毛利秀元、小早川秀秋、

安國寺惠瓊以下、美濃の西凡十萬餘、

斯くて兩軍の勝敗容易に決せざりしに、小早川秀秋、毛利秀元等東軍に内通して西軍を攻め、大谷吉隆以下の勇將戦死しければ、大勢爰に決して遂に西軍の大敗北となりぬ。

## (三) 結果

家康は此役は大勝を得てより、まづ戦後の處分に着手し、石田三成、小西行長、長東正家、安國寺惠瓊等を捕斬し、毛利輝元、浮田秀家、島津義弘、長曾

我部盛親・上杉景勝・佐竹義宣等をば皆糺罪滅封して之を抑へ。又一方には、該役有功の大名將士を大に賞し、以て徳川家の基礎を確立したり。實に徳川三百年の基業は此一戰に基くものとす。

### 一六六 江戸幕府の開始

家康既に關ヶ原に勝ちて海内の實權を握りしより、慶長八年<sup>(2263)</sup>後陽成天皇家康の治功を賞して、右大臣に任じ、征夷大將軍・淳和獎學兩院・別當に補す。之れを將軍宣下と云ふ。さらば建武以來政令は久しく京地に出てしに、爰に於てが再び關東に移りて、江戸幕府の創立せらるゝに至りしなり。

### 一六七 大阪の役(豊臣家の滅亡)

#### 第一、大阪冬陣

##### (一)原因

(1)家康は關ヶ原役後事實上の主權者となりしと雖も、豊臣秀頼の尙ほ

存する間は、表面上その臣屬に過ぎざれば、早く之を亡ぼして、主權者の名實を併せ得んとを期するは當然なり。故に豊臣家に對しては、關ヶ原役後も、秀頼に攝河泉六十五万石を頒ち、己が孫女を嫁せしむる等、表面上は頗る尊敬の狀を顯したるも、其實大阪亡滅の時機を待ちつゝありて、勢權は日々に關東に移りたれば、豊臣家の志士は私かに關東を憤るもの多し。(2)然るに此際又關ヶ原以來の浪人は、衣食に窮するより、關東を怨みて私かに事あれかしと待ち構へしもの、又は近年幕府の禁斷を受くる外教信者にも、關東を怨むもの少なからず。されば兩者の衝突は早晚免るべからざるの勢なり。(3)時に偶々慶長十九年<sup>(2274)</sup>秀頼亡父の遺業を承けて、方廣寺の大佛を再建し、將さに供養を行はんとする際、家康はかの國家安康の鍾銘及棟札の書式等を口實として、大阪の異心を申立つ。故に片桐且元關東に下りて之を辯解すれども叶わず、却て淀君の東下を促せり。時に大阪城中に二派あり、一方に片桐且元黨、軟派は家康

既に老ひて前途最早や遠からざれば、其死を待ちて徐ろに後事を計り、豊臣家の命脈を永くせんとするに、一方には壯年なる淀君、大野治長の一味(硬派)は政權恢復を一日も速かに計らんとして其間圓滑ならず、因て且元此家康の請求を齎らすに及んで、淀君以下の一味は、却て且元の異心を疑ひて、之を斥け、愈々主戰論に傾き、遂に此破裂を見るに至りしなり。

## (二) 戦争

爰に於てか大坂城中舉兵に決し、激文を四方に發して、太閤の遺業恢復を聲言して兵を募りしに、此時は、加藤清正以下秀吉の功臣にして深謀ある將士は既に死してあらず、偶々存するものも亦大勢を顧みて應ずるものなし。されど大坂の金城を憑みとして、真田幸村、長曾我部盛親、後藤基次、薄田隼人、及耶蘇教徒、根來法師等浪士の來會する者頗る多く、城中亦大野修理治、長木村長門守重成等のあるありて、總勢六七萬兵備漸

く整ふ。因て慶長十九年(2274)十月、家康秀忠父子大軍を率ひて之を圍み、攻撃嚴しかりしも、城堅くして容易に陥らざるを以て、程なく講和談判を開始し、十二月、大坂城の外澁を埋め相互誓に仍て渝るなきを誓ひて、和睦成就せしに、家康は將士に命じて其内澁をも并せ埋めしめて、始めて兵を引き上げしは、全く家康の政略的違約に外ならず、之を冬陣と云ふ。

## 第二 大阪夏陣

### (一) 原因

冬陣は右の如くにして一旦終りし如きも、亦忽ち夏陣を惹き起すに至りしは、(1)大坂方は、家康が講和の條約に背きて、大坂城の内澁を埋め又城中の浪人を捕へしめたる違約を大に憤りしに、(2)又城中幾多の浪人は、今解散すれば忽ち衣食に窮するの徒多ければ、是非再び戦はざる可からざるの期なりければ、(3)前年冬陣の大軍防禦の手並に、尙ほ海内諸侯の心を收め得るの力あるを頼みて、再び此役を起せしなり。

## (二) 戦争

故に元和元年<sup>(2275)</sup>大坂城再び浪士輩を募りて決死事を起したれば、其四月家康秀忠再び之を攻めしに、大坂方奮闘せしも、既に外防なき大坂城は、五月に至りて忽ちにして陥り、淀君秀頼は共に自殺し、大野以下殉死するもの多く、あはれ前代未聞の豊公の偉業も、爰に於てか僅か二代にして亡滅し、秀頼の幼子國松も斬られ、一女子も尼となりて、豊臣の正統は、全く絶え之に代りて、徳川の創業は、全く大成したりき。

### 一六八 徳川家康の政治

家康は堅忍にして政略に富み、遂に天下の主權を得たりしが、其軍事(前述)以外に於て施設せし事業頗る多し。蓋し徳川幕府の制度は、三代將軍に至りて完備せしものなりと雖も、其源は既に家康の設計に基きしなり。今家康の施設に就て大略を述べし。

#### 第一 江戸の整理及諸城の修築

江戸に覇府を開く以上は、先づ此地を整へざる可からず。故に慶長八年<sup>(2263)</sup>結城秀康以下の諸大名に命じて、江戸町に大土功を起し、翌年より江戸城を大築し、四年にして宏壯完備の者となりたり。又此外此前後に於て、伏見駿府姫路名古屋の諸城を築きて、其費用は悉く海内の諸大名に課したり。蓋し此等の築城は、一は幕府の經略上の必要と、一は之に由て諸侯の財力を減殺して、其勢力を挫かんと、の政略に出でしものなり。

#### 第二 諸侯制馭策

素と徳川家の大名には譜代と外様との別あり。譜代とは徳川氏元來の臣屬の大名を云ひ、外様とは關ヶ原の役後徳川氏の臣屬となりし大名を云ふ。故に此兩者の間には自から待遇に懸隔ありて、此等の大名を諸國に封ずるや、常に譜代と外様とを相交へて其間に幕府の直轄地を混じ、所謂犬牙錯綜の封地法を取りて、騷亂を未發に防ぐの主義を實行せり。さらば其配置法の要は、關八州を幕府の根據地として悉く徳川の舊

臣を封じ、東海東山兩道及近畿の要地にも一も外様を交へず、四國・中國・九州・北陸・奥羽等には外様と譜代とを混じて、其處遇も各々異れり。又凡て封地の大にして勢力ある外様大名には、決して幕府の權職を與へず、却て封地の小なる譜代を幕府の要職に据ゑて、以てよく兩者の權力の平均を保たしめたり。又元和元年<sup>(2275)</sup>武家<sup>○</sup>法<sup>○</sup>度<sup>○</sup>十<sup>○</sup>三<sup>○</sup>條<sup>○</sup>を發布して、大名の私に婚姻する事、私に城堡を修築する事等を嚴禁したり。又諸大名をして、屢々江戸に出でしめて、後日の整備せる參勤交代<sup>○</sup>制の源をなし、又大名の妻子を江戸に置き、家老の子弟等を證人として江戸に上せ、隱然人質として萬一の背反を豫防したり。爰に於てか幕府の根據堅くして最早や抜く可からず。

### 第三 京都に對する設備

政令江戸に出る上は其憂は京地にあるを以て、京都は最も家康の恐憚する所たり。故に朝家に對しては、極めて尊敬を盡し、慶長六年<sup>(2261)</sup>以來或

は供御を増奉し、或は廢典を起し、或は皇居仙洞御所を造營し、後陽成後水尾兩主上に對し奉りて一に恭敬を表はし、又公卿にも各々采地を復して謹嚴をあらはせり。されど之と共に又一方に於ては、務めて朝權削減策を講じ、朝廷内に關白、傳奏、議奏の三職を置き、幕府と昵近の公卿を任命して、専ら朝政に與からしめ、又別に京都に所司代を置きて、皇室公卿の事を管せしむると共に、大阪城代と相應じて京畿及關西大名を制せしめたりき。又元和元年<sup>(2275)</sup>公家<sup>○</sup>法<sup>○</sup>度<sup>○</sup>禁<sup>○</sup>中<sup>○</sup>方<sup>○</sup>御<sup>○</sup>條<sup>○</sup>目<sup>○</sup>十<sup>○</sup>七<sup>○</sup>條<sup>○</sup>を發して、學問詠歌を以て天皇の御藝能と規定し、三公の席次を親王の上に定めたる事を始め、以下家康の皇室控制の政略を確立したりき。

### 第四 其他の功業

右の外家康は經濟上に注意して、或は貨幣を鑄造し、或は金座、衡座の法を定め、又は國內交通機關の發達を計りて宿場<sup>○</sup>の制を整へ、或は外交を獎勵し<sup>(後述)</sup>、又は武家の作法、禮式を定め、文教を興し<sup>(後述)</sup>、たる等あらゆる方



面に改新の實績顯著なるを見る。

十四

斯くて家康は徳川氏永年の基業をば全く確立し終りて元和二年(2276)四月駿府に薨じしかば、驗要なる駿州久能山に葬り、朝廷より東照大権現の號を賜ひしが、翌年日光山に改葬し、此後東照宮の勅號を賜ひ、後日光例幣使等も始まりたり。

### 一六九 幕初の外交

家康は創業匆々の際にも、暫らくも念頭に國利を去らず、外交通商の盛大なる、維新以前に於ては獨り幕初を以て第一となす。

#### 第一 朝鮮との修交

朝鮮は豊公征韓以來來聘を絶ちたりしが、其後家康は早く對馬の宗義智に命じて隣交を修めしめ、慶長九年朝鮮の使者孫文或僧惟政(松雲)等來りて、翌十年(2265)伏見に家康に謁してより、兩國の交通復た舊の如く、爾來將軍の代更り毎には、必ず彼より慶賀使の來聘するを常とせり。

#### 第二 琉球征服

琉球は足利氏の頃は我の附庸として毎年薩摩島津家に貢せしも、其後明國の使曠によりて久しく我に入貢を缺きしかば、慶長十三年家康先づ島津家久に命じて琉球王を召さしめしに、王尙寧至らざるを以て、翌十四年(2269)家久兵を遣はして琉球を伐ち、尙寧を下せしより、再び歲貢を絶たずして後永く我の附屬となりしなり。

#### 第三 支那との通商

支那も豊太閤の征韓以來我を怨とすると、且つ明末邊海の禁の嚴重なるが爲め、我と往來せざるを以て、家康は此をも復舊せんと欲して、屢々書を彼に與へて交通を促せしも答なくして、此後國際上の交通は永く絶えしも、南京福建廣東の商船は、慶長十四年(2269)以來殆んど毎歲長崎に來りて貿易し、家康よりも之に朱印を與へ、又我よりも京都長崎堺等の豪商の所有する船舶は、家康の朱印を受けて常に支那に至り、之を御朱

印船と稱して、彼我の通商貿易は一時頗る盛なりしなり。

#### 第四 西洋諸國及印度諸島との通商

葡人が先づ永正年間印度の臥亞を中心とし、西班牙人は永祿年間比律賓群島を占領して馬尼刺を根據として、我邦に來りしより、外人の往來するもの多かりしが、豊臣氏の外交禁止より一時外交に打撃を與へたりしに(第一四四節)家康に至りて再び復活したり。蓋し慶長の初め和蘭人は印度に來り、之と同時に英人も印度に來りて東印度會社を立て、漸く商權を擴め、各々東洋貿易に熱中して、遂に我邦に來航するに至り、早く慶長五年(2260)蘭英兩國來りて貿易を乞ひ、家康之を許して、遂に慶長十四年(2269)蘭政府と慶長十八年(2273)英政府と表向きの通商を開始するに至れり。爰に於てか此他の西洋東洋諸國皆之に倣ひて來航通商を營むに至り、その重なるものは以上四國の外、濃、昆、數、新、西、班、牙、の、義、に、し、て、臥、亞、(度、西、印)、暹、羅、(東、印)、東、瀾、(東、印)、占、城、(東、印)、安、南、(東、印)、六、昆、(馬、來、半、島、中)、田、彈、(爪、哇)、太、泥、(ポ、ル、ネ、オ、呂、宋、(度、諸、島、東、印)、阿、瑪、港、(支、那、東、港、東))等此他にも多く、通商の盛なる前後比なし。

#### 第五 外交の頓挫

斯の如く家康が外交に寛大なる主義を執りしより、通商貿易は一時頗る盛にして、外交の事甚だ有望なりしにも拘はらず、外人來航の結果は自然に、豊臣氏の時一時打撃せられし天主教を復興せしむるを以て、慶長十七年(2272)嚴に外教禁止を實施してより、漸々頓挫し、遂に三代將軍に至りて嚴重なる禁制となり、島原の騒動以後は、和蘭支那朝鮮人のみ獨り來航せしも、本邦より商船の至るもの全く絶えて、再び鎖國となりぬ。(第一七八節)

#### 一七〇 當時彼我の冒險的事實

右の如く外交の振興するにつれて、彼の國人にして本邦に入り込みて種々の計策を廻らせし經綸家あり。又(一)幕府の寛大なる外交意見は、海

内一般に航海の精神を鼓舞したると、(二)又戦國以後人民の自然に大膽なるとは、遂に邦人をして大に海外に冒險事業を企てしむるに至りぬ。其著例左の如し。

先づ泰西人にては、英人ウヰリアム・アダムス (William Adams) と蘭人ヤヨース (Jan Yusto) との二人は、和蘭人の出せる遠征隊の小船に乗じて、慶長五年(2260)豊後に着し、アダムスは大阪に至りて家康に謁し、一時は葡萄牙人の爲に讒せられて災厄に遭ひしも、後赦されてよりは、始終家康の好遇を受けて永く江戸に住し、蘭英兩國と我邦との交通の間に種々斡旋する所あり、後ち相摸三浦郡逸見村の領主となりて専ら三浦安針(安針は水先案)と呼ばれ、終に我國に終りて、今に江戸の安針町逸見の安針塚の遺跡を残し、ヤヨース(耶楊子)も亦江戸に入代洲の地名を残すと云ふ。此外宣教師の冒險的布教の事績は、實に枚擧に遑あらざるなり。又邦人にして、慶長・元和より三代將軍の外交嚴禁に至る迄の間に於て、

冒險事業に従事せし人多く、(1)天竺、徳兵衛は印度に渡り、(2)濱田彌兵衛は臺灣にて當時の總督和蘭人を懲らし、臺灣を占領せり、(3)山田長政は暹羅に於て其國亂を平げ、(4)仙臺の伊達政宗は其臣支倉常長を遙かに羅馬に送り、(5)肥前有馬の城主松倉重政は人を南洋諸島に遣はして形勢を視察せしめし等、國民の對外思想は一時大に發達せしに、外教の嚴禁は折角萌起せし此精神をも再び挫折して、復斯かる快心の事業を絶つに至りぬ。

### ★七十一 文教復活

徳川家康は所謂文恬武熙を以て治國の策としたれば、大に學教をも奨勵し、京都に於ても亦文學を奨勵せられしを以て、戰國以來漸く振はざりし文教は、爰に至りて俄かに復活したりき。

まづ京都に於ては、後陽成、後水尾、後光明の歴代大に學問を好ませられ、絶えず之を奨勵せられしかば、公卿にも學者多く、冷泉、爲滿、飛鳥、井雅

庸清原秀賢、日野輝資(唯心)、菊亭晴季等は其有名なるものなり。次に家康の好學に至りては實に多方面に涉りて、經學國學史傳佛學神道皆研めざるなく。從て數多の學者輩出し、藤原肅愷(道春)は既に文祿年中より家康の知る所となり、其弟子林信勝(道春)は大に用ゐられて、其後裔林家と稱して代々幕學に與かる。此他相國寺の元長(承)、金地院の傳長老(崇傳)、天台の天海僧正(慈眼)、南禪寺の三長老(三)、東福寺の哲長老(宗)、下野足利學校の座主三要(諱)、増上寺の源譽(觀智)等幾多の學僧は、皆家康の寵遇を得て、寺社の奉行及外交文書の往復を始め諸政の顧問となると共に、學教興起に與かりて力ありし人々なり。さらば是より古書の索出されて印刷に附せらるゝものも多く、慶長四年(2259)に家康三要に活字版十萬課を賜ひて經書を刊行せしめし以來、印刷術も俄かに進歩して、爾來版行に附せられし古書類多し。又學問所の新に興さるゝものもありて、慶長六年(2261)には始めて伏見に圓光寺を建て、

之を學校となし、徳川代學校の始。翌年江戸城の南に富士見亭なる文庫を興して金澤文庫の藏書を移したり。(三代將軍に至りて、此文庫を更に紅葉山文庫に移し、遂に今日の内閣文庫に至れり。)以て當代文教の盛昌を察すべきなり。

注意すべき事項

(一) 鳥井元忠

鳥井元忠は家康の臣にして、關ヶ原の役前、家康が會津を伐つに際し、其留守として伏見城を守り、遂に石田三成に攻められて奮闘して忠死したる勇將なり。

(二) 細川幽齋

細川幽齋は藤孝の號にして、入道して、玄旨と稱す。文武兼備の名士にして、(一)關ヶ原の役起るや、其居城丹後田邊にありて、石田軍の寄手と戦ひて功あり。(二)又歌文禮式に通じて、夙く古今集の秘傳を傳へ、後又室町家式三卷を著して、舊儀を述べたりき。

(三) 東・西本願寺の分立

家康は宗教に就て極めて寛大なる考を抱きて、佛教の信仰にも決して一宗に偏するとなかりしと雖も、苟も政治上の妨害となるべきものは、其勢力を殺ぐに憚らず、東西兩本願寺分立の如きも亦其一なり。其次第は、始め顯如没して教如其後を襲ぎしに、秀吉の計らひにて教如をして法統を弟准如に譲らしめたりしかば、教如は遂に家康に取り入りて、其保庇によりて慶長七年<sup>(2262)</sup>京の東六條に別に伽藍を建てたるより、之を東本願寺と云ひ、准如をば西本願寺と稱へて以て今日に至る。

教如(東本願寺)

顯如

准如(西本願寺)

(四) 千石夫

家康の江戸を整理するや、海内の諸大名に課して、其封千石に就て、一人

宛の役夫を出さしむ、之を千石夫と稱す。

(五) 江戸の宗論

江戸の宗論は織田時代の安土宗論に次て有名なるものなり。そは慶長十三年<sup>(2268)</sup>江戸城に於て、淨土宗の廓山等と日蓮宗の日經等とを召して互に宗論を戦はしめしが、日蓮僧は遂に法論に破られて、其法衣を剝がれたる上、日經以下各々刑に處せられたりき。是れ蓋し日蓮僧の強硬不屈なる往々政治に害あるを以て、家康痛く之を懲らせしなり。

(六) 猪隈事件

慶長十四年<sup>(2269)</sup>猪隈少將教利以下の諸卿と廣橋典侍以下數多の女官とが宮中に於て猥りなる所行ありしより、此に關係せる數多の公卿及女官をば悉く流斬に處したる騒動を名づけて猪隈事件と云ふ。但し此處分に家康の干涉せし事は、時の主上後陽成天皇の御怒に觸れて、天皇の御位を去らるゝの一動因となりしなり。

(七) 清韓

清韓は、秀頼方廣寺再建の時、鑄造せし梵鐘の銘文を認めし僧なり。

(八) 吉田了以(角倉光好)

吉田了以は京都に住して、代々水利事業に長じたる人なり。嘗て家康の許可を得て安南國に通商したるとあり、後大に家康に用ゐられて専ら水利事業に與かり、丹波、保津川、駿州、富士川、信州、天龍川等の開通修理に大功を立て、遂に近江の代官を命ぜられて、淀川の過所船(淀川上下の)を支配して、以て子孫に及ぶ。

(九) 諸宗本山法度

こは元和元年(2275)公家武家兩法度の發布と共に、五山十刹等の佛教諸宗の本山に對して、出したる法度にして、寺院僧侶の取締法を嚴定したるものなり。

(十) 不受不施派

此派は日蓮宗の一派にして、政教に害ありとて、家康以來屢々幕府より禁制せられたり。

(十一) 元和偃武

元和元年(2275)大阪城亡びてより、三代將軍の島原の役まで暫らく無事なりしを以て、之を元和偃武と云ふ。

(十二) 本多佐渡守正信

氏は家康及秀忠の二代に仕へて、常に帷幄の内に參して畫策する所多く、關ヶ原の役、大阪の役等に參謀の功大なり。要するに創業守成に與かりて、力ありし政治家なり。元和二年(2276)没す。

(十三) 柳川調信

柳川調信は對馬宗家の家老にして、既に豊太閤の征韓當時より、主家と共に専ら朝鮮外交の事に與かり、家康の代に至りても、なほ常に主家を助けて其衝に當り、頗る功績ありし人なり。

(古) 金座法・衡座法

貨幣の鑄造を擔當する家を金座と云ひ、衡の製造を專任せる家を衡座と云ふ。此兩法は武田家の舊法が徳川家に傳はりて廣く用ゐらるゝに至りき。

(五) 大久保石見守長安

氏は初め大藏藤十郎と呼びて、武田家の猿樂師たりしが、武田氏の亡ぶや徳川家康に仕へて其愛顧を受け、専ら諸國金銀山の事を掌りて、幕初の財政に盡せし功多く、登用せられて大名に列し、佐渡奉行となり、大久保石見守長安と號す。然れども晩年驕奢に耽りて、財政上の奸計ありしが爲め、其子孫大に處罰せられたり。

(六) 草高

江戸幕府に於ける幕府旗本大名等の封土の租入は米を以て計算するものにして、之を草高と云ふ。其全國の草高は時代によりて増減ありと

雖も、凡そ三千萬石が常に標準となりしなり。其割合を區分すれば大略左の如し。

三千万石	二千二百萬石……諸侯の領地
	四百萬石……幕府直轄地
	三百五十萬石……旗本采邑
	五十萬石……御所・公卿寺社領

(七) 攝家と清華

攝家とは攝關を先途とする公卿の家、清華とは三公を先途とする公卿の家にして、徳川幕初にも五攝家七清華あり、家康は皆采地を奉りて尊敬せり。

(八) 歌舞伎

出雲のお國京都に來りて芝居を演じ、文祿慶長中盛に士人の間にもてはやさる、之をお國芝居又は歌舞伎と云ひて、後世盛なる源をなせり。

(九) 吉田光由

吉田光由は、珠算の法を始めて本邦に傳へたりと稱する文祿頃の人毛、利勘、兵衛の弟子にして、徳川初期に於て珠算に精しく、十露盤を發明したりと傳ふ。

一七二二 二代將軍秀忠の守成

秀忠は慶長十年(2265)家康の後を承けて將軍に任せしと雖も、元和二年(2276)家康の薨去する迄は、諸種の施設は尙ほ家康の企畫に出でしを以て、秀忠が將軍としての事業は實際元和二年より同九年迄の間に止まる。然に秀忠は性來溫厚、謹慎にして、實に守成の良主たり。其在職中施政の著き事實は、(一)まづ幕府の年中行事の儀式を立て、元和二年以來諸大名年始參賀の禮式及節時の服制等一定するに至れり。(二)次に幕府の親戚舊臣と雖も、苟も政治上の妨害たるべきは、悉く其家を廢絶改易して以て幕府の基礎を堅めたり。中にも元和五年(2279)福島正則が其居城廣島

城を私かに修繕したりとの名義を以て之を津輕に改易し、同八年(2282)には老中本多正純が專横なりとて其宇都宮の封を沒し、翌九年(2283)更に將軍の甥なる越前福井の松平忠直が不法の行動ありて、之を豊後に流したる如きは尤も著き事例にして、此外にも諸家の廢絶するもの甚だ多し。畢竟此等は皆幕府が忌憚する所のものを除去する政略に外ならず。

一七二三 東福門院の入内

江戸幕府は京都と隔絶するを以て、兎角公幕相互の衝突を生じ易き恐あれば、永く此間を調和し、且つ外戚とならば權威を得んとの希望より、既に徳川家康が其孫女の入内を希ひしも、公家に異議ありて成らざりしが、元和六年(2280)に至りて、藤堂高虎將軍秀忠の内意を受けて、右大臣近衛信尋に就て幹旋する所あり、遂に秀忠の女和子後水尾天皇の女御として入内し、後中宮となりて東福門院と稱せらる。實に武家子女の入内は近來の異例にして、此より後幕府は中宮の制度にさへ容喙するに至



りしなり。

三十

### 一七四 紫衣一件の紛擾

幕府は既に公幕の調和策を立てたりと雖も、苟も公幕の對立する以上は、素より其衝突の絶ゆべくもあらず。當時の主上後水尾天皇は、國漢有職に精通せられ、殊に歌道に於ては歴代無比の御譽れありて、頗る獻明の君主に在ませしかば、關東との衝突は早晚免るべからず。偶々寛永四年<sup>(2287)</sup>天皇より京都大德寺の僧澤庵、妙心寺の僧玉室、以下の高僧に紫衣を勅許ありしに、豫ねて此等諸寺と相容れざる崇傳は、此勅許は禁中條目及諸宗法度は違ふ處ある旨を誦發し、幕府は其意見を用ひて、その紫衣を無効としたりしより紛擾起りて、越へて寛永六年<sup>(2289)</sup>遂に紫衣を奪ひて二僧以下を輿羽に流したり。此を紫衣一件の顛末となす。

### 一七五 明正天皇の即位

さて後水尾天皇は右の如き關東の處置を大に御憤りありしは勿論に

して、是れ慥かに天皇が皇位を去らるゝ主因となりし者にて、乃ち寛永六年<sup>(2289)</sup>天皇俄かに位を皇長女興子内親王<sup>東福門院</sup>に譲り賜ふ、是れ明正天皇にして、實に稱徳天皇以來絶えたりし異例たり。さらば徳川氏も世議を憚りて却て之を辭せしも、天皇の俄かに御計らひありしことにて、ろの爰に至りしは畢竟當時の武家傳奏<sup>中院通村</sup>の責なりとて、遂に其職を罷めたり。其實忠直なる中院を犠牲とせしなり。

### 注意すべき事項

#### (一) 萬里小路一件

元和五年<sup>(2279)</sup>入道權大納言萬里小路充房以下の諸卿が、當時の主上後水尾帝の御輔導宜しきを得ざるとの罪を以て、幕府の計らひとして、充房以下三人は流され、他の公卿は其知行を奪はれたり。之を萬里小路一件と云ひて、公幕衝突事件の著きものなり。

#### (二) 栗山大膳の騒動

諸藩に於て、嫡庶の争又は主従の軋轢等より、所謂御家騒動絶へず、栗山一件の如き亦其一なり。こは黒田家の騒動にて、長政の子忠行と栗山大膳と互に相争ひて久しく決せず、遂に寛永十年<sup>(2293)</sup>幕府の對決となりて、栗山は流され、黒田は無事にて局を結びたりき。

### 一七六 寛永の治

三代家光は元和九年<sup>(2283)</sup>秀忠の讓を受けて將軍職に上りしが、種々の施設は主として寛永年間に成りしを以て、三代の良政を稱して寛永の治と呼ぶ。

#### 第一 寛永良政の所因

家光は前兩代の苦心經營の後を承けて、京都に對しても將た諸侯に對しても、計圖の稍や容易なりし時勢なりしに、家光は性來豪邁の人物なるに、加へて、酒井忠世、土井利勝は前代より引續き、松平信綱、伊豆守、酒井忠勝、堀田正盛、阿部忠秋、阿部重次等は、新に取立てられて、輔導の人傑、幕

府に滿ちたりしは、乃ち此代政治の大に舉りし所以にして、實に徳川幕府の業は三代に至りて始めて鞏固整頓したりしなり。今左に其政治の要點を述べん。

#### 第二 寛永政治の要點

(甲) 諸侯の制馭 家光は生れながらにして將軍となりて、最早や前

兩代の如く將軍と諸侯とが同輩の如き關係なければ、諸侯の抑壓に憚る所なく、且つ從來幕府の忌憚したりし戰國以來の外様大名は、或は幕府に除かれ、或は病死して、寛永の頃には殆んど存する者なければ、此が制馭は勢容易なりき。さらば前代の方針を受けて、寛永八年<sup>(2291)</sup>肥後、加藤忠廣の家を潰し、翌年<sup>(2292)</sup>駿河大納言忠長を幽したる如き果斷少なからず。又寛永十一年<sup>(2294)</sup>より、外様は勿論譜代大名も、其妻子の在國せるものを悉く、江戸に移さしめて、證人となし。又翌寛永十二年<sup>(2295)</sup>諸侯在府の制を一定して、諸侯をして隔年に江戸に至らしめ、毎年四月を以て其交代

期と定む之を參勤交代の制と云ふ而して假にも此等の規定に背く者あれば直ちに之を處罰して以て能く諸侯を抑制したり。

(乙)幕府の組織 幕府の組織も初代以來自然の必要に應じて發達し來り寛永に至りて始めて整頓したり。まづ幕府の内閣を御用部屋と云ひて大老(諸政を總理す)老中(禁裡仙洞諸大名)若年寄(旗本諸士)の三要職此に會して治政の中樞をなし。又別に評定所ありて寺社奉行(社寺一切の勘定奉行)幕府の財用租賦及幕町奉行(江戸市中の町)の三奉行此に會して大事を評議す。なほ此外に大目付及目付ありて幕府官人の非違を監察したり。而して以上の文官は平時は各々其職を分掌すると雖も若し一朝事あれば老中以下各々旗下及諸大名の兵士を統率して忽ち軍役の組織を形成したりしなり。

(丙)地方制度 幕府は政務の大綱をのみ握りて大抵の施政は悉く之を各藩の自由に任かせたりと雖も諸國の要地に對しては素より幕

府の周到なる設備あり。まづ禁裡附仙洞附ありて専ら朝家の監察に任じ別に京都に所司代ありて京都及關西地方を鎮し、大阪二條駿府には城代あり、此等の下にはみな町奉行あり、甲府には又別に甲府勤番支配あり、幕府宗族の尾張紀州水戸に封ぜられたる者を御三家と云ひて、各々其方面の抑へとなりしが、此外長崎奈良伏見山田堺佐渡下田浦賀日光松前の如き各要地には幕府直任の奉行ありて、此を遠國奉行と總稱し、各々其下に與力同心を置いて事務を掌りたり。又幕府の公領(天領)には別に郡代代官ありて、其下に手付手代を置いて收租の事を司らしむ。乃ち斯かる特別制度は能く地方政治を完からしめたるものなり。

(丁)其他の施設 右の外なほ種々の方面に施設する所多く、(1)或は海内の諸侯に命じて、江戸城に大修築を加へて外廓内構共に完く、(2)或は日光山を改造して天下の美を極めたる外、芝増上寺の廟及上野寛永寺等皆宏壯美麗の築造をなし、(3)或は參勤交代制の開始以來交通機關

は益々發達して遂に東海中仙日光甲州奥州の五街道開かれて宿驛の法も愈々具備するに至りぬ。而して斯く道路交通の開くに從ひては、漸々關所の必要を増して、就中東海道(五十三宿)道中に於ける荒井今遠州及箱根の兩關最も名あり。

### 一七七 東叡山の取立

三代將軍の寛永年中江戸上野に東叡山寛永寺を建て、天海僧正を其寺主となせしが、更に皇子をこゝに迎立して天下の重きをなさんとの天海の建議に由りて、寛永十九年<sup>(2302)</sup>幕府より後水尾天皇の皇子守澄法親王を迎立して、日光山の門主と定め、後輪王寺宮と稱せらる。此より後世々法親王を迎ふるととなりて、近く維新の際北白川宮に至られしなり。蓋し此事ある若し公幕の間一旦事あるの際は、幕府は此親王を奉戴し得るとして、乃ち萬一の變に備へんとの政略的施設なりと云ふ。

### 一七八 鳴原の亂

#### (一) 原因

(1) 家康の外教を禁ずるも、外交を奨励するの方針は、爾來絶えず繼承實行せられしと雖も、苟も外交を禁ぜざる以上は、兎ても外教を根滅するに能はざるは勿論なれば、外教禁止は從て外交禁止に移り行くは自然の勢なり。さらば三代の寛永十年<sup>(2303)</sup>以後は、大に貿易上に制限を加へたりしも、如何んせん、從來外國宣教師の熱心なる布教は、廣く全國に亘りしが中にも、殊に九州を最盛とし、就中肥前島原有馬近邊の人民は、古來深く天主教に浸染したるを以て、遂に此度の禁制に堪へずして、破綻するに至りしなり。(2) 然るに此には尙ほ政治上の原由も存せり。始め島原の近地が耶蘇教の巢窟たるを以て、既に家康の時、其領主有馬直純を日向に移し、父晴信には死を賜ひて、當時外教の大反對者たる大和五條の城主松倉重政を此地に封じたりしかば、重政は酷刑を以て其信者を處

分して地方の怨を受けしに、其子重次改むは、懦弱にして、政事を省みず、重税を課して、人民を苦め、たれば、下民の憤怨は、此宗教上の打撃と相合して、爆發したり。(3)加ふるに、又私かに、此等士民を使喚するものあり。そは嘗て、小西大友、加藤等の遺臣が、常に此島原、天草の近傍を流浪して、妄誕の説を揚言して、頻りに愚民を煽動したりしも、亦此破裂の一動機たりしなり。

### (二) 戦争

爰に於てか、寛永十四年(2297)島原天草の宗徒相合して、天草の益田四郎時貞なる者を首領として、一揆を起し、老若男女悉く一團となりて、堅要なる島原原城に據りしかば、幕府は板倉重昌、石谷貞清等を遣して之を攻めしめ、九州の諸侯皆打手に加はりしも、信徒の團結強き、殆んど一ヶ月を過ぎて尙ほ抜けず。因て幕府更に松平信綱、戸田氏鐵等を遣したれば、板倉重昌は翌十五年(2298)正月急に城を攻めて戦死し、松平等は長圍の策

を取りて、同年二月漸く之を平定するを得たり。

### (三) 結果

此亂の後世に影響する處は頗る大なり。(1)第一に大打撃を被りしは、耶蘇教にして、さなきだに幕府の恐れし外教は、今後益々嚴禁せらるゝとなり、先づ此城中の族にして、苟も轉宗せざる者は、老若男女の別なく皆之を斬殺し、其後も絶へず、外國宣教師の布教に従事する者は、悉く之を國外に放逐するか、又は捕斬して以て國禁の嚴なるを示し、後には切支丹奉行を置き、之を取締らしめたり、而して斯く耶蘇教を滅絶すると同時に、之に代ふるに佛教を以てし、此を轉宗せしむるの法は、先づ踏繪フミエと稱して、耶蘇十字架の畫像を踏ましめて、其外教信者に非ざるを證し、夫より佛教に入れば、其生死嫁娶の事一に寺僧の檢印を受くるとせしを以て、維新前迄戸籍の事も亦僧侶の與かりし所なり、之を名づけて宗門改シムモンアラタメと云ふ。(宗門改め帳は)(2)次に斯かる外教の嚴禁は、延て交易

の禁遏に至るは又自然の勢にして、爾後は絶対に外國船の來航貿易を拒絶し、唯蘭人だけは宗教に關せずして大に我邦に好意を表するを以て、長崎出島に居留地を置きて、此に來て貿易するを許し、以て幕末に至りしのみ、又邦人の外國渡海をも嚴禁して、爲めに寛永十二年<sup>(2295)</sup>五百石以上の大船を作るとを禁じたり、さらば折角發達せし邦人の海事思想は、是より再び消滅し、單に和蘭支那朝鮮人等の來航によりて、僅かに海外の事を窺ふに過ぎずなりぬ。<sup>(3)</sup>又此亂より後は幕府が痛く外教を恐るゝ結果、宗教上の經典は勿論凡て地理博物醫學天文曆數等の諸書に至る迄、かりにも舶來の載籍は一切之を讀ましめぬとなし、より邦人の智識が漸く狭めらるゝに至りし事は、免るべからざるの結果なりき。

### 一七九 朱成功と朱舜水

三代將軍の末に至りては、恰も明國衰亡して遂に清朝に亡ぼさるゝに

及て、明朝遺臣の本邦に來て種々の方面に効果を致せし人多きも、就中朱成功と朱舜水の兩人を以て有名となす。明末の遺將鄭芝龍嘗て我邦に來り、肥前平戸に於て田川氏を娶りて鄭森明主より朱成功の姓名を賜ひ、世に國姓爺と稱す。を生む。鄭森父と共に歸りて明に在り、時に清朝漸く勢を得て明國今や滅亡せんとしたれば、我が正保三年<sup>(2306)</sup>三代將明帝及鄭芝龍より頻りに援兵を我に求めしに、幕議遂に之を退けたり。後ち萬治元年<sup>(2318)</sup>四代將鄭成功更に恢復を計りて、臺灣に擧兵して再び救を我に請ひしに、幕議再度之を許さず、故に成功の企遂に成らずして終りぬ。又明末の鴻儒に朱之瑜<sup>(朱舜水)</sup>あり、同く屢々明朝の恢復を計りしも皆成らず、終に清朝に壓せらるゝに及んては、自ら清朝の粟を食ふに忍びずして、我が萬治二年<sup>(2319)</sup>本邦に歸化し、後水戸公徳川光圀に招聘せられて、政治學問の輔佐となり、殊に光圀の編述せる修史事業に於て盡せし功力多大なりとす。

### 一八〇 後光明天皇

三代將軍家光薨去して四代家綱幼少にして職を承けし當時は紛亂相次ぎ人心恟々として關東甚だ多事なりしが此時恰も京都に於ては後光明天皇の御敕明に徳大寺公信以下の賢相を以てして朝威は一時頗る熾盛の状を呈したり。素と天皇は大に學を好ませられ、經學に於ては程朱の新註を用ゐさせ給ひて、藤原爲景暹高朝山素心庵等林を擧げ、御躬ら樞窩文集に序して文教を獎勵し、官學を復さんとの御志望ありき。又國文に於ては大に歌文に長ぜさせ給ふも専ら風の正しきを選び、堅く源氏伊勢等の淫文を退け給ひ、又廢典を興して漸く皇權を擴張せられんとなし給ひしとなれば、天皇の御逸話は頗る多く、上下皆望を天皇に囑したりしに、御在位僅か、十一年間にして、承應三年(2314)痘を病みて崩御し給ひぬ。

#### 注意すべき事項

#### (一)江戸留守居役

此職は素と將軍不在の時、將軍に代りて江戸を留守する重職なりしが、後には其要務を失ひて、或は大奥の女中或は女中の通行手形に關する事務等を専ら掌るの閑職となりぬ。

#### (二)五組

五組とは徳川家の軍備の稱にして、(一)大番組(二)書院番組(三)小性組(四)新番組(五)小十人組を云ふ。或は特に此中の(一)(二)(三)を總稱して、三番とも云ふ。何れも専任の武官にして、戰の時は直ちに將軍に従ひ、平時も守備を怠らざるなり。

#### (三)江戸辻番所

徳川の初代には、人情素朴なるだけ、一方には尙ほ戰國の餘風を脱せずして、往々亂暴なる行爲をなす者多く、試斬盜掠等大に行はるゝの風なれば、此等の亂暴狼籍を監せんが爲めに、三代將軍の寛永十年(2293)江戸の

辻々に番所を建て、役人を置く、之を江戸辻番所と云ふ。

(四) 小普請組

旗本の士にして番直を免ぜられたるものにて、職務なき代り金を出して幕府の工役を助くべき義務ある故、之を小普請組と呼ぶなり。

(五) 御朱印地

將軍の朱印を與へ、公許して領有せしむる地を云ふ。

(六) 郡代・代官

郡代・代官は幕府の直轄地乃ち天領を支配する役人にして、其職務は主として年貢取立にありて、身分も極めて卑きものなれど、幕府の直役人として権力は中々に強かりしなり。其下に手付手代等あり。

(七) 在府と入部

參勤交代の制に於て、江戸に在勤する間を在府と云ひ、其勤務終りて自藩に歸國する事をば入部と云ふなり。

(八) 定府と勤番

各藩々士の江戸の藩邸に常住する者を定府と云ひ、然らずして其藩士の交代する者を勤番と云ふなり。

(九) 切支丹類族と囑託金

切支丹類族とは、切支丹より佛教に轉ぜし族を稱するものにして、其轉宗者より五世迄の間は、此稱を附せられて、其類族の死する時は、一々幕府の検死を受けざる可からざる制なり。又切支丹宗徒を告發する者に賞金を與へて之を囑託金と云ふ。

(十) 寺請証文

寺請証文とは、自分が耶蘇信者に非ずして佛教信者たる保證を、寺院に請ひ受けたる証文なり。

(十一) 春日局

春日局は、稻葉正成の妻にして、夙に三代將軍家光の乳母となりて將軍



を補育し、家光將軍職に上るに及んで、局敏腕智謀を以て、大奥を整理し、政治を補佐して、非常の權勢を得たり。さらば寛永六年(2289)上京するや、陪臣の一女子の身を以て、特に後水尾帝の拜謁を賜はり、二位に叙せられ、春日、局の號を拜受したりしは實に異數なり。

### (三)伊賀越の復仇

徳川幕府は儒教を以て施政の主義となしたれば、君父仇不俱戴天ていふ忠孝の念より復仇の事絶えず起りしが、幕府は之に向て多少の制限を加へしとは云へ、要するに上下一般此事を以て美譽と認め、公に私に之を奨勵せしを以て、永年絶ゆるとなし。中にも伊賀上野の復仇の如きは、徳川代に於て尤も早く有名なるものたり。其始末は、備前池田侯の臣河合又五郎なる者同僚渡邊數馬の弟を殺して、江戸に逃れて旗本の士安藤某に頼りしかば、數馬はその復仇を池田侯に請ひ、侯より幕府に訴ふる所ありてより、數年の間旗本と池田家との間に確執ありしが、遂に三

代の寛永十一年(2294)に至りて、河合は旗本を去るととなり、渡邊數馬及荒木又右衛門は之を伊賀上野に逆撃して以て素志を果したり。

### (三)對馬の大疑獄

對馬の宗氏は代々朝鮮との外交の事に與かりしが、宗家に於ては、彼我の和平を計りて主従共謀して私かに彼我の公文を改竄せしとありしが、偶々宗家の家老柳川氏は、主家と權力を争ひて騒動を起し、遂に幕府に訴へしより、從來の外交上の奸計も爲めに發覺せられ、寛永十二年(2295)將軍家光の直裁となりて、此に關係せし人々は悉く處罰せられて、此大疑獄も漸く落着したりしなり。

### (四)左甚五郎

左甚五郎は豊臣時代より徳川初代に亘りて有名なる彫刻家にして、嘗て秀吉の爲めに聚樂第桃山城等に妙技を振ひしとあり。三代將軍の寛永年中死す。

## (五)板倉重宗

板倉重宗は永く京都所司代として有名なるものなり。抑も所司代の始めは慶長五年<sup>(2260)</sup>奥平信昌始めて之に任じて、板倉勝重其後を受け、其子は乃ち此重宗にして、二代の元和五年<sup>(2279)</sup>より四代の承應三年<sup>(2314)</sup>に至る迄前後三十六ヶ年の間、常に此重職に在りて、公幕の間に盡せし功最も大なりとす。

## (六)魚屋八兵衛

後光明天皇は素より火葬を忌み賜ひしを以て、天皇崩御の後、魚屋八兵衛四方に奔走して、多年の習慣を廢して火葬を止めてより以來、大葬に火葬を用ゐざると改まりたりと傳ふるが、此火葬を廢せし事は事實ながら、八兵衛の事實は未だ明かならず。

## (七)陳元贊

陳元贊は支那の歸化人にして、三代、四代將軍の頃に當りて、本邦文化の

上に効果を與へし處多く、或は柔術を始めて邦人に傳へ、或は瀬戸物に元贊焼を始め、或は書畫に巧妙にして創始せし處多かりき。

## 一八一 慶安の騷動

慶安四年<sup>(2311)</sup>家光薨じて、家綱將軍職に就きしが、未だ幼冲なりしと、又前代の政治が少しく嚴密に過ぎしとの原由は、家綱繼承の當時に於て、前後三回の騷亂を生じたり。

(其一)は、慶安四年<sup>(3311)</sup>七月、參州薊屋の城主久松定政が、幕府に貧民救恤請願の上書を奉りて、其子と共に突然上野寛永寺に入りて僧となりしかば、幕府は之を狂氣と斷ぜしも、實は時弊を慷慨せし餘り、斯かる行動に出でしものとす。

(其二)は、由井正雪の大亂にして、始め駿河の由井正雪は江戸に來りて、武田流の軍學を教へ、丸橋忠彌も同く江戸に於て丸橋十文字鎗の操術を授け、共に數多の浪士を集めしが、遂に此等浪士に推戴せられて、兩人

共謀して幕府君側の奸者を斬るを名とし、慶安四年<sup>(2311)</sup>七月正雪は駿州久能山に據り、丸橋は江戸にありて、東西相應じて事を擧げんとせしが、事成らずして、丸橋は江戸に捕斬せられ、正雪は駿州にて自殺して事全く平ぐ。

(其二)は、翌承應元年<sup>(2312)</sup>九月芝増上寺に於て、二代將軍夫人の回忌の會式行はるゝに乗じて、林土岐以下の浪士が不軌を企て、江戸市中を焼かんとせしが、此亦成らずして、黨與皆捕斬せらる。

(右騒動の結果) さて右の如き騒動は重に天下の浪士より起りし事なれば、此後幕府は之を取締ると頗る嚴密にして、浪人は爲めに非常の打撃を被り、嘗て幕初の大立物として上下に恐怖せられ、往々内外重大の事件に關係せし地位は、此後全く落下して、唯、薦僧等に其身を隠して、僅かに餘喘を保つに過ぎずなりぬ。

### 一八一 後西院天皇の讓位

承應三年<sup>(2314)</sup>後光明天皇崩じて後西院天皇其後を承け賜ひしも、御在位僅か八年にして、靈元天皇<sup>後水尾</sup>の皇子に讓位せられしは、靈元天皇は素と後光明天皇の御養子たりし故、直ちに後光明の後を承けさせ給ふ筈なりしも、未だ御幼少なりし故、後西院天皇暫らく之に代られしとなれば、靈元御成年の上は御位を讓らざるべからざりしに、又偶々近年災異頻りに起るは、當代主上の御失徳による等との關東の言上もありしとて、斯く早く御位を去り賜ひしなり。

### 一八三 明暦の大火

明暦三年<sup>(2317)</sup>正月本郷本妙寺より火を起して、殆んど江戸全市を殲し、江戸城も唯西丸を残すのみ、實に江戸開府以來の大火にして、人畜の死傷頗る多く、記録珍寶は悉く焼失し、公私共其害を蒙ると實に頼しかりしが、老中松平信綱主として此大火後の處分に着手して、見るべき畫策頗る多し、其重なるものは、(一)まづ其焚死者をば本所に埋葬して、回向院を

建て、之を合祀し、(二)次に旗本及諸大名の罹災者には金を貸與し、且つ一時參勤交代の制を中止して、在府の大名をして臨時に國に歸らしめて其急を救ひ、又下民の賑恤も頗る行届きて、以て此災後の急難を救ふと同時に、又此災を利用して市内の經營策に取掛り、(三)大に市區の改正をなして、江戸町内の舊來の面目を改め、(四)或は本所、深川、鐵砲洲等を埋めて、街區を擴げ、(五)或は淺草川に兩國橋を架して、本所、淺草兩區の交通を便にし、(六)或は火消の制を整へて、萬治以後は常備火消の創設を見るに至れり、其設備盡せりと云ふ可し。

### 一八四 寛文の美政

四代將軍の政治舉りしは全く輔導の良臣ありしに由る。乃ち當初に於ける執政の面々に、保科正之、井伊直孝、酒井忠勝、松平信綱智チ 慮エ、阿部忠秋等ありて、四代の前半には頗る美政多し。

既に寛文以前に於て、(一)まづ從來江戸市内淨水の缺乏せるが爲め、承應

二年<sup>(2313)</sup>より、江戸町奉行神尾備中守元綱等が監督して、八王子、玉川、淨水の工事を起し、更に江戸市中に溝渠をも疏通して、市民の便を計り、(二)次に明暦大火後の處分<sup>述前</sup>に、其火災を利用して、却て施政の規模を擴張せしが如き良政ありて、以て寛文の二大美政に及ぶ。

寛文の二大美政とは、(一)は寛文三年<sup>(2323)</sup>の殉死の嚴禁なり。蓋し上代殉死の風は、政府の禁制にて漸く相絶えたりしが、中世に至りて南北朝の頃元中年間、細川頼之薨去の際、其臣三島外記<sup>ヱキ</sup>が切腹せし事等ありて、より、再び此風は再現せられ、後ち戰國代に至りて、人民漸く勇武に傾くや、殉死を以て一種の節義と見做して、將軍大名の薨去に殉死する者頗しく、弊害甚だ多きを以て、既に徳川初代より、幕府も大名にも、之を禁ぜしむ、尙ほ行はれざるを以て、さてこそ此度此が嚴禁の令を發して、厲行せしより、爾來漸く此風の改まるに至りしなり。其(二)は寛文五年<sup>(2325)</sup>大名の證人を止めし事是なり。蓋し此頃海内に太平永續して、別に證人を江戸に

置く必要なきを以て、恰も家康の法會を機として、之を止めしものなり。さらば人々は皆此等の施政を喜びて、後世に至る迄大に有名なり。

### 一八五 酒井忠清

家綱は由來優柔にして父に肖ざるが上に、晩年殊に政治を省みず。又前述輔弼の良宰も寛文の末には悉く病死又は致仕して在らず。全く大老酒井忠清の獨舞臺となりぬ。但し忠清は大老忠世の孫にして、徳川家臣中第一の家柄にて、獨り威福を擅にしたるとなれば、幕臣は日夜其鼻息を伺ふとをのみ務め、遂に下馬將軍忠清は江戸城の下馬札以外には將軍の權あり或は高砂將軍忠清の富は高の稱あり爰に於てか寛文以後は政務少しも擧らずして、從來確立せし幕府の基礎は漸く相弛むに至りしなり。

### 一八六 堀田正俊

右の如き權威無比の大老酒井忠清も忽ち斥けられて、老中堀田正俊之に代り、五代將軍の初世は堀田の獨舞臺となりしは、全く堀田が五代將

軍擁立の功に基くなり。初め延寶八年(2340)四代家綱薨去して子なきが爲め、繼嗣問題相起りしが、是より先き三代家光の三子綱重は左馬頭に任じて甲斐、甲府に封じて甲府宰相と云ひ、四子綱吉は右馬頭に任じて上州館林タラシキに封じて館林宰相と云ひ、此を兩典典と稱す。然るに綱重は是より先き既に没去したれば、當然繼嗣者たるは綱吉一人なり。因て老中堀田正俊盡力して、綱吉を迎立して將軍となしたれば、是よりして酒井は斥けられ正俊大に用ゐられて、五代前半期の政綱振肅は主として正俊の力に成りしが、(第一八七節 参看)その施政の嚴峻は却て四方の怨府となりて、五代の貞享元年(2344)己が一族の若年寄稻葉石見守正休の爲めに城中に刺されたり。

### 注意すべき事項

#### (一) 隱元禪師

隱元禪師(大光普照國師)は明國の禪宗臨濟派黃檗宗カウダクンニョウの僧にして、四代將

軍の承應三年<sup>(2314)</sup>我邦に歸化し山城宇治の萬福寺の開祖となる本邦の黃檗宗實に此に始まる。さらば朝廷及幕府より尊崇厚く遂に我が邦に寂す。

(二) 山田右衛門作

山田右衛門作は素と肥前有馬家の畫工にして實に本邦西洋畫の祖なり。嘗て島原の役起るや賊の爲めに劫かされて原城に在りしが其時城中より矢文を投じて寄手に通信せしとあり。亂平定後江戸に來住せしに明曆後江戸市中に放火屢々起りて幕府之を禁ずれども止まざりしに氏が松平信綱の命を受けて放火者の罪狀を畫いて之を街衢に掲げしかば士民は其罪過を恐怖して漸く放火を犯す者なかりしと云ふ。

(三) 追腹と先腹

追腹先腹は共に殉死の名稱なるが殉死とは通常人の死後之に殉ずるものにて之を追腹を斬ると稱す。然るに幕府の禁制嚴なるに及んでは

追腹は禁令の許さざる處なればとて其人の死前已れ先づ切腹するものあり之を先腹を斬ると云ふ。

(四) 佐倉騒動

四代將軍の萬治三年<sup>(2320)</sup>下總佐倉城主堀田正信幕府の許を請はずして突然歸國し幕府に上書して當時の非政を改めんことを請ひしかば幕議之を以て狂氣となし正信をば若州小濱藩に預けて屏居せしめ其子に一萬石を給與したり。蓋し正信の此度の所行の如きは必ず當時幕府の施政に快からざりしと且つは其自藩非政の後を承けたることとて種々の不快は遂に正信を驅て爰に至らしめしものなるべし。但し花雲<sup>ハナウモ</sup>佐倉曙<sup>サクラノアケボノ</sup>なる芝居は此事件と此より前代に起れる木内宗五郎直訴一件とを混同作爲したるものなり。

(五) 仙臺騒動(伊達騒動)

參勤交代の制は幕府が諸侯制馭の上に於ける良法也と雖も亦種々の

弊害も在て、藩主の在府中其藩中に於て屢々御家騒動を惹き起すが如き例各藩に多し。中にも伊達騒動の如きは其大なる者也。此起りは、始め奥州仙臺侯三代目伊達綱宗が萬治三年(2320)江戸在府中豪遊を極めたるより、豪遊の起る伊達綱宗より起れり云云幕府の譴責にあひて、品川に押込隠居となりしかば、其留守にて仙臺藩中に繼嗣の騒動を起して、綱宗の伯父なる一關領主伊達兵部少輔宗勝が本宗仙臺の家老原田甲斐直則等と計りて、本家の嗣主綱村を除きて本家を奪はんとしたりしより紛起りて久しく決せず。遂に寛文十一年(2331)幕府の對決を経て、宗勝及原田の黨與皆罰せられて、事全く治まる。但し伽羅千代萩なる芝居は全く此騒動を種として附會したる作爲なり。

(六) 市ヶ谷の復仇

奥平源八なる者父の仇奥平隼人を、四代將軍の寛文十二年(2332)江戸市ヶ谷にて討つ。

(七) 心越

心越は四代の延寶五年(2337)歸化したる支那の僧にして、水戸の徳川光圀に招かれて、曹洞宗心越派を始む。

(八) 奴又は俠又は六方者

武士の義を重ずる風極端に走れば乃ち俠客を生ず。奴・俠・六方者等は皆俠客の異名なり。此には士もあれば平民も在て、皆仁俠を以て事となして相争ふ。此風は既に早くより存すれど、特に四代將軍の時を以て甚しとなし、夢野市郎兵衛(三代將軍代の人)、水野十郎左衛門(成之と名く、四代將軍頭組を結ぶ徒)、幡隨院長兵衛(四代將軍代の人)の如き最も有名なり。此風は一方には酷かに利ありとするも、元來非も之を遂ぐるの主義なれば、博奕喧嘩等は恰も其常業の如く、弊害も亦少しとせず。今日東都の人士中なほ此俠客の善惡兩方面を傳ふるを見るべし。

(九) 御掛屋

御掛屋とは所謂大名の出入商家にして、大名の依頼を受けて、其米穀及國産の賣捌を掌りて、權力ある富商なり。

### 一八七 五代將軍の政治

五代綱吉時代の政治には、明かに二大區域を劃することを得、天和貞享の良政と元祿寶永の弊政と是なり。

#### 甲、天和・貞享の治

##### 第一、良政の所因

將軍綱吉は性來英明なりし上に、大老堀田正俊主として前代の弊政を改め、大久保忠朝、阿部正武、戸田忠昌等の執政之を輔けて、革正する所甚た多し。

##### 第二、良政の要點

さらば(一)まづ大に民政に注意して、當時幕府直轄地を支配する所の郡代、代官等が手代、手付等に一任して、自から政務を省みず、却て苛税を人

民より取立て、之を私して奢侈に耽るを以て、嚴に此等の弊害を除き去り。(二)次には賞罰を嚴明にして、延寶八年(2340)就職後直ちに酒井忠清を斥け、天和元年(2341)には久しく決せざりし越後騒動を直裁し、此外にも大名旗本中の失政者を罰して、以て幕府の紀綱を振張し。(三)次には上下の風俗改良を計りて、或は幕府官人の不正を戒め、或は節儉令を布て下民一般の奢侈を止め、隨分微細の點に至るまで注意したりき。此外にも文學の獎勵従ひては諸藩の治績等見るべき事件多しとす。

#### 乙、元祿・寶永の批政

##### 第一、批政の所因

右の如く一時大に振肅したりし幕政が、俄かに衰ふるに至れるは、(一)は忠直嚴明にして右の美政畫策者たりし堀田正俊が、貞享元年(2344)殿中に於て、稻葉正休に刺されて、柳澤等の劈臣此に代りて登庸せられたると、(一)は綱吉の病的迷信より種々の非政ありしと、(一)は永年太平の結果、



一般の風尚頗る變化する際、偶々天變地異の續出は、益々此弊政を醸成せし原因たりしなり。

### 第一、批政の要點

(一) 從來老中の詰所ツクシヨは將軍の居間キマに近くして、將軍に接する事も繁かりしが、堀田の刺害事件ありてより、老中を遠くるととなりて、是迄單に將軍と老中との取次役たりし御側御用人オノタビオノヨリノヒトが、獨り將軍の膝下にありて、政治の顧問となりて權を専らにするに至り、先きには牧野成貞あり、後には柳澤彌太郎、吉保ありて、其才貌を以て大に將軍の愛顧を受け、將軍度々其邸に御成オノタビ將軍の外出イデデありて、歌舞宴樂を事とし、破格の優待を加へたれば、當時の施設は大抵吉保の意より出づる有様にて、從て賄賂請托等行はれて、政治を紊亂すると甚し。(二) 次に將軍の生母桂昌院夫人及綱吉は共に佛教の信仰深く、元祿前後に於て、護國寺ゴクニシ江戶エド護持院ゴジイン江戶エド神田橋外カミナシ寬永寺の中堂ナカドウ江戶エド野ノの新築又は淺草觀音大殿及東大寺大佛殿の再興等

寺院の建立多く、又田園の寄附僧侶の優待至らざるなし。(三) 斯く大興舉て佛教に溺るゝより、從て迷信甚しく、將軍に世子なきは前生殺生の報なれば宜しく殺生を禁斷すべし、との護持院の僧隆光の言を用ひて、貞享二年(2345)以來屢々殺生禁斷の令を發布す、之を生類憐みシヤウライスミといふ、殊に將軍は犬を愛して數万匹を愛養し、犬公方の世評を得たり。さらば慈仁の主旨も遂に極端に走りて、之が爲めに刑罰に觸るゝ人少なからず。(四) 以上の如き(イ) 騎臣への施與、(ロ) 寺院への寄附、(ハ) 生類憐みの費等多き上に、(ニ) 當時一般驕奢に流れて、上下能猿樂等の遊は益々經費を高め、加ふるに(ホ) 元祿十六年(2363)江戶の大火、諸國の大地震、寶永四年(2367)富士山の噴火等、天災頻りに起り、且つ(ヘ) 外國に流出する金銀貨も多くて、幕府の財政は大に缺乏したりしかば、此一時の急を救ふの彌縫策より、或は酒造税を課し、或は勘定奉行萩原近江守重秀及若年寄稻葉對馬守重富等の建議によりて、元祿より寶永に亘りて、屢々惡貨幣を改鑄發行したりしか

ば、是よりして貨幣の賈造行はれ、各藩は逞に紙幣を發行し、經濟社會に非常の影響を及ぼして、却て人民を困むるに至りき。

### 一八八 綱吉の皇室尊重

幕府が京都に對して其權力を收めたるは依然舊の如しと雖も、五代の後期弊政の中にも、なほ皇室に對する尊崇の美績は没すべからず。乃ち貞享四年<sup>(2347)</sup>東山帝が靈元の讓を承け給ひて即位せらるゝや、幕府は久しく廢れたりし大嘗會<sup>ダイシヤウエ</sup>の式を復興し、又元祿七年<sup>(2354)</sup>には加茂の葵祭を再興し、又同十二年<sup>(2359)</sup>には神武天皇以來歴代の山陵を修理したる等、後文化に至りて山陵奉行あり、夫は其著きものなり。後文新に至り、以て今日に及ぶ。

### 一八九 文教大興

徳川代の學教は家康と林道春とによりて起されて、五代に至りて大に之を獎勵して隆盛ならしめしを以て、綱吉時代は學問上に於て明かに其區劃を作るものとなす。

### 第一 五代以前の學教

初代家康の頃俄かに學教を復活せしめしが、(第一七一)越へて三代に至りて寛永七年<sup>(2290)</sup>林道春宅地を上野忍ヶ岡<sup>ウノノシノガカ</sup>に賜はりて弘文院なる學寮を立て、同十年<sup>(2293)</sup>尾張侯義直<sup>オシナカ</sup>敬公其地に更に孔子廟を建て、先聖殿と云ひ、釋奠<sup>セキテン</sup>の禮を擧げたりしは、實に後日、養學隆昌の端なり。次に四代に至りて寛文三年<sup>(2323)</sup>林恕<sup>ハヤシ</sup>春齋<sup>ハヤシ</sup>に弘文院學士の號を授けて、爾來林家此稱號を繼承す。又當時の學者に山鹿素行<sup>ヤマカソウコウ</sup>あり、古學を唱へて當時全盛の朱子學に反對し、且つ浪人を教養したるより、幕府の嫌疑に觸れて一旦播州赤穂に流され、配所にありてかの大石良雄等に經學を授けたるは、後日影響する所多し。又氏は武家事記を著して、當時の漢學者が支那を崇拜する弊を駁撃したりき。

### 第二 五代の文學復興

(興隆の原因) 五代は實に徳川代學問の隆盛の中心となりしが、其

基く所は將軍綱吉と執政堀田正俊との好學より大に學者を優待して學教獎勵の道に盡せしを以て幕臣及諸藩に於ても皆之に倣ひて學教に怠らざりしが爲めなり。

(學校) さらば先づ學校を興隆せんとして元祿三年(2350)地を神田湯島臺に相して上野の聖廟をこゝに移して大成殿と云ひ爾後釋奠の禮を絶たず又更に學寮を其傍に建て、生徒を教養す是れ昌平校の起原なり。翌年林信篤(春常、鳳岡)に東髪せしめて從五位下大學頭に任じてより其後儒者從來の僧体を改めて官學は益々振へり。

(學者) 斯くて將軍自ら經史を講じ諸種の學者を登庸し下亦之に倣ひたれば此前後に於て學者四方に輩出したりまづ朱子學は幕學の中心として林家代々之にあづかり京都にて斯學を主張し兼ねて神道を奉ずるものに山崎闇齋あり後の淺見烟齋安正佐藤直方の俊秀皆此門に出づ陽明學派には寛永の頃近江に中江藤樹近江聖人ありて知行共

に備はり此餘派を江西學派と云ふ熊澤蕃山は乃ち此業を繼ぎたるものなり古學派には京に伊藤仁齋(堀川塾)及其子東涯ありて名高く又別に古文辭學と稱するものに江戸に物徂徠(荻生茂卿)あり又學に古新を區別せず専ら博識を主として詩文を修むる者に京に木下順庵(貞幹)あり後の新井白石(君美)室鳩巢(直清)雨森芳州(祇園)南海の學者皆此門に出づ太宰春臺服部南廓亦詩文を以て勝る此外水利家に川村瑞賢あり天文家に保井算哲(澁川春海)あり書家に細井廣澤(知慎)あり神道家に吉川惟足山崎闇齋(出口度會)延佳あり國學者に北村季吟(下河邊)長流(僧契)沖あり殊に貝原益軒は博學多識教育上の効果最も多し中にも後世所謂元祿文學として大に當代の特色を發揮する一種の文學には西山宗因松尾芭蕉の俳偕井原西鶴の浮世草子近松門左衛門(巢林子)の淨瑠璃等は皆此種の文學の祖源をなす者にして此後六代將軍頃より八代の初めに亘て西鶴物に倣て京都の人安藤自笑江島其磧等の創作たる所謂

八〇字舎物と稱する一種の俗文學あり。尙此外にも學藝の士頗る多し。  
 (修史) 右諸學者の著述は頗る多くして、一々爰に擧ぐる能はずと雖も、今特に官府の修史事業に就て一言せば、先づ系譜に就ては、是より先き三代の寛永廿年(2302)武家の系譜を作りて之を寛永諸家系圖傳と云ひ、後ち之を増補修正して、十一代將軍の時寛政重修諸家譜を大成す。又四代の寛文十一年(2331)林春齋が父道春の編述を繼ぎて大成せし國史を本朝通鑑と云ふ。夫より五代に至りて、貞享三年(2346)武徳大成記成り、元祿十六年(2363)新國繪圖成る。又之と同時に、水戸侯徳川光圀夙に修史に志ありて、水戸に彰考館を設けて、安積覺、澹伯、朱舜水以下の俊才を聘して、國史を編修し、其子綱條の時に至りて朝廷に奉る。是れ有名なる大日本史にして、卓見英斷發明する處甚だ多し。此外光圀の禮儀類典、扶桑拾葉集の編述の如き、亦皆大部の良書なり。實に修史事業も此代に至りて最も盛んなり。

### 一九〇 當時の美術

五代は學問に於て徳川代の中樞となると同く、美術に於ても亦然り。書道にては、徳川代を通じて官民の間には専ら尊圓法親王の所謂御家流を用ひ、徳川初代に三藐院近衛信尹、本阿彌光悅、僧昭乘最も此流を能くして之を三筆と云ふ。然るに五代の頃細井廣澤(知慎)が更に唐様の書法を始めてより、學者の間には特に此流を習ふに至りき。

繪畫は初め狩野派にては、狩野探幽、守信が繪畫に巧みなるより、此子孫代々幕府の繪所となり、此派より出て、別に一派を作りしものに、五代より六代に亘りて有名なる緒方光淋ありて、光淋派を形作り、次て寛政の頃に圓山、應舉ありて別に四條派の祖となる。次に住吉派にては、住吉廣澄、五代の頃更に擧げられて繪所となりてより、此派にも高手少なからず。又土佐畫も盛なりしが、此流より出て、一機軸を出せしものに、寛永の頃岩佐又兵衛ありて、所謂浮世繪を始めてより、此流を汲むものに、

五代の頃、菱川師宣、英一、蝶島一、蝶ありて、最も寫實に妙を得、九代將軍の頃よりは此術一層進歩して着色鮮麗を競ひ、所謂錦畫なるもの始まり、當時の名手に鈴木春信あり、これより宮川歌川、西川鳥井等の諸派を生じて、よく元祿美術の特色を發揮したり。又後に發達する文人畫(南宗)も漸く此頃より起り初め、八代の頃渡來の支那人伊孚九沈、南蘋の徒頗る巧みにして、邦人にも九代十代頃に亘りて、祇園南海、柳澤淇園、池野大雅の徒、文人畫に巧みなりしより益々發達したり。又洋畫も八代將軍洋書の禁を解てより、漸く之を習ふものありて、寛政の頃司馬江漢始めて西洋の油畫及銅版の術を傳へたりき。

一九一 當時前後に於ける諸藩の治績

五代將軍前後に亘りて、諸藩に於て各々儒者を聘用して良政を布きたる處頗る多く、其治績に至りては各藩相共通せるを見る。今其著きものを述べん。

- (一) 土佐侯山内忠義と忠豊との間は、藩政頗る舉り、水路を通じ産物を増加する等、四代寛文の頃を以て最も盛なりとす。是れ主として藩儒野中兼山(南學派)の人傑の施設に出づ。
- (二) 之と同時に、備前侯池田新太郎少將光政あり、熊澤蕃山(了介)及津田永忠等を登庸して新政を開き、或は學校を起して文學を勵まし、或は質素を奨めて課税を薄くし、或は實業を盛んにして民富を計る等、見るべき事業甚だ多し。
- (三) 又此頃會津侯保科正之あり。正之は一方に幕府の執政として天下の重きをなすと共に、又一方には良藩主として、或は山崎闇齋を聘して學問をすゝめ、或は殉死を禁じて風俗の改善を計り、遂に忠孝義理に據て一種嚴格なる藩風を作り、一に幕府に仕事せしむ、後世會津武士の風は全く爰に基く。
- (四) 又水戸藩の美政も代々名聲高きが中にも、元祿の光圀(義公、西山公、云ふ)

を以て其最となす。(一)まづ光圀數多の儒者を集めて、國史制度文學に大功を立て、國學研究の道を開きしとは前述の如く。(二)次に、事毎に大義名分を明かにして、常に皇室を先きにし、尊王主義を鼓吹して所謂水戸風なる一風を形成せしは、全く氏の功なり。かの南朝功臣の遺跡の湮滅を慨きて、元祿五年<sup>(2352)</sup>淺川に楠木正成の碑を立て、嘗て魯の孔子が吳、季札の墓に題したるに倣ひて、此碑に題して「嗚呼忠臣楠子之墓」とせしが如きは尤も有名なり。維新の王政復古の大業此に負ふ所多し。(三)なほ此外、殉死者を禁じて良風を養ひ、又は牧馬水産殖産事業に盡せし所頗る多し。

(五) 又少しく此に後れて、加賀藩主前田綱紀あり、其良政多き中にも、殊に心を經濟の道に用ゐて、稻生若水をして産物類纂なる大部の書を編せしめ等して、大に殖産事業を奨勵せしを以て、其治下越、登賀三州の國産俄かに増殖するに至りぬ。されば當時諸藩の治を云ふもの専ら、一加

賀、二土佐の評ありしと云ふ。

(六) 此後九代將軍の頃より、肥後熊本の藩主に細川重賢、銀臺侯あり、其家老堀勝名、藩主を助けて、共に銳意治を計り、秋山玉山、蘆孤山の如き儒者を登用し、大に教育を振興して、時習館、藩學及丙春館、醫學校等を起して、人才を養成し、士民に節儉をすゝめて、備荒儲蓄の法を立て、不時に備へ、此外藩制、武備刑法等悉く備はり、藩民永く侯の德望を慕ふ。

(七) 銀臺侯に少しく後れて、米澤に上杉治憲侯あり、細井平州、平賀鳩溪等を聘して、興讓館、藩學、好生堂、醫學校等を起して、教育を振興し、又自ら微行して、民情を察し、貧民救恤に盡せる等、民政の注意も行届きて、當時良主の名聲頗る高し。

此外の諸藩も皆治に勵みて、淫祠を毀ちて、佛教を清くせし、事等は各藩の一致する所にして、殊に教育の事業は、五代以來非常に振起されて、眞に文運隆昌の盛況を呈せしを見る。

## 一九二 元祿風と赤穂騒動

五代の頃は太平既に永く打續きて、幕府擧りて奢侈を極むれば、民間も亦此に倣ひて驕奢を競ひ、文學美術も漸く民間一般に廣まりて俗化したるもの多く、衣服遊具皆奢美を極め、以て一世の風尚をなし、之を元祿風と稱す。斯く上下滔々浮華に流るゝ際に、當り突然その昏睡を破りしを赤穂の騒動となす。

此騒動は、始め元祿十四年<sup>(2361)</sup>京都より年賀の勅使下向するを以て、播州赤穂城主淺野長矩等此が接待役たりしに、長矩禮に習はざるより、從來専ら幕府の禮式を掌れる高家の吉良義央は、殿中に於て之を嘲りければ、長矩怒て直ちに之を傷けたるを以て、幕府の刑辟に觸れて、其領地を沒して死を賜はりしより、其臣大石良雄等四十七士共謀して、翌十五年<sup>(2362)</sup>十二月、吉良邸を襲ひ、義央を刺して主君の仇を報ひ、芝泉岳寺に至りて長矩の靈を祭る。然るに復仇は幕府の公許する所なれども、亦此等浪

士を處分せざらんか、忽ち吉良家の親戚たる上杉家と淺野家との反目となるを以て、此が處分は尤も困難する所なりしが、種々討議の末遂に翌十六年<sup>(2363)</sup>二月四十七士に死を賜ひて、悉く之を泉岳寺淺野の墓側に葬る。此後世間に於て此行動に就て是非の議論ありしも、遂に室直清が赤穂義人録を著して大に此を賞揚し、竹田出雲が之を芝居に演ぜしより以來、世人皆此節義を慕ひて、遂に徳川氏を通じて一種の社會教育として、一般士民に感化を興へし、所頗る多大なりとす。

## 一九三 綱吉將軍の薨去

さて良政非政相半せし五代將軍綱吉は、遂に寶永六年<sup>(2369)</sup>痘を病て急に薨去し、次で間もなく御臺所鷹司氏も同く疱瘡を病みて沒したり。斯く將軍夫妻相次で薨去せしより、後世將軍が柳澤を益々拔擢せんとするより、御臺が國家の爲め將軍を刺して後自害せり等との風評を傳ふるに至りしなり。

注意すべき事項

(一) 従一位夫人

従一位夫人とは家光將軍の妾にして綱吉の生母なる桂昌院夫人のとなり。五代の間政治上にも干渉して大に勢力あり、遂に従一位に任ぜらる。將軍の妾にして斯かる高位に昇りしは前後唯一人のみ。故に世尊て専ら従一位夫人と稱す。

(二) 越後騒動

越後騒動は永年決せざりし大疑獄にして、此起りは、越前家秀康の嫡孫松平光長が越後高田に封ぜられしが、此光長の妹婿小栗美作が己が生子を以て光長の後を繼がしめんとせしを、老臣永見大藏、荻田主馬等が之に抵抗し、非常の紛紜を生じて遂に幕府の決斷を仰ぎしも、永く決せざりしに、綱吉は人を遣して此實情を取調べしめたる後、天和元年(2341)此疑獄を直裁して、光長父子の領地を没し、小栗父子を切腹、永見、荻田等を

流罪に處し、而して後從來此事に與かりし幕府執政の怠慢を責めて、此事に關係せし地方の大名をも各々所罰して、以て幕威の嚴明を示したりき。

(三) 運上又は冥加金

凡て幕府の下より取立つる營業税金を運上又は冥加金と稱す。

(四) 定免法及見取法

定免法と見取法とは共に幕府が人民の田租徴收の方法にして、定免とは或年限内の田租を平均して其平均額を定法として徴收する法なり。見取法とは一定の定額なく毎年秋熟の候、代官其地を臨檢して、穀物の熟否によりて臨機其年の田租の額を定むる法なり。

(五) 保井算哲(澁川春海)

保井算哲は頗る天文曆數に通じたる人にして、清和天皇以來久しく我邦に採用せる宣明曆が、大に推歩に違ふ所あるを以て、之を改めんと欲



して、廣く元明の曆法を參考して自ら新曆を作りて、五代將軍の貞享元年<sup>(2344)</sup>幕府に献上し、勅許を得て此曆を用ゆることとなりて、之を貞享曆と名く。それより同年召されて幕府の天文方となり、曆數に於て大に功績をあらはせしなり。

(六)河村瑞賢

河村瑞賢は四代五代の間に於ける商業界の奇傑にして、富巨萬を重ね、五代に拔でられて幕臣となる。氏は水利海運採鑛等の事に悉く精通し、施設する處多き中にも、奥羽地方と江戸との海運の道を開きたるが如き、又大坂安治川の開鑿事業の如き、又は金山開鑿業の如き、何れも當時の世態に在りては無比の大事業と云はざる可からず。

(七)神祇組・鶴鶴組・白欄組

神祇組・鶴鶴組・白欄組等は皆五代の頃流行せし俠客の黨派にして、互に相争ひて治安の妨害甚しかりしかば、綱吉は貞享三年<sup>(2346)</sup>に此黨を捕へ

て其魁を斬り部下をも悉く處罰したりき。

(八)淺草札差

江戸淺草に幕府の御藏ありて、こゝに米穀を貯へて之を倉米と云ひ、武士の給料として此倉米を渡す者を札差と云ふ。故に札差には富家多く權力ありしが、五代の元祿十年<sup>(2357)</sup>より倉米給與を己めて、一々領地を與ゆることとなりしより此制を一變したりき。

(九)勅額火事(中堂火事)

こは元祿十一年<sup>(2358)</sup>上野寛永寺の根本中堂成るや、幕府京都に奏請して、當帝東山天皇の勅額を受く。然るに此年大火ありて上野も其火中にありと雖も、獨り根本中堂は事なきを得たりき。乃ち此火事を稱して勅額火事又は中堂火事と云ふ。

(十)關孝和

關孝和名は新助、五代元祿頃の人にして、算道に通じ、點算と稱する筆算

術を發明したりき。

### (士)五人組制度

五人組制度は支那に始りて我邦大寶令に採用したりし舊に倣ひて徳川初代より創めたる制度にして五代の初め地方政治に注意したるより漸く完全に赴きて後世完備したり其制は名の如く五家相保ちて一は治安を保ち一は風俗を厚くする主旨にして此組中の筆頭をば特に判頭又は伍頭又は組頭と稱す蓋し町村自治の制なり而て此自治の上役には名主（關東にて名主と云ひ）町年寄（江戸及他に限る）等あり

(士)南龍公（南龍公は徳川家康の第十子紀州侯頼宣にして那波道圓等の學者を聘して大に治績を擧げし有名なる藩主なり）

### 一九四 六代將軍家宣の政治

#### 第一 當時の施政者

家宣綱吉の後を承けて職に在ると僅かに四年に過ぎずと雖も其間に起りし政績見るべきもの多し然らば其政治の由て出づる所は如何にと云ふに當時の執政者には老中小笠原壹岐守長重以下人物少なからぬど其實權を握りしは將軍の少時より師たりし新井君美（白石）及御側御用人眞鍋越前守詮房と將軍御臺所の父近衛基熙公との三人にして共に當代の政治を左右したりき。

#### 第二 其政治

將軍は前代の弊政を改むるに急にして(一)先づ巧みに柳澤吉保を退げて寶永六年(2369)就職の劈頭殺生の禁を解き酒税を廢し大赦を行ひて大に民望を博し(二)翌寶永七年(2370)武家法度を發布してより以來或は大名の非政を戒め或は司法の怠慢を督勵する等頗る政綱の振張を計り(三)又前代惡貨を鑄造したる萩原近江守重秀をば漸く斥けて從來の惡貨幣を止めて純貨に復し正徳元年(2371)以來専ら乾字金（形は小なれど）を用

るしめ、又諸藩の藩札を嚴禁したりしが、此貨幣の制は八代吉宗に至て  
完し。以上は皆前代の惡弊を改めたるものなるが、なほ此外にも(四)皇室  
及外交に關して新たに施設する良政(第一九五、六節參看)あり。されど又(五)當代に  
は餘り京都風を移して、萬づ文飾を專とせしは其弊なりき。

### 一九五 閑院宮取立及皇女降嫁の議

皇室式微して以來、既に王代より法親王とならるゝ皇子皇孫多く之を  
宮門跡と云ひ、又皇女の入道せらるゝも、多く之を比丘尼御所と云ふ。德  
川代に入りても、尙ほ然りしが、新井白石は之を慨きて、親王家取立の議  
を幕府に建言し、遂に家宣より朝廷に奏請し、近衛基熙等も盡力する所  
ありて、寶永六年(2369)中御門天皇の皇弟秀の宮直仁親王を立て、親王家  
に列す。閑院宮乃ち是なり。爰に於てか從來の伏見宮(崇光帝)、有栖川宮(後  
成帝)、桂宮(京極宮)、正親町に合せて四世襲親王家となりしなり。又白石は  
將軍に向て、皇女降嫁をも建議せしかば、遂に七代家繼の代に至りて正

德五年(2375)東山上皇の御妹八十の宮吉子内親王が家繼に降嫁せんとの  
御約束成りしも、間もなく家繼薨去せしを以て、此件は果さずして止み  
にしも、白石の誠意は嘉みすべきなり。

### 一九六 正德の外交事件

六代の正徳年間には外交上注意すべき件多く、外使應待貿易制度上等  
に於て改革する所少なからず、今其要を述ぶべし。

#### 第一 朝鮮來聘新儀

徳川初代以來將軍代替り毎に朝鮮より必ず慶賀の使を送るを常とせ  
しが、三代家光の頃には、我が威を外使に示さんとの政略を以て、其應待  
に巨多の經費を以て特殊の優遇を加へしより、却て爲めに國體を損す  
るが如き事儀少なからざりしに、六代の正徳元年(2371)彼の正使趙大億以  
下一行の來聘ありし時より、新井白石は全然其應接儀式を改新して、遠  
慮なく舊例を破り(往復文書中に、朝鮮王の諱を犯し、又日本將軍禮遇を

薄くし(御三家の接待、老中の使)從來の國際上の失體を改めしは頗る可なり。然れども八代吉宗に至りて、全然白石の文飾政治を排せしが爲め、此制も再び舊例に復したり。されど此時、今後朝鮮の來聘使應接は之を對馬に行ふて、以て從來の巨費を節せんとの白石の意見は、後ち十一代家齊の時より實行せらるゝに至りぬ。

第一 正徳長崎新令

三代將軍以來諸外國との貿易は禁止したりしも、尙ほ和蘭支那の兩國に限りては、長崎に於て其交易を公許せしとなれば、其後長崎の交易は絶えず盛なりしが、中にも五代將軍の頃は、清國の海禁弛み、我邦に於ても此が制裁をなさざりしより、彼船の來航するもの頗る多く、隨て海外に流出する金銀銅貨非常の多額に上り、又私販(ぬけ荷)等も大に行はれて、弊害漸く甚しかりしかば、七代の正徳五年(2375)に至りて、長崎新令を發布して、私販を嚴禁すると同時に、一年の貿易額船數をも制限して、清國

は一年に三十艘、銀六千貫銅三千貫とし、和蘭船は二隻、銀銅額は共に清船の半と定めたり。

注意すべき事項

(一) 新井白石

新井白石(君美)は徳川代第一の政治家、學者にして、種々の方面に成功せり。政治の手腕ありしとは既に云へるが如し。其學問の博厚なるは、氏が今日に残せる幾多の著書にて知るべく、就中最も世に行はるゝは、折焚(柴の記、藩翰譜、讀史餘論等)なり。

(二) 目明かし、口問ひ

評定所の役人が罪人を捕ふるに當り、或は前科者等の罪過を許して、却て之を己が手下に用ゐるて、罪人逮捕の任に當らしむるもの、之を目明かし、又は口問ひ等と云ふ。六代將軍の時、此等の惡弊を糺したり。

(三) 巡見使

此は徳川代を通じてありし役人にて、幕府より出て、諸國の政治の良否を視察する官なり。

(四) 布衣

徳川代に於ける役人の一の資格にして、布衣着用を許されたるもの、稱なり。旗本に此役名あり。

(五) 張紙相場

幕府より御家人に與ゆる給料は、時には金時には米を用ひしが、若し金を與ふる時は、大阪、江戸の市場の米相場を平均して、以て金に換算して與ふ、乃ち之を張紙相場と云ふ。

一九七 七代家繼の時代

將軍家宣在職僅か四年にして薨去し、其子家繼僅かに七歳にして將軍職に就きしが、此亦在職四年にして薨去し、其期間は極めて短きも、間部詮房と新井白石との兩人は、前代より引續きて、將軍を輔佐して大に幕

政を張りたり。さらば此期間に於ては、主として前代施政の方針を實行せし事多く、假令ば(一)就職以來銳意幕府及下民の風俗改善を計りたる事(二)正徳四年(3374)より愈々惡貨改鑄を實行して、美質の貨幣となし(三)又翌五年(2375)長崎貿易新令を開きたる等(第一九六)皆注意すべき要件なり。

注意すべき事項

繪島疑獄

五代將軍舞樂を好みて諸種の弊害を生じ、殊に大奥の紊亂せし事は、六代に於ても亦然り。さらば其餘波七代將軍の正徳四年(2374)に至りて、大奥の老女繪島、宮路等が不品行ありしを以て、大に之を糺して、之に關係せし人々を各々流罪に處して事治まりぬ。之を繪島疑獄と稱す。

一九八 徳川中興政治(享保の治)

七代家繼の薨するや、享保元年(2376)紀州侯徳川頼宣(南龍公)の孫吉宗入て將軍の統を襲ふ。吉宗聰明勇斷、大に前代の文飾政治を厭ひて専ら實務

を擧ぐるを主とし、前代の間部詮房、新井白石等を斥けて、一に室直清、鳩巢、荻生、茂卿、物徂徠、林信篤等を擧げて、政教の顧問に備へて、改革する所頗る多し。世に之を賞揚して、徳川の中興と云ふ。

第一、民政

吉宗は自ら率先して、節儉を全國に勸むると共に、一方に於ては殖産工業の道を奨励して、國富を増加したる處多し。又享保七年(2382)小石川藥園に施藥院を建て、貧民病者を療養し、之を小石川養生所と云ひ、同十五年(2391)には普救類方、東醫寶鑑等の醫書を刊行して、病傷の際應急の手當を一般に教示したる等、實に撫民の術盡せりと云ふ可し。

第二、慕政

民政に盡すと同時に、從來少く弛敗せんとせし幕府の紀綱をば大に振張して、其基礎を固定したり。まづ嚴に大奥を取締りて、女謁の弊を止め、又人才登庸の道を計りて、足高の制を創む。此制は、官職の等級に従ひて豫め其石高を定め置き、今或官職に就く者の家祿が其

就職の石高に満たざる時は、其不足の額だけを増加し、若し其職を去る時は、乃ちもとの家祿に復せしむるの制なり。又特に司法刑法の事に注意して、先づ公事方御定書、御定書百ヶ條とも云ふなる法律を作りて、幕府刑法の標準摸範を示したるが、其刑罰には、過料、手鎖、敲、追放、遠島、死罪等の正刑の外、晒入、墨、鬮所等の附加刑あり、且つ武士には、別に遠慮、逼塞、閉門、改易、切腹等の閏刑ありき。又評定所に目安箱なるものを置き、庶人の冤枉の訴を受け、之を箱訴と云ふ。又大岡越前守忠相を援擢して、江戸町奉行となして、訟獄の公平嚴信を保たしめたる等、皆見るべし。

第三、其他

士民に武備を勸めて、從來孱弱の風を絶ち、(第一九九) 又は學問を奨励して、經學をすゝむるは勿論、洋書の禁を弛めて、學問の範圍を擴め、(第二〇) 且つ家屋の構造を改正し、消防の制を整頓したりき。

一九九 當時の武藝

徳川初代は戰國の餘風を受けて、武藝大に起りて、軍學、砲術、射藝、馬術、劍

術槍術小具足水練等悉く備はり其間に各々流派を生じたりしが特に島原の役は大に斯道發達の導をなして三代四代の頃は一時の盛を極めたりしも其後文に流れて少しく孱弱の氣風を生じたれば吉宗就職するに及んで大に此弊を矯めて各々初代の武藝を再興して士氣を鼓舞したり殊に注意すべきは當時全盛の儒者荻生徂徠の如きが盛に軍學を説きたる事と又將軍が蘭人を招て砲術馬術を教習せしめしは乃ち後日西洋兵術の夙く開けし源たりし事と是なり。

## 二〇〇 洋學の起原付當時の學問

吉宗素より學を好み殊に天文曆數に長じたりしが林家室鳩巢荻生茂卿等の儒者を用ひて經學實用の學藝を唱導せしめ享保六年(2381)鳩巢をして六諭衍義を譯して廣く之を刊行せしめ後來永く士民の教材となせし等學教普及の上に影響する所頗る大なりきされど此代殊に注意すべきは洋學の興起なりとす。

始め三代將軍以後外教の禁より洋書の禁に移りてより通詞を置いて會話は許すも堅く洋書の繙讀を禁じたりしが家宣將軍の頃長崎の人西川如見が華夷通商考等の書を著して夙く外國の事情を述べしに始まりて次で新井白石が將軍の命を奉じて此頃我邦に漂着せし羅馬の宣教師を鞠問し後又蘭人を訪ひ通詞によりて彼等の學問の精密なるを悟り其語る所を記して采覽異言西洋紀聞等の書を著はしたりしは實に本邦洋學の起原となす次で八代吉宗に至り享保中從來の洋書の禁を解き西川如見青木文藏敦書昆陽號す洋學の外にも甘藷を廣めしより甘藷先生の名も高し野呂玄丈等を召して長崎に行て蘭人に就て洋學を研究せしめて斯學漸く起りしが此文藏の弟子に前野良澤蘭化なる醫者あり後長崎に遊びて學大に進み蘭學に關する諸書を著ししが此後杉田玄白鷗齋桂川甫周(月池)大槻玄澤(磐水)の蘭醫相次で起りて醫學と共に洋學も亦大に進歩し遂に十三代家慶將軍の安政三年(2516)始めて蕃書調所のちの開成校を江戸

麹町九段坂下に設けたりしは、是れ乃ち洋學核の始めなり。此頃恰も川本幸民は頻りに西洋の理化學を紹介し、普魯士の醫師シィポルド(Boerhaave)は大に醫療の新法を傳ふ。斯くて此よりして蘭學の外にも英佛獨露諸國の醫學も漸く輸入するに至りき。

注意すべき事項

(一) 上米と參勤交代式の變更

八代吉宗の時は前代疲弊の後を承けて財政大に缺乏して、旗本に一定の切米を給與すると能はざれば、諸大名に命じて其知行に應じて、幾分の米穀を幕府に納れしむ之を上米と云ふ。其代り從來の參勤交代の式を變じて、大名在府の期限を半ヶ年に減少したりき。されど此變制は、後間もなく財政の復舊せらるゝに及んで再び舊に復したりき。

(二) 科條類典

科條類典は公事方定書と共に徳川代の准據する二大法典なり。

(三) 白石談と鏡山

八代の享保八年(2383)東西に有名なる復仇あり。一は白石談と傳へて、仙臺に於て農民の二女が父の仇田邊志摩を討ちし事あり。一は鏡山と呼びて、石州濱田藩の江戸邸内に於て、局澤野の婢山路が奥女中瀧野を討ちし事あり。共に芝居に演ぜられてより、徳川代婦人の社會教育の要材となりぬ。

(四) 山脇東洋

山脇東洋は八代の享保年中の人にて、實地屍體を解剖研究して、本邦解剖學の祖と仰がる。

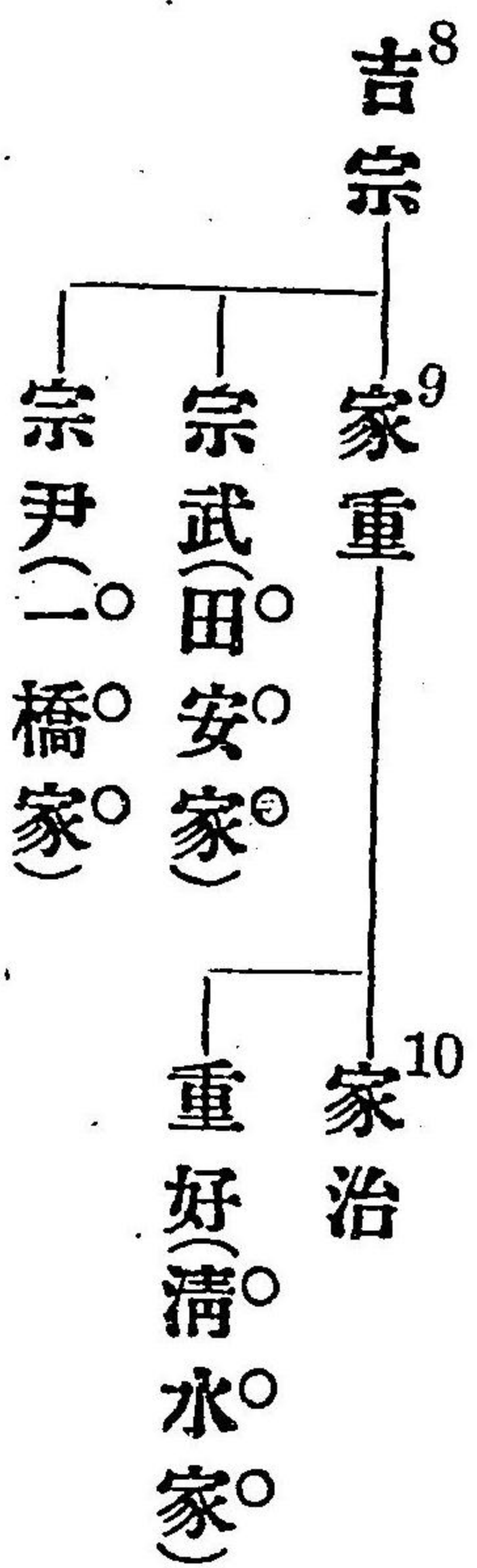
(五) 洋學の四大家

新井白石、青木昆陽、前野良澤、杉田玄白の四人を後世洋學の四大家と云ふ。

二〇一 御三家と御三卿



家康は其子義直を尾張に、頼宣を紀伊に、頼房を水戸に封じてより、此三家は代々繼承して絶えず。此三家は、一は各々大名として徳川氏の天下經營の重鎮たると共に、一は將軍繼嗣の斷絶に備へたりしなり。之を御三家と稱して大名中無比の權力を有したりき。然るに吉宗は更に其子宗武、宗尹の二人をば別に大名に列せずして各々田安、一橋門内に居らしめ、次で家重も亦其子重好を清水門内に置き、此三家にも御三家と同等の資格を與へて、専ら御三家ゴサンキヤと稱したりき。



### 二〇二 竹内式部の件(寶曆事件)

九代家重吉宗の後を承けて將軍となりしが、不肖にして將軍の器なき

上に、嬖臣事を用ひて幕威漸く墜ちんとするに際し、然かも元祿以來朝家に對する幕府の權力は益々高上するに當り、折節京都には、挑園天皇御壯年にして、敵勸公卿も亦私かに關東を憤るものあり。斯かる際に當りて、越後の入竹内式部京に出て、徳大寺家の士となり、一に山崎闇齋の垂加流スベカの神道を奉じて、盛に王道を唱へ、徳大寺公城以下公卿諸士の此を聽く者多く、天皇も亦屢々此説を進講せしめられ、愈々王政復古説等の起らんとする有様なりしかば、關白近衛内前等は事態容易ならずとし、幕府の意を體して、寶曆八年(2418)式部に關係せる公卿正親町徳大寺以下十七人の公卿を處分し、竹内式部をも重追放に處したり。これ亦公幕衝突の大なるもの、名づけて寶曆事件と稱す。

### 二〇三 明和の勤王事件

然るに右式部の事と相關聯して起りし一事件あり。そは式部の京都に王道復興の主義を鼓吹すると同時に、其友人藤井右門等も亦同く此説

を主張し、公卿有志の徒は愈々王政恢復を計るに志ありしに、一旦各々處罰せられしと雖も、後ち藤井右門山縣大貳等と共に江戸に来て、同く勤王論を唱道し、遂に事を擧げて幕府を伐たんとせしかば、後櫻町帝の明和四年<sup>(2427)</sup>幕府此等の處士を捕へて、右門大貳を斬り、竹内式部を流したり。之を明和の勤王事件となす。實に維新王政復古の源を作りしものなり。

## 二〇四 田沼意次及意知

九代家重及十代家治二代の間は、田沼意次意知父子將軍の嬖臣として、遂に意次は老中に意知は若年寄に進みて、大に權を専らにし、秕政頗る多き上に、天明年間諸國に天災起りて、諸侯皆財政に困みければ、幕府は全國の社寺及庶民より金錢を徵發して五年の後之を辨償する事と定めて、此を以て諸侯の急を救ひたり。之を隔通金と云ふ。斯かる際に當りても、田沼父子は依然驕奢を極めたりしかば、遂に天明四年<sup>(2441)</sup>佐野政言

意知を殿中に刺し、同六年<sup>(2446)</sup>意次も亦斥けられて、一時失墜せし幕威は再び此より振興するに至るなり。

## 二〇五 寛政の治

田沼父子の專横より八代の中興政治も斯く衰ふるに當り、一橋家齊入て將軍となり、奥州白河城主松平越中守定信<sup>(樂翁)</sup>之が輔佐として、寛政年間施設する所多し。之を寛政の治と稱す。

(第一)民政 天明年間天災頻りに起りて諸國の民飢ゆる者多かりしが、定信は此饑饉の後を承けて尤も民政に注意し、先づ之が救濟の道を講じて、寛政元年<sup>(2419)</sup>諸侯に命じて豫備倉を設けて備荒儲蓄をなさしめ、又江戸にも町會所を設けて積立金をなして不時に備へしめれば、後日之が恩澤を蒙るもの多し。又頻りに奢侈を禁じ博奕を懲して、風俗の匡正を計り、且つ嚴に不正を戒め刑法を明かにして、寛政二年<sup>(2450)</sup>より石川島を開て、囚人を使役したる等、更改する所頗る多し。

(第二)幕府取締 定信は又幕政の更張を計りて、前代の積弊たる女謁を嚴禁し、務めて、人才の登庸を計りて、大阪の儒者中井積善、竹山を召して政事を問ひ、竹山は爲めに草茅危言なる政書を奉りたり。此外學者の登用頗る多し。

(第三)朝廷尊崇 定信又尊王の美舉あり。是は偶々天明八年(2448)京都大火ありて、皇居も火災に罹りしに、定信は從來禁裏の規模の甚だ狭小なるを慨きて、古制に復せんとし、裏松、光世、藤井、貞幹と共に古圖を探りて、一に古制を探りて皇居を造營したりき。

(第四)其他の新政 此外定信の施設として、學制の改革、海防の注意等見るべきもの多し。

## 二〇六 寛政異學の禁付學制改革

松平定信は素と實用的の學問を主張し、經學中朱子學を以て尤も此目的に適するものとなせり。然るに元祿以來儒者之間に數多の學派を生

じて互に論難して已まざれば、政教の上に大に害ありとしたるに、偶々幕府の儒官柴野彥助が其友西山拙齋の意見を用ひて、程朱を正學として一に此學に由らんとを建議せしかば、遂に寛政二年(2450)程朱以外の學派は悉く異學として此を禁制したり。之を寛政異學の禁と稱す。されど斯かる一片の法令は決して研學の自由を抑壓する能はず。此禁出て、より却て他學派の反抗を來して、其等の諸學は依然榮毛たりしなり。然れども朱子學を正學とするの目的より、益々斯學を興隆せんが爲め、大に昌平校を擴張し、まづ寛政四年(2452)其學規を改正して、從來の士庶交へ教ゆるの制を止め、學生を専ら官吏の子弟に限りて、純粹の官學となし、讃岐の人柴野彥助、栗山、伊豫の人尾藤良助、二州、古賀彌助、精里、以上寛政の三博士又は寛政の三助等の儒者を用ひて、林述齋(衡)を助けて教育を司らしめ、同十年(2458)更に聖廟(今日の教館)及學問所(今日の高等師範校)敷地を改築してより、爾來教學は釋奠と共に益々盛なりき。

## 二〇七 國學の發達

百

右朱子學の隆ゆるると同時に、史料の編述にて有名なるは、彼の盲人鳩保トウボウ已イ一の事業にして、氏は頗る博識強記、寛政五年(2453)地を幕府より賜はりて、江戸番町に和學講談所を立て、こゝに散逸せる史書を編纂して、群書類ミヤコモノ從續群書類ミヤコモノ從武家名目抄史料の如き大部の史書を蒐集し、今日吾人其恩澤を受くる所多し、屋代弘賢の如き大家も亦此門に出づ。然るに又此と相關聯して注意すべきは、當時國學の發達にして、國學とは我邦の古書を研究して本邦固有の道を明かにするを以て其目的となす。抑も此學の始まりは、五代將軍の頃に北村季吟、下河邊長流、契仲阿闍梨等ありて、契仲水戸光圀の依囑を受けて萬葉代匠記を著せり。此と同時に京に荷田春滿、其子在滿あり、國史法制に明かにして、之を羽倉學と稱す。此門人に加茂真淵あり。又真淵の門人には本居宣長、加藤千蔭、村田春海等多き中にも、宣長尤も博學にして、古事記傳以下著述頗る多く、

恰も當代寛政頃の人なり。又之と同時に藤井貞幹考古に精しく、後ち天保年中に平田篤胤あり、古史傳以下の著述ありて、専ら神道を主唱したりしが、此頃伴信友頗る古書の考據に精しかりき。以上荷田春滿、加茂真淵、本居宣長、平田篤胤の四人をば、後世専ら國學の四大家と云ふ。蓋し此等國學の諸家は、當時世間一般に漢學に偏したる際に當り、其風潮に反對して、盛に國風を説きて人心を惹起せしものにて、後世の尊王主義は實に此に負ふ所多し。

## 二〇八 露國の南下、我國との交渉

寛永鎖港以來和蘭支那朝鮮の外諸外國とは久しく交通を斷ちたりしに、遂に再び外交問題を起して、始めて國民に海防の必要を感ぜしめしは、實に露國の南下經營に始まる。既に六代の正徳年間より露人漸く我が北邊を窺ひ、千島諸島を略して益々南下せんとしたれば、幕府に於ても始めて北海の警備に注意して、天明六年(2446)には最上徳内常矩トコノリを擧

に遣はして事情を探らしめしが、越へて寛政四年<sup>(2452)</sup>露國政府より、ラックスマン (Laxman) なる者を使節として、我が漂流民を送りて公然通商を請ふ、之を寛永以來外國の通商要求の初となす。是より松平定信も自ら房總の海岸を巡見し、大に北海の經營を進めんとし、同寛政十年<sup>(2458)</sup>には近藤守重<sup>(重藏)</sup>、最上徳内等をして北海を探險せしめてより、重藏は一身を此探險に委ねて、寛政十二年<sup>(2460)</sup>遂に擇捉に至り、其地の經營を終へ、露人の嘗て其地に建てたる十字架を徹して、大日本地名アトイヤの木標を立て、此木標は隨行木村我が領地なるを明示したり。次で更に伊能忠敬をして蝦夷地を測量せしめ、享和元年<sup>(2461)</sup>には間宮林藏<sup>(宗倫)</sup>等遠く滿洲地方を探險し、翌二年<sup>(2462)</sup>には遂に函館奉行を置いて専ら北海を警衛せしめしが、越へて文化元年<sup>(2464)</sup>露の使者レサノット<sup>(吟咀涅吐)</sup>更に長崎に來りて互市を乞ひたりしに、政府之を拒絶したりしより、爾來頻年かの不逞の徒北海を侵掠したりしかば、幕吏平山剛藏<sup>(潜)</sup>は幕府に上書し

て、四人を北海に移して之を守らしめんとを請ひ、又松平定信の如きは、是より先き既に屯田兵の制を北海に布かんとの見解ありしも、皆行はれず。同四年<sup>(2467)</sup>には函館奉行を廢し更に松前奉行を置き、經營益々怠りなかりしも、同十年<sup>(2473)</sup>露の使節イリコル<sup>(伊里古留)</sup>蝦夷に來りて其暴民の侵掠を謝し、我と談判を開きしより後は、再び前日の侵掠的暴行は止みにしも、然かも我の彼に對する經營策は急に擧らず、下りて家定將軍の嘉永六年<sup>(2513)</sup>に至りて、露國の使節フーチャチン<sup>(布恬延)</sup>長崎に來航し、隣交を修め且蝦夷地に於ける彼我の境界を一定せんとを求め、越へて安政二年<sup>(2515)</sup>遂に下田に於て、其境界を協定して、千島は擇捉島と得撫島とを界とし、樺太島は兩國人の雜居地と決定したりしが、<sup>(下田條約)</sup>此後尙ほ樺太島の境界を議定せんが爲めに、屢々紛議を重ねたるも、其結果は慶應三年<sup>(2527)</sup>依然樺太を以て雜居地と確定するの條約締結に止まりしのみ。斯くて明治に至りて始めて其終局を告たり<sup>(第二三六)</sup>

### 二〇九 寛政の三奇士

家齊將軍の寛政の頃に當りて、同時に三偉士あり。一人は上野の人高山彦九郎正之にして、或は北海の防備に注目し、或は盛んに大義を唱ふ。一人は仙臺の人林子平友直にして、特に海防に注意して、海國兵談、三國通覽等を著して外寇の事を極論す。二人は下野の人蒲生君平秀實にして、或は海防の事を論じ、或は皇室の式微を慷慨して山陵志を作る。何れも勤王愛國の志に於て世上の人心を鼓動する所多し、此を寛政の三奇士と稱す。尙ほ此外にも水戸藩の儒臣藤田一正及其子東湖等皆名節を勵みて、水戸の藩風を發揮したるの志士たり。要するに、外交の説、勤王の論、漸く四方を動かすに至りしは、此等志士に負ふ所甚だ多し。

### 二一〇 尊號廷議

尊號廷議は又公幕衝突の一事件なり。抑も此事の起りは、當時の主上光格天皇は、閑院宮、典仁親王の皇子に御在すを以て、今御生父を臣列に置

き奉るに忍びず、天明の末年より、既に太上皇の尊號を奉りて、尊奉の御意を顯さんとせられ、度々幕府に議せらるゝ所ありしに、松平定信、松平信明等は、太上皇を追贈し奉るの例はあれど、御生父に尊號を奉るの先例なきを以て、之を拒み奉りたり。然るに寛政四年<sup>(2152)</sup>に至りて、朝廷強て此尊奉あらんと、の風評ありしかば、翌五年<sup>(2453)</sup>議奏、中山愛親卿傳奏、正親町公明卿を江戸に召下して、此件に就て双方の間に互に辨論ありしが、二卿に失策ありしとて、遂に二卿に閉門逼塞を命ぜし外、以下此件に關係せし諸卿を處罰して事全く罷む。此件を名づけて尊號廷議と云ふ。後治七年、典仁親王に慶光天皇の尊號を贈られたり。

### 注意すべき事項

#### (一) 捨訴又は駕籠訴

下の冤枉を上に訴へんが爲めに、幕府執政を其登城往返の途に要して、訴狀を奉りて、執政の駕籠中に投ずる事をば捨訴又は駕籠訴といふ。封

建の世上下疏通の制完からざるの際は、常に行はるゝ風習なりとす。

### (二) 松平樂翁

樂翁は松平越中守定信の號なり。素田安宗武の子にして、白河城主として既に治績を顯はし、次て家齊に拔てられて老中となり、輔佐に轉じ、寛政の良政は皆其手に出づ。後ち文化九年<sup>(2472)</sup>致仕隱居してより専ら文墨に親みて、集古十種、花月草紙等數多の著述を残しき。

### (三) 近藤守重(重藏)

近藤守重は頗る勇壯なる人物にして、寛政十年十一年の二回幕命を奉じて北海の探險に従事し、苦心經營以て我が北海海防策に一道の光明を興へたるの大功あり、且つや學識高くして、その編著頗る多く、吾人に資する所少なからず、然れども幕府の待遇宜きを得ざるより、晩年法に觸れて終を全くせざりしは惜むべし。

### (四) 心學

心學とは孝悌の道を行はしめんが爲め、修身の法を説くものにして、一代家齊將軍の頃の人中、澤道二より始まりて、其弟子手島堵庵に至りて盛にて、極めて卑俗の語を以て一般の平民を教導せし功頗る大なりとす。

## 二二一 大鹽平八郎の亂

家齊寛政の政治は頗る活動せしも、其極文化文政に至りて却て極治の弊を生じ、文政十年<sup>(2487)</sup>には家齊特に太政大臣に任ぜられて、晩年漸く政に倦み、從て幕府の官人も久しく太平に慣れて奢侈に進みし爲め、士風大に破れて、御家人<sup>御家人</sup>株を賣買するに至りて、政治の實力を失ふに至りぬ。斯かる際に當りて、又天保七年<sup>(2496)</sup>には全國に天災ありて、下民は其大饑饉に窮亡するも、官府往々之を救恤せざるの有様なれば、遂に此隙に際して起りしもの之を大鹽の亂となす。

大鹽平八郎(後素)は素と大坂町奉行の與力にして、在職中刑罰の嚴正を

以て名あり。又頗る陽明學に通じ、致仕後弟子を取りて教訓を事とす。然るに偶々天保の大饑饉に、貧民の窮困を憐みて、官の救助を求めしも、大阪町奉行跡部氏之を聞かざりしより、平入郎怒りて天保八年(2497)一揆を募りて事を擧げしも、遂に成らずして自盡したりき。

### 二二二 天保の改革(水野越前守の改革)

文化文政の極治は政治に實力なく浮華の世風を馴致したれば、天保七年(2496)十二代家慶の將軍職に就くや、水野越前守忠邦之が老中として政治の改革に着手し、施設する所多し。蓋し務めて實務を擧げて、八代の享保前代の寛政の舊に復せんとの方針なり。之を天保改革と云ふ。改革の大要凡そ左の如し。

#### (甲) 改革の要點

##### 第一 風俗の改良

風俗の改良は最も當時の急務なれば、此が釐革は随分極端に走りたり。

まづ節儉の令を布き、衣服調度の奢靡を禁じて、違ふ者は一々之を處分し、又珍貴の調理野菜の初物もやし等を嚴禁し、又淫靡の風を矯正して、男女の混浴藝妓等を禁じ、かの柳亭種彦爲永春水等の小説家が、大に風俗を壞亂するを以て、各々此徒を罪したりき。

##### 第二 學教の獎勵

忠邦は又風俗の改良は學教に由らざるべからずとなし、先づ寛政に倣ひて、或は昌平校の講釋を盛にして士庶の教育に務めしめ、或は寺小屋に命じて、幕府の法令實語教大學小學女今川女誠女孝經等の類書を教授せしめ等して、百方官民の教育を獎勵したりき。

##### 第三 兵制の改革

當時恰も幕府旗本の柔弱を戒めざるべからざるに際し、又外寇の事ありしが爲め、忠邦は大に武技を獎勵し、兵制の改革に務め、從來の劔槍の諸流は皆最早や實用に適せざるを以て、更に長崎の人高島四郎太夫茂



敦(秋帆)を用ひて、和蘭の砲術を採用せしが其弟子江川太郎左衛門英龍も亦大に此術に長じ、後伊豆<sup>三浦</sup>山<sup>三浦</sup>の代官となりて、外交に盡すと共に又此砲術をも廣めしより、後遂に幕府に陸軍奉行を置き、佛人を聘して練習をなし、海軍の操練も開けて、此より西洋の軍術漸く盛なりき。

### (乙) 改革の失點

右の如く忠邦は銳意諸種の點に於て改革を怠らざりしも、(一)其改革が餘り極端に走りて、苛細嚴酷に失せしは、其法を得たるものにあらず。又(二)當時人望ありし江戸町奉行矢部駿河守定謙を罷免して、鳥居甲斐守忠耀を以て代へし如きは、遂に忠邦の人望を失ふ動機となり。且つや外交の事漸く紛議を高め、弘化二年<sup>(2505)</sup>忠邦其職を退きて阿部伊勢守正弘之に代る。

### 二二三 元祿以後の學界

元祿以後の學事に就て、既に記述したるものを省き、其他を述べれば、寛

政前後に於て、經學には所謂寛政の三博士を始め、龜田鵬齋、太田錦城の博學あり、頼山陽は日本外史、日本政記等を著して勤王の主義を鼓吹し、又是より先き中井登庵は八代將軍の頃大阪に懷德堂を立て、士庶を教育し、其子中井竹山は松平定信の爲めに草茅危言を著はし、弟履軒も亦名あり、詩人には菅茶山、廣瀬淡窓あり、和歌には天保の比香川景樹あり、俳偕には芭蕉の門人其角、嵐雪、許六の徒あり、横井也、有は特に俳文に巧みなり、又平賀源内(鳩溪、風來散人)は藥物、物理の諸學に通じ、才氣餘りありて巧に戯曲を作る。又小説家には、寛政より文化、文政に亘りて、山東京傳、其門人曲亭馬琴あり、十返舎一九、式亭三馬は殊に滑稽小説に巧妙にして、太田南畝(蜀山人)、石川雅望は落首を能くす。書には文政、天保の比市川米庵、卷菱湖等能書を以て聞え、繪には天保、弘化の頃葛飾、北齋別に浮世繪中に一派をなしたり。此他諸種の方面に其人才實に枚擧に遑あらず。

注意すべき事項

(一) 佐藤信淵

佐藤信淵は十一代十二代將軍頃に亘れる人にして、頗る博學にて蘭學にも通じたるが、就中經濟に心を注ぎ、尤も農學に精通して、農政本論以下數多の農藝に關する著書あり。

(二) 仙石騷動

仙石騷動は天保六年(2495)出石藩仙石家に起りし騷動なり。始め其家の臣に仙石左京あり、權勢に任かせて主家を奪はんとする野心ありしを、神谷轉之を除かんとして成らず、藩を脱して江戸に來り、身を虛無僧に變じて友鶯と云ふ。遂に奸臣を訴へて、寺社奉行之を糾彈して、轉を免るして、左京を獄門に處し、以下其同類を罰し、藩主の領地を減封して事全く已む。

(三) 菱垣廻船問屋

江戸大阪等に菱垣廻船問屋あり、諸國の船舶の積荷を引受けて之が取次賣捌を司りしものにして、蓋し今日の組合問屋の制なり。而して此起原は四代將軍の頃にありしが、後ち天保の改革に當りて、水野忠邦は其問屋の不正を糾して此組合を解きたりしも、嘉永四年(2511)に至りて再興せらる。

(四) 錢屋五兵衛

錢屋五兵衛は加賀の豪商なり、天保の凶歲に當りて、藩の許を得て、加賀用船を作りて、國産を載せて諸國の港津に齎らして之を賣り、以て藩の財政を整理すると共に、自家も富巨萬を重ぬ。又私かに國禁を犯して外國船と密貿易を行ひ等して、富豪に任かせて暴行多かりしかば、事遂に發覺して、嘉永五年(2512)より所謂錢屋大疑獄を起して、翌年官其一族を滅したりき。

二一四 自文政外交始末

露國の來航より歐洲諸國との交渉始まりて紛亂を極めしが、我が彼に對する態度も執政者に由りて各々異なり、又民間の志士中にも開港を可とするもの鎖港を主張するもの等ありて、非常の議論を生じたり、今其顛末を要述すべし。

(一) 文政の令 寛政四年<sup>(2452)</sup>露國政府より公然通商を我に求め來りしより、北邊益々騷擾せしが、次て文化五年<sup>(2468)</sup>には英國船始めて長崎に來りし以來、文化文政に亘りて其船舶屢々來航し、或は沿海を抄掠するが如き事ありしかば、幕府は文政八年<sup>(2485)</sup>外國船擊攘の令を發す、之を文政の令と稱す。諸侯も亦多く此令を奉ずるも、少しく海事に通ずる民間の志士中には、夙く開港を主張する者ありて、是より先き杉田玄白の如きは書を著して夙に開港論を唱へたりき。

(二) 天保の令 爾來攘夷開港の論漸やく起りしに、天保中に至りて渡邊登華山、高野長英等は、外船擊攘の令が時勢に適當ならざる由を痛

論して却て罪せられしが、當時の執政水野忠邦も亦外交上に比較的寛大なる考を有せしを以て、天保十三年<sup>(2502)</sup>更に文政の令を修正して、外國船の薪水食料を請ふ者は之を許し、命に抗する者に限りて之を擊攘するを令したり、之を天保の令といふ。

(三) 攘夷開港論 如斯外交の事漸く紛雜を極むるより、弘化元年<sup>(2504)</sup>和蘭の使節は、海外の形勢を縷陳して通商を我政府に忠告せしが、果して翌弘化二年<sup>(2505)</sup>米船、同三年<sup>(2506)</sup>より佛丁抹等の船艦皆來りて通商を求め、對外の範圍益々廣まり、嘉永に至りて諸外國との交渉愈々切迫するに及んで、朝野に攘夷開港の二論盛に起り、蘭學者は總じて開港の意見を持つるも、諸藩多くは攘夷説を唱ふ中にも、水戸の徳川齊昭は頗る英明、自國に弘道館を立て、人才を養成し、其臣藤田彪、東湖、會澤安、恒藏等と共に盛に攘夷論を主張したりしに、幕府は遂に齊昭を用ゆるに至りて、幕論又一時強硬なる攘夷の方針に傾きぬ。

(四) ペリリ渡來 斯くて嘉永六年<sup>(2513)</sup>米國の使節ペリリ(Perry)軍艦を率ゐて相州浦賀に來りて通商を求めしかば、幕府は浦賀奉行戸田氏榮及儒士林健等をして久里濱にて之に應接せしめ、明年の再航を約して之を返し、其間に武備を整へて彼に當らんとし、急に品川の砲臺を築き諸藩に命じて大艦を以て來て邊海を守らしむ。既にして翌安政元年<sup>(2514)</sup>家定時代ペリリは約の如く再び浦賀に來りて、我の答を求めたりしに、幕府は下田、長崎、箱館の三港に限りて薪水食料を給するを許せしのみ。尋て露英佛三國にも許す事なほ米國の如し。而して此ペリリの來て下田港に泊せし時、吉田寅次郎(松蔭)私かに米船に投じて海外に渡らんとして露はる事、佐久間象山(啓)に連なり、幕府は共に捕へて之を獄に下したり。蓋し此間に於ける幕府の處置は、主として齊昭の攘夷の方針に由りしなり。

(五) ハルリス渡來 然るに越へて安政三年<sup>(2516)</sup>ハルリス(Harris)

米國の全權公使として伊豆下田に來りて、自ら將軍に謁し、閣老と會して修交條約を締結せんとを請ひしに、時に老中堀田備中守正篤は、時勢を察して開港の方針を取り、攘夷論者徳川齊昭は幕府を去りたれば、翌四年<sup>(2517)</sup>ハルリスは遂に江戸に來りて、十三代家定將軍に謁したる後、閣老に條約の締結を迫りしが、時に幕府の威權は既に地に墜ちて獨斷の威力なきを以て、正篤之が勅裁を孝明天皇に仰ぎたり。然るに當時諸國の浪士は悉く京師に集まり、諸卿に取入りて天皇に親接し、攘夷論朝議を動かしたれば、正篤は志を得ずして東に歸りたり。

(六) 安政の假條約 斯の如く堀田正篤は要領を得ずして歸東し、然かもハルリスは頻りに條約を幕府に迫り、他の諸國も亦米に倣はんとする有様なれば、時局は益々切迫し、幕府の執政大に處斷に困むに當り、安政五年<sup>(2518)</sup>井伊掃部頭直弼大老に任じ、事態を察し、勅裁を経ずして果斷を以て同年六月二十日米國と假條約を締結調印して、長崎函館神

奈川、兵庫、新瀉の五港を開て貿易を公許するととし、次て露英佛蘭以下諸外國と同様假條約を結びて、時局は一先づ一段落を告げしも、然かも朝野の志士は大に幕府の專斷を憤りて、公幕の紛紜は益々其度を高め、諸藩攘夷開港の方針は區々として一致せず、内憂外患漸次其度を加へしのみ、此假條約は後慶應元年時勢に迫られて勅許せられてより愈々開港となりぬ。

## 二一五 安政の大獄(安政戊午の難)巳未の難

安政五年戊午<sup>(2518)</sup>同六年巳未<sup>(2519)</sup>の間に於て、公卿始め幕府の親藩天下の志士等幕府の忌辟に觸れて罪せらるゝ者頗る多し、之を安政の大獄と稱す。(一)抑も井伊直弼の果斷なる、安政五年諸外國と假條約を結びたるは、時勢の已むを得ざるに由ると雖も、天下の浪士は幕府の勅裁を経ざりし專斷を怒りて、益々卿相の間に横議して攘夷倒幕の氣焰を高めた

るに際し。(二)又折節同年將軍家定薨去し、衆望は徳川齊昭の子一橋刑部卿慶喜に歸せしも、井伊直弼は齊昭慶喜と合はざるを以て、輿論に反して紀州の家茂を迎へて將軍となす。故に又親藩の不平をも買ひたり。乃ち此等の反抗四方より起りたれば、直弼は斷乎として之が處分に躊躇せず、戊午巳未の間に於て、先づ朝廷に於ては近衛忠熙、鷹司輔照、三條實萬の三公以下を罷め、親藩にては水戸の齊昭、一橋慶喜、尾張の慶勝、越前の慶永等を罪し、志士には梅田源次郎(雲濱)、頼三樹三郎、橋本左内、吉田寅次郎あるは安藤帶刀、近衛公、老女村岡などをば、前後斬流禁錮等に處分したりき。さらば是よりして、幕府に對する世論益々囂し。

## 二一六 櫻田の變

内憂外患交々相起りし際、井伊直弼獨り其局に當り、英斷を以て内外多事を順次處斷せしは、大に朝野の怨恨を受け、殊に四方浪士の怨府となりて、遂に萬延元年<sup>(2520)</sup>三月三日、水戸の浪士佐野竹之助、有村治左衛門等

十七人に、江戸城、櫻田門外に要撃せらる。之を櫻田の變と云ふ。

百二十

## 二一七 和宮御降嫁付幕威の衰亡

右の如く浪士は悉く皇室を奉戴して、幕府の批政を攻撃し、公幕の間日々に遠かるを以て、關東は公武合體の謀を講じて、孝明天皇の皇妹親子内親王和宮を將軍家茂に御降嫁せられんとを奏請し、文久元年<sup>(2521)</sup>遂に東下せられたり。

されど此等の策は何等の効果を奏すべくもあらず、尊王攘夷の論は益々沸騰し、京都の勢は日に加はると共に、關東の威は月に衰亡したり。さらば文久二年<sup>(2522)</sup>長州藩主毛利慶親、薩摩藩主島津久光、土佐藩主山内豊範を召して京都を守らしめ、後日薩長土三藩優勢の基、同時に勅使大原重徳を江戸に下し、勅して嘗て幕府の排斥せし一橋慶喜を幕府の補佐、松平慶永<sup>(春嶽)</sup>を幕府の總裁に用ひしめ、幕府は悉く其勅命に従はざるを得ず。遂には同年參勤交代の制を變じて、諸侯の在府を百日と改め、妻

子、在府の祖法を廢するに至りて、幕威は全く地に墜ちたり。

## 二一八 生麥の變

文久二年<sup>(2522)</sup>勅使大原重徳の東下するや、島津久光兵を率ゐて勅使を護衛す。勅命の事終りて歸途武藏國生麥村に於て、英人久光の前驅を過ぎりしを以て、從者乃ち之を斬りしかば、翌三年<sup>(2523)</sup>英國其損害賠償を要求し、幕府より賠償金を與へて事全く己む。之を生麥の變の顛末とす。蓋し當時攘夷論の沸騰したる際として、往々外人を凌辱するの例、此他にも少なからず。但し殺伐の氣風野に満ちたるの當時己むを得ざるの事なり。

## 二一九 家茂將軍入洛付攘夷の先鞭

嘗て大原重徳の東下するや、將軍に上洛して内外の事を決せよとの勅命ありしより、文久三年<sup>(2523)</sup>二月家茂將軍勅を奉じて上洛せしが、此時諸國の浪士は公家に攘夷の期を迫り、孝明天皇男山八幡宮に行幸して、社前に於て攘夷の節刀を將軍に授けんとす。家茂病と稱して之を受けず、

浪士大に怒る。されど家茂も遂に輿論に己むを得ずして、勅命を奉じて愈々同年五月十日を以て攘夷の期となし、かば同日長藩先づ赤間關に米艦を撃ち、次で佛艦と戦ふ。薩藩も亦鹿兒島に英船を炮撃し、共に攘夷の先鞭をなせり。爰に於てか事態は愈々急なり。

### 二二〇 七卿落

右の如く朝議は始終攘夷説なりしに、文久三年(2523)八月中、川宮尊融、法親王の幕意を受けられてより、朝議俄かに一變し、先づ會津の松平容保を用ひて京都守護職となし、會津薩摩の兵士をして京を守らしめ、從來朝議を左右せし公卿及長州藩士等を斥けられたれば、長人は三條實美、三條西季知、東久世通禧、四條隆謨、壬生基修、錦小路頼徳、澤宣嘉の七卿を奉じて長州に走る。之を七卿落と云ふ。

### 二二二 志士の擧兵

斯の如く朝議俄かに一變せしより、志士は大に之を憤りて、諸國に兵を擧ぐる者多し。まづ文久三年(2523)藤本鐵石、眞金、松本奎堂、衛等中山忠光を奉じて、兵を大和五條に擧げ、天誅黨と稱す。されど間もなく幕府に平げらる。次で平野次郎(國臣)等も亦之に倣ひて、澤宣嘉を奉じて、但馬生野に擧兵せしが、又幕兵に攻められて捕斬せらる。又翌元治元年(2524)には水戸の藩士武田耕雲齋は、豫ねて攘夷論の主唱者として、筑波山に據りて反對黨と争ひ、幕兵の爲めに攻められて國を出て、兵を率ゐて京都に至らんとせしも、果さず、翌慶應元年(2525)遂に幕府の爲めに斬らる。

### 二二二 長州征伐

文久三年(2523)朝議の一變より、嚴に長藩を斥けたれば、元治元年(2524)長藩の老臣福原元圃、國司朝相益田親施等上京して、七卿を復職し、藩主を許し、長人入京の禁を解かんとを請ひしも許されず。因て長士宮門に迫り、薩摩會津の兵と戦ひて敗走す。之を元治甲子の變と云ふ。爰に於て長人妄りに闕下を騒がせしを罪して、征長の師を起し、徳川慶勝西南諸藩の兵

に將として軍を進めしが、藩主毛利慶親はさきの三老臣を斬て罪を謝し、恭順を表せしを以て、乃ち征長の師を班したり。

然るに長州藩中に於ては、豫ねて黨派ありて相軋りしが、高杉晋作等は今回の恭順を喜ばず、是れ畢竟俗論黨の議となして、藩主父子を奉じて同國山口に據りて奇兵隊を組織す。因て慶應元年(2525)家茂再び征長の師を起し、に幕軍常に利あらず、却て進退に苦みし際、恰も翌二年(2526)八月家茂將軍病を以て薨去し、慶喜其後を承けたれば、乃ち將軍の喪に托して征長の兵を罷め、勝安芳(海舟)を遣して、長人に諭して兵を解かしめ、事全く治まる。爰に於てか幕府の無力は全く海内に暴露し、而して從來相軋りし薩長は、土州の士坂本龍馬等の調停によりて、此後再び連合して、共に國事に奔走するに至れり。

二二二三 太政奉還

慶應三年(2527)今上天皇踐祚し、賜ひしが、時に薩長諸藩の攘夷論者も海内

の形勢に鑑みて稍や其過激論を弛めて、内外の事はより漸く途に就かんとせしに際し、土佐藩主山内豊信は將軍慶喜に上書して、後藤象二郎等をして太政を朝廷に奉還せんことを勧め、薩藩の士小松帶刀、大久保利通等も之を慫慂して、同年十月十四日慶喜太政奉還を朝廷に請ひ、翌十五日直ちに之を許され、同廿四日慶喜遂に將軍職を解く。爰に於てか家康慶長八年(2263)征夷大將軍に任ぜられて幕府を開きしより、爰に至る迄實に十五代二百六十五年にして終り、以て明治維新に及ぶ。此を王政復古と云ふ。

注意すべき事項

(一) 學習院

學習院は仁孝天皇の御思召によりて、弘化二年(2505)京都に創立し、幕府其費用を出して、縉紳の子弟を教養す。今の學習院は實に此に基くなり。

(二) 邦人洋行の始



米國と條約を交換せんが爲め、家茂將軍の萬延元年<sup>(2520)</sup>幕府外國奉行新見豊前守を米國に遣はすに當り、木村攝津守勝麟太郎<sup>(安芳)</sup>等、太平丸に乗じて之に従ひ、海外を視察したり。是れ近來邦人洋行の始なり。

(三)坂下門の變

倒幕論盛にして殺伐の氣風野に滿ちたる時は、暗殺は普通の手段と見做されたり。井伊直弼弒逆の後は、老中安藤對馬守信正専ら事を用ひければ、浪士は之を抑壓の出づる所となし、文久二年<sup>(2522)</sup>下野の人甲田顯三等信正を坂下門に要撃せしも、遂に目的を果さず。此等の類例此他にも多し。

(四)執政又は閣老

執政又は閣老は幕府老中の異稱なり。

(五)新選組・新徴組

幕末に至りて諸國の浪士多く倒幕を主張するに當り、幕府も亦浪士を

募り旗本の士と共に隊伍を編みて、之を新選組又は新徴組と稱す。此等の隊士も一時は反對黨に對抗して中々の勢力を振ひき。

(六)日章旗の起

弘化嘉永の際外交の事日に迫るや、嘉永六年<sup>(2513)</sup>家定將軍始めて寛永以來の禁を解きて、大艦の製造を諸藩に許す。此頃白地に日章の國旗を定めて用ゐるしめたり。實に爾來明治維新國運の隆昌と相叶ひし瑞章たり。

第六部

今代

(今上天皇明治元年……紀元二五二八……)

明治時代

二二四 維新大業の成因

維新大業の成就せしは、其所因一にして止まらずと雖も、先づ内には、(一)從來竹内式部以來の志士と、荷田本居以來の國學者とは常に勤王主義を鼓吹し、近く維新の際岩倉具視の客玉<sup>三ツカ</sup>松操の如きは、王政一新は神武

創業に基くべき旨を唱道して從來の思潮を代表せし事。(二)又學問の漸次發達して人々大義を辨ふるに至りし中にも殊に徳川光圀の大日本史、頼山陽の日本外史、栗山愿の保建大記、會澤安(恒藏)の新論等は尤も勤王の心を鼓舞せし事。(三)加ふるに水戸始め諸藩の藩風も與かる所多く。(四)以て徳川幕府の衰亡に乗じたり。次に外には(五)外交の困難は遂に此大業の誘因となり、攘夷は頓て尊王倒幕となりて、薩長始め内國の志士を起たしめ、(六)中には蘭學者等の系統を引きたる西洋的の智識思想も亦此大業の成因たりき。

## 二二五 維新當初の諸役(戊辰の役)

### 第一 伏見鳥羽の戦

(起因) 慶喜太政を奉還するや、幕臣中には之を喜ばざる者多く、會津桑名兩藩の如きは其魁たり。然るに又薩長の二藩に於ては、其藩士に敏腕家多く、巧みに朝廷に取り入りて根據を堅め、爰に佐幕勤王兩黨の軋轢

は遂に延て此役を惹起しぬ。(戦争)乃ち明治元年(2528)正月三日、慶喜朝廷に上表の爲め入浴せんとして、會津姫路の兵士其先鋒たりしに、薩兵伏見を守りて押問答の末遂に砲火を開き、長州も亦薩兵と合して大激戦となり、仁和寺宮嘉彰親王錦旗を翻してこゝに向はれてより、官軍の士氣大に振ひ、越へて六日藤堂家の幕兵を去るに及んで、寄手遂に敗れ、慶喜は瀛船に投じて江戸に敗走す。(結果)蓋し此役はさしたる大戦にはあらねど、此一戦は實に明治大業の確立する基にして、此後の諸役は是よりして一瀉千里の優勢を以て着々進行したりしなり。

### 第二 江戸攻

慶喜江戸に歸るや四方の激徒亦漸く集まる。朝廷因て慶喜の官爵を削り、明治元年二月有栖川熾仁親王征東大總督として東下せられ、慶喜は恐懼して上野寛永寺に屏居す。既にして皇軍方さに江戸に迫るを以て、勝安芳、山岡鐵太郎等官軍の參謀、西郷隆盛の許に就て、慶喜の恭順を告

げて江戸の討入を止め、四月四日官軍江戸城を収めて一段落を告ぐ。

### 第三 東叡山の戦

官軍江戸を収むるや、幕臣榎本武揚、大鳥圭介等各々海陸兩道より東北に走り、江戸に残れる幕士は別に輪王寺宮公、現法親王、北白川宮能久親王を奉じて、上野に據り、之を彰義隊と稱す。明治元年五月、官軍之を平けて親王は會津に走らる。

### 第四 奥羽の亂

大鳥圭介陸路東北の野に走りて、下野宇都宮日光の邊りに轉戦し、遂に會津に走る。藩主松平容保大に之を掩護し、苟も藩士は老若男女の別なく團結以て藩主の爲めに盡し、榎本武揚も亦軍艦を以て陸軍を擁護して、意氣甚だ強し。爰に於て官軍は東海、東山、北陸の三道より進撃して、各々之を敗り、明治元年九月二十二日、岩代若松城遂に陥落して、會津武士奮闘して多く死に就く、中にも少年隊白虎隊の最後の如きは最も悲惨

勇烈を極む。因て大鳥は榎本と共に再び軍艦に乗じて遠く函館に走る。此亂止みて後始めて陸奥を五國出羽を二國に分ちて以て現今に至れり。

### 第五 函館の役

榎本等函館に走るや、龜田の五稜廓を奪ひて之に據り、榎本自ら總裁となり、荒井郁之介海軍を、大鳥圭介陸軍を主宰して、大半蝦夷地を略し、遂かに上表して徳川氏の胤を奉じて北門を守らんとを請ひしも、朝廷許さず。翌明治二年<sup>2529</sup>五月、官軍進んで之を伐ち、榎本等能く戦ひしも、終に殆んど軍艦を失ふに至りて始めて降りしかば、朝廷は之を許し、次で蝦夷を十一國に分ちて北海道と改む。

右の諸役を總稱して戊辰の役と云ふ。爰に於てか維新當初の戦亂は一段落を告げて、是より内外の事漸く途に就く。

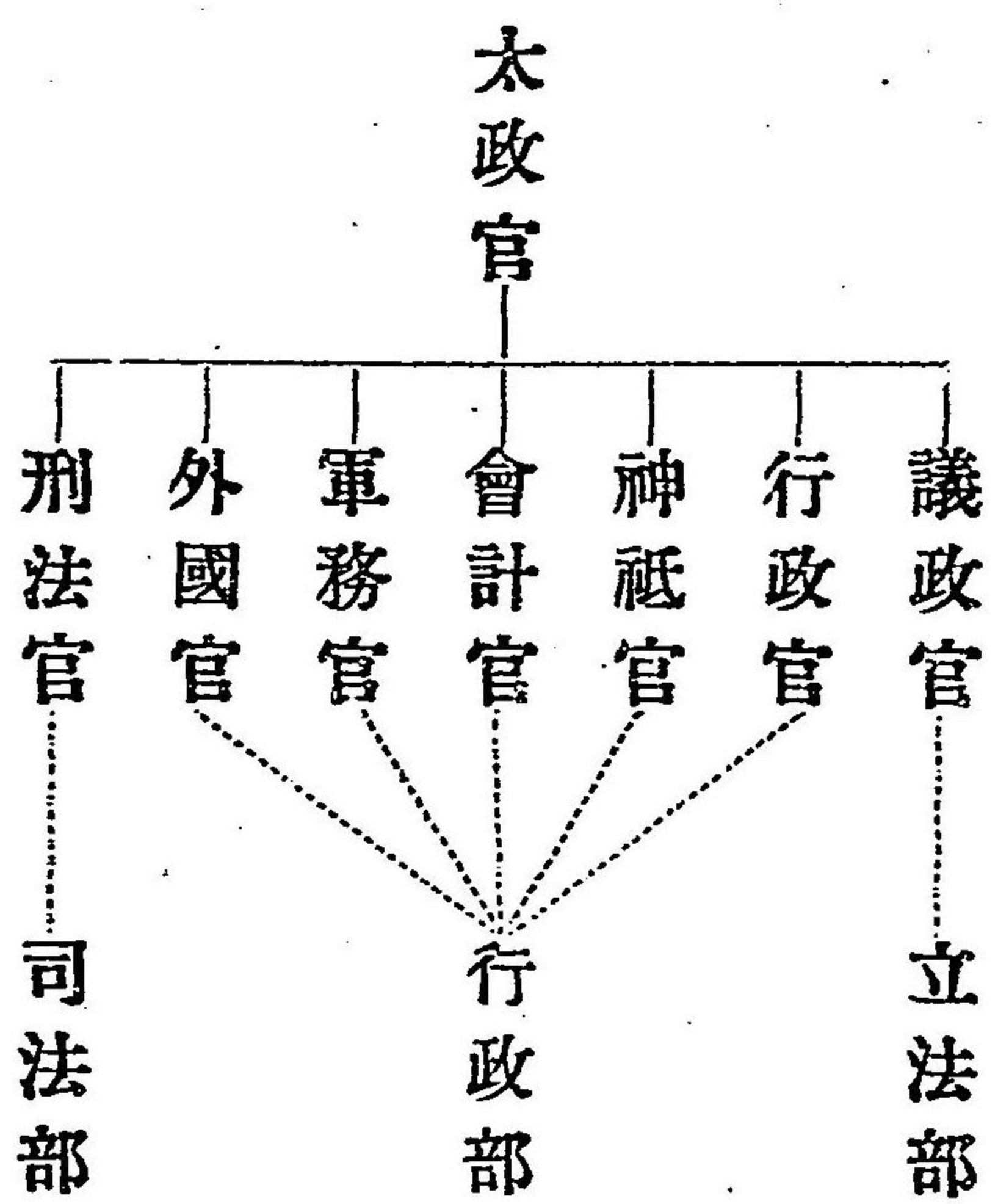
## 二二六 維新當初の内治外交

斯の如く内に紛亂あるにも拘はらず、所謂御一新の政は着々歩を進めて、大に政體の更革を見る。

### 第一 内治

(甲) 中央官制 内治の更革には先づ官制の一大改正を行はざる可からず。されば既に慶應三年(2527)十一月近衛忠房等大政官及八省再興の議を朝廷に奉り、同十二月小御所會議の結果は、從來の朝廷諸官職を廢して新に總裁、議定、參與の三職を置く。中にも參與は公卿の俊秀と諸藩士中の國事に盡したる志士とを擧げたりしかば、天下の人才は多く此職に集まり、最も有力にして當時政務の實權を左右したりき。次で明治元年(2528)正月職制を定めて三職の外更に七科を置きたりしが、二月七科を改めて總裁、神祇、内國、外國、軍防、會計、刑法制度の八局を設け、各局に督輔判事、權判事の四職ありて各々政務を掌る。中にも諸藩士及都鄙の才能ある者を拔擢して以上參與及各局の判事に任ずる者を徵士と云ひ、

又各藩主が部下の藩士を撰拔して朝廷に送り、政務の議事官となす者を貢士といひ、此等徵士貢士中に俊秀の士頗る多く、後日臺閣の諸公は皆此より出づ。然るに明治元年閏四月に至りて更に官制を一變して、太政官を七官に分ちて、行政、司法、立法の三權全く分離確立したり。



(乙) 地方官制 中央政府は大に革新せりと雖も、地方の制は尙ほ中央の如く完備するに至らず。明治元年閏四月の制竣によれば、地方を府、

藩縣の三つに分ちて、地方三治、府縣には知事を置き、藩は暫らく舊制を襲ひたり。

### 第二一 外交

海外の事情漸く國民一般に知らるゝに及んでは、最早や攘夷論の如き激論を唱道するもの跡を絶つに至るは勿論にして、明治元年<sup>(2528)</sup>正月の官制以來、外國事務官専ら外務に與かりて、諸外國との交際漸次親密となり、越へて三年<sup>(2530)</sup>には森有禮を米國に、鮫島尙信を英佛獨等の駐劄公使となしてより、公使を外國に派する事も始まりたり。然れども尙ほ野には往々外人に輕侮暴行を加ふる者ありて、神戸に於ける備前藩士の英人刺殺、堺浦に於ける土州人の佛人殺傷あるは英公使要撃事件の如き類例少なからざるの狀勢なりき。

### 二二七 五條の御誓文

斯の如くして内治外交着々歩を進むるに當り、明治元年三月十四日天

皇五條の勅文を發布せられて、大に國是を定め賜ふ。之を五條の御誓文と云ふ。曰く

- 一、廣く會議を興し、萬機公論に決すべし
- 一、上下心を一にして、盛に經綸を行ふべし
- 一、官武一途庶民に至るまで、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめんとを要す
- 一、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし
- 一、智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし

實に此後の太政皆此御誓文に基かざるなく、後日の立憲代議政躰等の由て出づる所亦此勅文にありとす。

### 二二八 東京奠都

東京遷都は豫ねての議なりしが、其次第は、先づ明治元年七月江戸を東京と改稱し、八月天皇京都に即位の大禮を擧げられ、九月明治と改元し

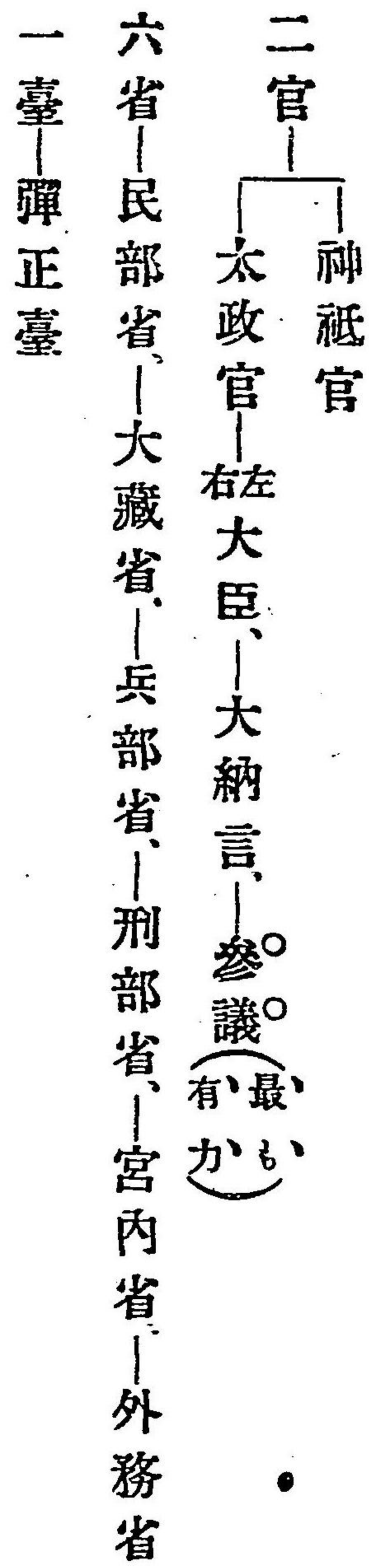
て、一世一元の制を立て、天長節をも定め賜ひ、十月東京に還幸、同十二月一旦京都に御還幸ありて、立后の式を挙げさせられ、翌二年(2529)三月再び東京に還幸ありてより以來江戸城は永く皇居と定まりしなり。治一、明、後、治、廿一、年、今日、の、宮、城、成、る、)さて是より政治は層一層の革進を進め、次て東北の平定より内外の事益々整頓し、政治の局面は茲に一變するに至る。

### 二二一九 公議所の設置及官制の改革

新政の主旨は凡て輿論公議によりて國是を定むるの方針なりしかば、既に各藩より貢士を召集せしに、今又此制を一層擴張して、明治二年(2529)二月始めて東京に公議所を開き、公議人(先きの貢士の改稱)及其他にも知事始め官人をして臨席して各自の意見を陳べしむ。さらば新政の議題頗る多く、森有禮の廢刀、議津田真道の奴婢賣買、禁議、加藤弘之の穢多非人の稱を廢する議等幾多の議題は皆後に實行せらる。又別に待詔局を設けて、廣く衆議を求む。而して同年七月の官制改革と共に、公議所は變じて集

議院となり、公議人を議員と云ふ。

明治二年七月には、上代大寶の官制に倣ひて、從來の官制を更に改正して、二官六省一臺等を置く。



此等の官制は後變更する所多きも、其根本は繼續したり。

### 二三〇 版籍奉還及廢藩置縣

(版籍奉還の起り)慶喜既に太政を奉還せしも、函館の變は未だ平がず、諸藩の状態は依然として舊の如く、封建制度は何等の變更なければ、王政復古は唯名のみにて未だ實なし。然らば其實を擧ぐるは實に目下の最大急務たりしを以て、諸藩主及志士の見識高き者乃ち此に注意

して、版籍奉還の重大事件を取計らひて、以て王政復古舉實の先驅を成したり。(版籍奉還の次第)まづ明治元年の初め長州藩士木戸孝允諸藩の土地人民を朝廷に奉還すべき由を岩倉三條兩公に説く所ありしが、率先之を朝廷に建言したるは、明治元年の末姫路藩に始まりて、さきの木戸孝允薩藩士大久保利通等各々其藩主に説き、土肥二藩の議も漸く此に進みて、遂に二年正月薩長土肥の四藩連署して封土版籍奉還を請ひしより、他の諸藩も大抵皆之に倣ひたり。因て二年六月十七日勅して諸藩の請を許して封土を收め、藩主を藩知事、藩臣を士族とし、公卿諸侯を悉く華族と名けたり。

(廢藩置縣の起り)斯の如く一朝版籍の奉還ありしも、因襲の久しき各藩の士民と藩知事との間は尙ほ主従の如く、且つ各藩の施政區々として統一せざる有様なれば、又進んで此状態を打破せざる可からず。(廢藩置縣の次第)さらば、木戸孝允、大久保利通等、西郷隆盛、後藤象

二郎、板垣退助等と議して廢藩置縣の事を謀り、同四年(2531)七月十四日詔を下して廢藩置縣の旨を令し、全國を三府七十二縣となし、知事を止めて縣令と云ひ廣く人才を用ゆ。後明治二十三年(2550)に至りて三府四十三縣一廳となれり。

(華族及士族の處分)然るに此等二大重件決行の後尤も必要なるは、忽ち封祿を失ひし華族及士族の善後處分なり。因て先づ華族には、從來の知行高實納の十分一を與へ、士族の秩祿處分には種々設計の後、遂に九年(2536)八月に至りて金祿公債證書を與へ、後に此が賣買を許せしを以て、士族は一時の救急策より此證書を賣却して、慣れぬ商業に手を出して、却て失敗する者多く、前日の士風は復見る能はず。

### 二二三 當時の風俗

維新以來海外と交通の開くに從ひて風俗の改善を促し、又衆議院議員の少壯見識者の論議より改良せらるる者頗る多し。今舊習の改新せら

れし著例を列擧すれば、先づ明治元年には貴人の喝道を禁じて尊嚴を裝ふの風を斷ち、三年二月には公卿の涅齒剃眉の風を止め、同九月には平民をして氏を稱せしめ、翌四年八月には散髮廢刀の令を布き、或は穢多非人の稱を廢して悉く平民に編入し、次で華士族平民の婚嫁を許し、後ち六年二月に至りては外人との婚をも許せり、同五年十一月には服制を定めて、祭服は衣冠、大禮服、小禮服、常服は皆洋服となし、翌六年十二月に至りて始めて東京銀座の煉瓦家屋成る、蓋し當時には珍しきものたり、如斯して衣食住の上に於て日進月歩の狀一々枚擧に遑あらず。

### 二三三二 文物制度の漸成

當初の文物制度外風を輸入して改良する所甚だ多し、今重に其起原に就て要點を擧ぐへし。

#### 第一 交通機關

交通機關及此に附屬關聯する機關の創始を述べれば、明治初年米國人

長門を中心として長崎神戸横濱の間に始めて定期郵船を開き、二年正月より洋式の燈臺を相摸觀音崎に點燈して航海に便し、同年十二月電信線を始めて東京横濱の間に架設し、四年二月舊式を改めて始めて郵便の法あり、官賃金を得て公私の信書を大阪東京の間に往返せしが、翌年其法を修正して始めて郵便税となし、後十年<sup>(2537)</sup>六月驛遞局始めて萬國郵便聯合條約に同盟す、又五年九月大隈重信伊藤博文の計畫によりて、始めて東京横濱間に鐵道を布設し、瀛車を通ず、次で又高島嘉右衛門等瓦斯燈を横濱に置く、此頃又東京の人鈴木徳二郎人力車を發明して、後廣く海内に行はる、下りて廿三年<sup>(2550)</sup>十二月に至りて始めて東京電話交換局の開業ありたり。

#### 第二 教育制度

明治二年從來の昌平校を大學本校となし、開成校、南校、醫學校、東校之に屬す、三年大學生に海外留學を命じ、四年に始めて文部省成りて大木喬



任文部卿となる。五年には大に教育制度を改正して、大中小學區を分ち、全國の男女六歳以上は皆學に入らしむ。爾來教育文化の事は實に長足の進歩をなし、諸種の學校興りて以て今日の隆昌に至る。

又新聞紙の業は、既に幕末文久三年<sup>(2523)</sup>頃より、江戸の書店萬屋<sup>マンヤ</sup>が嘗て藩書調所の外國新聞の翻譯を引受けて發行せるものを、<sup>カタヒヤ</sup>新聞と云ひしに萌して、次て元治元年<sup>(2524)</sup>横濱にて始めて内地の事を記載して發行せし新聞紙を以て實に本邦新聞事業の嚆矢となす。それより明治初年柳川春三の中外新報、福地源一郎の江湖新聞、岸田吟香の藻蘆草等の數種あらはれしに、明治元年六月官一旦此を禁ぜしも、翌二年二月再び其禁を解てより此種のもの漸次相起り、五六年頃に至りては、全國の新誌百餘種に及びたり。又元年以來太政官より日誌を發刊して之を太政官日誌と云ふ、後の官報是なり。

### 第三 曆制

明治五年十一月大陰曆を廢して始めて大陽曆を用ひ、從來の晝夜十二時を改めて二十四時間とし、日曜日<sup>ニチヨビ</sup>を以て從來の一六日の休暇に代へ、又神武帝即位の時を紀元節と定む。

### 第四 宗教制度

神佛に就ては、明治元年神佛混淆の弊を止め、二年七月の官制改革には上代に倣ひて神祇官ありて特に神事を司りしも、後又之を廢して、五年には教部省を置きて神佛兩宗を管し、教導職ありて宗務にたづさはり、僧侶には肉食妻帯を許し蓄髮姓氏を稱せしむ。翌六年十一月内務省成るや、本省にて社寺を管し、各宗管長専ら宗務を處理するに至りて政教全く分離す。又耶蘇教に就ては、維新の政は素より從來の禁を解さしも、なほ邪宗と侮り信者を虐待する如き事なきに非ざりしも、後漸く外交の開くるにつれて、益々自由に布教流布するに至りぬ。

### 第五 財政

貨幣に就ては、從來賈造貨幣多きを以て、四年七月歐米の制度に倣ひて貨幣を鑄造し、金銀銅貨を作りて圓を本位とし、又歐式に倣ひて紙幣寮にて紙幣をも發行す。後明治三十年<sup>(2557)</sup>に至りて始めて金貨本位を採用せり。次に銀行業に就ては、五年八月三井商會の資本にて國立銀行を東京に設く是れ今の第一國立銀行にして、實に銀行の創始なり。又地租に就ては、從來税法は各藩の舊を襲ひて各地徃々不同にして、弊害多きを以て、六年地券を發して田地の賣買を人民に許し、地租を地價 $\frac{3}{100}$ と定む。後十年<sup>(2537)</sup>一月更に減税して内地は地價 $\frac{2.5}{100}$ 北海道は地價 $\frac{1}{100}$ と改めたりしが、此後財政の豊否によりて時々改正する所ありて、日清戰役後は財政膨脹の爲め地價 $\frac{3.3}{100}$ となる。又證券印紙も同六年二月始めて發行し。又明治十年始めて内國勸業博覽會を開き、殖産を獎勵して財政豊富の道を講じたりき。

## 第六 刑法

明治初年には、刑法官ありて、徳川代の刑法を多少變更して實施せしが。二年刑法官を廢して刑部省と改め、本邦上代の法律と明清律とを參考して新律綱領を制して之を標準となす。越へて六年江藤新平司法卿となりて、西洋の法律を斟酌して改定律例を布く。八年更に大審院を設け。後ち十五年<sup>(2542)</sup>に至りて刑法治罪法の制定あり。更に二十三年<sup>(2550)</sup>民法商法の完成を見る。

## 第七 兵制

維新の際兵部省を置き、海軍は英式陸軍は佛式を用ひしめ、兵士には皆舊藩の士を用ゆ。然るに五年兵部省を陸軍海軍の二省に分ち、此時全國の五十五城を存して百四十三城を大藏省に付して破壊す。又同年十一月徴兵令を發布して、全國の男子二十歳を丁年として合格の者を兵士となし、越へて十二年<sup>(2539)</sup>以來度々の修正を経て現行の如し。爰に於てか全國皆兵の制度となり、海軍も亦漸次進みて、明治八年には筑波艦始

めて米國に渡航したり。爾來海陸兩軍共非常の進歩をなして以て今日に至れり。

なほ軍事に附帶して一言すべきは、維新の新政は凡て勤王の士を表彰して忠君の情を鼓舞せしを以て、上大友文弘、大炊仁淳、九條恭仲の御歴代に諡號を奉ると同時に、楠木正成以下の忠臣を祭りて神社を建てしめ、又二年六月戊辰の役戦死の士を東京九段坂に合祀して之を招魂社と云ひ、十二年<sup>(2539)</sup>六月始めて靖國神社と改む。爾來忠勳の戦死者は悉く此に祭らる。

斯の如く新政は着々行はれたりと雖も、蒙昧の民頑冥にして往々新政を喜ばず、騷擾各地に起りし中にも、明治二年大村益次郎刺され、三年米澤の士雲井龍雄等封建を復するを名として、亂を起して殺されたるが如きは其著きものなり。

### 二二三三 全權大使の派遣

(派遣の理由) 嘗て安政五年<sup>(2518)</sup>我と歐州列國との假條約は、米國公使ハルリスが我政府の依頼によりて制定したるものにして、居留地の治外法權、海關稅の制限等、元來我に不利なる條件多ければ、之が改正の必要あり。然るに該條約は當初十四ヶ年の後改正せんとの條件を以て成立せしものなれば、恰も明治四年は其改正期に達せしを以て、此が改正の任務と、又列國の文物制度視察とを兼ねて、此に全權大使を歐州列國に派遣するに至りぬ。

(派遣) 因て外務卿岩倉具視を特命全權大使とし、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、文部少輔山口尚芳等を副として、明治四年<sup>(2531)</sup>十一月横濱を發して歐州列國を巡廻視察し、同六年九月無事歸朝せり。

(結果) されど此一行の目的たりし條約改正に就ては、遂に何等の効果を齎らざりしも、列國の文物制度を伺ひ歸りしは、確かに當時邦人

の思想に一變動を興ふるの動機たりしなり。

## 二三四 秘露賣奴事件

此事件は明治五年<sup>(2532)</sup>七月秘露<sup>ベロ</sup>の人清國の貧民を買ひて奴隸となし、歸途横濱港に碇泊せしに、奴隸賣買は萬國公法の禁ずる所なるを以て、外務卿副島種臣は命じて其清人を上陸せしめて清の官吏に引渡せしかば、秘露政府は此が故障を申込み、談判容易に決せざりしが、同八年<sup>(2535)</sup>に至りて露國の仲裁々判となり、遂に我が行爲は是認せられて始めて名譽ある局を結びぬ。

## 二三五 朝野の論争

### 第一 征韓論

維新後我が政府より再度朝鮮に修交使を遣せしも、彼れ拒んで受けず。故に既に外務大丞丸山作樂は有志を率ひて彼を襲はんとし、刑辟に觸れし事さへあり。其後も尙ほ彼の漂流民を送りて交を求めしも亦受

けず。爰に於てか陸軍部内及政府部内にも漸く征韓論を起すに至る。乃ち陸軍部内にては陸軍大將近衛都督參議西郷隆盛此論を主唱し、時の陸軍少將桐野利秋、同篠原國幹等皆此議を贊して、太政大臣三條實美に請ひしも、海軍大輔勝安芳參議大隈重信等は此に反對す。故に政府にては事頗る重大なるの故を以て、歐州派遣大使一行の歸京を待ちて熟議所決せんとす。既にして六年<sup>(2533)</sup>九月大使の一行歸京せしを以て、直ちに之を熟議せしに、政府部内に於て議論兩分し、後藤象二郎、副島種臣、板垣退助、江藤新平の四參議等は盛に征韓論に賛同せしも、大久保木戸以下大使一行は、今や歐州の文物を視察して、世界の氣勢に鑑みて妄りに干戈を動かすの容易ならざるを悟りて、悉く此議に反對したり。因て隆盛以下桐野篠原の主唱論者及四參議等は、議合はざるを以て、皆蹶然朝堂を去りて故山に歸臥し、其結果は後の佐賀の亂、西南騒動の萌芽となり、是より歐州文明の鼓吹者所謂開明黨代りて内閣に入る。

## 第二一 征臺論

此起りは、明治四年琉球の民五十餘人臺灣生蕃の爲めに殺され、六年<sup>(2533)</sup>に至りて備中小田縣の人民も亦劫掠せられしを以て、副島種臣我が全權大使として清國に至りて談判を開始せしに、清國政府は生蕃は治外の民なる由を答へたれば、是より征臺論漸く熾んにして、遂に後の臺灣征伐となる。

## 第二二 民選議院の議論

先きに朝議に合はずして決然冠を故山に掛けし後藤副島板垣江藤の四參議等は、かの五條の御誓文に據りて國に代議士を撰出して廣く公議に決せんとの主旨より、七年<sup>(2534)</sup>一月民選議院を起さんとを朝廷に請ふ。時に加藤弘之等民選議院設立は未だ早しとの反對論を主張して、双方の論議漸く高まる。而して此事は未だ成らざりしも、實に後の貴衆兩院設置の魁をなせしなり。

## 二三六 當時の内亂及外交事件

右朝野の三大議論は直接間接に内治及外交と關聯して、幾多の重大事件を誘起したりき。

### 其一 佐賀の亂

元來佐賀には憂國黨と征韓黨との二派ありて、前者は封建に復せんとする主旨を以て集まりしもの、後者は征韓及民選議院の議容れられずして不平滿々たりし江藤の主張する所にして、兩黨互に相軋りしに、偶々佐賀縣人島義勇政府の内旨を承けて、歸國して藩士に諭す所あらんとせしに、歸れば乃ち自ら憂國黨に投じ、江藤の征韓黨とも相合して、七年<sup>(2534)</sup>二月急に縣廳を襲ふ。朝廷因て大久保利通を遣して之を伐たしめ、江藤は鹿兒島土佐に走りて皆容れられず、遂に土佐の山中に捕はれて、其黨與と共に各々處刑せらる。

### 其二 臺灣征伐

臺灣土民の我に對する暴行は、尋て我と清國との談判となりしに、清國は治外の民との申立を以て我が交渉を拒みたれば、爰に愈々征臺の論は決して七年<sup>(2534)</sup>五月陸軍中將西郷從道都督となり、陸軍少將谷干城海軍少將赤松則良參軍として、長崎を發して臺灣に進伐せしに、牡丹社の如きは尤も頑強に抵抗せしも、遂に全く之を降したり。然るに清國は我が出兵を聞て、急に前言を翻して臺灣が清國の版圖なる由を述べて、抗議を我に申込み、公使柳原前光辯ずれども聞かず。故に同年八月更に參議大久保利通全權辯理大使として清國に至りて辯論する所ありしに、清國駐劄英公使ウエード(Wade)中間に入りて、清國より五十萬兩<sup>ライル</sup>の償金を我に出さしめて事全く已み、征臺軍も皆歸國したり。

### 其三 唐太千嶋交換始末

露國南下以來我が北海經營策は容易に擧らず、唐太の如きは彼我兩國入雜處し、殊に慶應三年<sup>(2527)</sup>唐太を以て兩國の雜居地と確定してより其

區劃益々判明ならず。又千島は安政二年<sup>(2515)</sup>の下田條約によりて、擇捉以南は本邦に得撫以北は彼の領有たり。爰に於て明治八年<sup>(2535)</sup>五月露國駐劄公使榎本武揚をして露國政府と議せしめて、唐太を露國に與へて千島の全部を我が領有と確定したりしなり。

### 其四 江華島事件

かの一時喧かりし征韓論は遂に立消となり、八年には却て我より修交を朝鮮に求めたりしも亦要領を得ず。偶々八年<sup>(2535)</sup>九月我が測量船雲揚艦朝鮮海を過り江華島に薪水を取りしに、守兵之を砲撃しければ、我も亦應戰して砲臺を抜き其城を焚く因て陸軍中將參議黒田清隆全權辯理大臣として江華府に至りて其暴狀を詰問しければ、府官遂に服し修交條規を交換して返る。是より朝鮮は萬國より明かに獨立國と認められ、釜山、元山、仁川の三港を我に開きたり。

### 其五 熊本秋月萩の騒動

(一) 神風連の亂

明治九年<sup>(2536)</sup>

十月肥後熊本之士大野鐵平・加屋齊堅

等大に當時西洋風の進入を厭ひ、同志相合して神風連を組織して、新政破壊を旨とし、熊本鎮臺司令長官少將種田政明を殺し、縣令安岡良亮を傷け、一時頗る暴行を逞ふせしも、間もなく鎮臺兵之を討平す。

(二) 秋月の亂

之と同時に、筑前秋月之士宮崎軍之助・今村百八郎等同志と共に事を擧げしが、小倉の營兵之を平ぐ。

(三) 萩の亂

長州萩之士前原一誠等も亦新政を喜ばず、熊本秋月と相應じて亂を起せしに、廣島鎮臺の兵之を討平し、一誠等捕斬せらる。

乃ち此等諸國の騷動は、實に最後に來るべき大亂、西南役の烽火たりしなり。

其六 十年の役(西南の役又は西郷騷動)

(起因)

征韓論の議合はずして、不平の念を抱て故山鹿兒島に歸りし西郷・桐野・篠原等は、鹿兒島に私學校を起したれば、四方より來り遊ぶ者

多く皆學問を省みずして、鍊武を事とし、一風をなして私學黨と云ふ。偶々鹿兒島出身の警部・中原・尙雄・園田・長照等歸國して其狀を探りしかば、私學黨之を捕へて、政府の命を奉じて西郷を刺すの密謀ありと認ひて、西郷を誅發し、隆盛は此等私學黨に擁せられて遂に兵を擧げたり。

(動機)

是より先き政府鹿兒島に陸軍の製彈廠及海軍機械所の設けありしが、鹿兒島の近狀頗る不穩なるを以て、其彈藥器械を大阪に致さんとしければ、私學黨は俄かに官船を襲ひて其彈藥を奪ひ、又器械製造所を收めたるを手始めとして、十年<sup>(2537)</sup>二月十五日、愈々君側を清むるを名として、兵を鹿兒島に擧ぐ。

(戰爭)

隆盛因て手兵を率ゐ、鹿兒島を發して熊本に向ふ。九州之士應ずる者頗る多く、總勢二万餘、熊本城に肉迫す。同城司令官陸軍少將谷干城、城兵三千五百餘人と共に決死防戦して屈せざるも、寡兵に加ふるに糧食の缺乏を以てして、官軍の應援を待つ事一日より甚し。時に是よ

り先き十年二月今上陛下西京に行幸して、先帝の山陵に謁し、又大和に神武天皇の山陵を拜せられ賜ふに當り、偶々熊本の變報至りたれば、即ち車駕を西京に駐めて征西の勅を發し、二品熾仁親王を總督に、陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義を參軍として之を伐たしむ。官軍は福岡より上陸して高瀬口に進みしかば、賊は熊本の打手を分ちて田原坂吉次、峠山鹿に官軍を防ぎ、田原坂の接戦の如きは尤も激烈を極めしが、官軍拔刀隊の如き奮闘して功をあらはし、遂に此險を破りしも、賊は之を植木に扼して未だ猛烈を極め、熊本城との連絡を通ずる能はざるを以て、官軍は別に陸軍中將黒田清隆、同少將山田顯義をして別働隊を率ゐて海路肥後八代に出で、御船宇土の方面より進伐せしめ、四月十四日始めて此八代方面と熊本城との連絡通じて、翌十五日官軍始めて城中に入り、熊本城の圍み解けて賊は漸く鹿兒島に向て退却す。賊軍まづ退きて日向に集まりしが、官軍進撃して日向の可愛獄に之を破り、進んで鹿

兒島に入り、海陸より相合撃せしかば、九月二十四日賊の根據城山は四方の合圍を受けて、あはれ落城し、隆盛利秋以下皆自殺して以て城山一片の烟と終りぬ。

(結果) 此戦役の爲め彼我の死傷頗る多く、幾多有望の人才を失ひしも、幸にして事早く平ぎ、官軍の勳功者は皆從軍牌從軍牌勳章を受け、之に反して賊軍に對しては、福岡に臨時裁判所を置き、之が處分に與かり、鹿兒島縣令大山綱良、熊本藩士池部吉十郎以下の賊軍に氣脈を通ぜし者は悉く斬られ、以下處刑せらるゝもの多し。加ふるに維新勾々の際巨多の軍資を費し、九州中の戦區となりし地域は大に侵害を蒙りて、爲めに産を失ふものも少なからず。されど又た此役が動機となりて、博愛事業の起り又衛生事務の發達せしが如きは、偶々此役の遺利なりとす。

### 二二七 本邦赤十字業の起因

西南の役起るや官賊共に死傷せる者多きを以て、當時の元老院議官佐



野常民大給恒等征討總督の許を得て博愛社を立て、博愛主義によりて、戦地に病院を作りて官賊を問はず之に施療したり。是れ實に本邦に於ける赤十字社業の起原にして、後ち明治十九年(2546)六月我邦歐州赤十字社契約に締盟せしを以て、博愛社は乃ち日本赤十字社と改稱して、皇后陛下親臨し賜ひて開院式を擧げさせられ、此事業も是より益々進歩したり。又此十年役後疫病ありて、爲めに死する者多かりしかば、箱根横須賀等に於て海陸軍人の檢疫をなせしが、是より漸次衛生事務も進歩して、遂に衛生會の起るに至りぬ。

### 二三八 十年役後に於ける社會の狀態

#### 第一 元老の凋落

明治十年(2537)九月西郷隆盛は城山に倒れ、是より先き同年五月木戸孝允も亦病を以て薨去し、翌十一年五月十日大久保利通は、東京麴町紀尾井坂に於て石川縣人島田一郎の爲めに刺殺され、越へて十六年(2543)七月岩

倉具視薨去し、維新の元勳は前後相次て逝けり。

#### 第二 政府と民間との衝突

政府は嘗てより漸進を以て施政の主義とせるに、民間には急進主義を抱懐する者多く、爲めに相互の衝突紛亂を免れず。是より先き八年(2535)四月政府は元老大審兩院を起し、同六月地方官會議を開きて木戸孝允を其議長となし、在野の板垣退助等をも起たしめしが、板垣は頻りに國會開設憲法發布等を主張し、議合はずして再び野に下り、民間亦盛に此等の主義を唱道したりしに、間もなく西南の役起りし爲め、論議は少しく静かなりしも、十一年(2538)四月再び地方官會議を召集して伊藤博文之が議長となり、次で十二年(2539)府縣會を設けて民間の意見を徴したりしも、民間は尙ほ急進主義に據りて、嘗て歸國せる板垣は立志社を設けて民權自由の説を唱へ、諸國に政談演說會等流行し、翌十三年(2540)には愛國社の黨員大阪に集りて國會期成同盟會を開きて、片岡健吉河野廣中等國

會開設の請願書を奉る。爰に於て政府は集會條例又は新聞條令を出して民間の横議を抑へんとすれども、民間の横議は却て日々に盛んなり。乃ち社會の狀勢浸々既に斯の如くなりしに當り、偶々北海道開拓使官有物拂下事件の問題は更に愈々民間の抗議を高むるに至れり。蓋し明治二年以來官北海道開拓使を置きて、幾多の經費を投じて開拓したる事業及物件をば、十四年に至て政府之を關西貿易會社に拂下げんとしたりしに、其價額に甚だ失當ありしより、朝野之に反對する者ありて、非常に政府を攻撃したれば、遂に此議を取消し、間もなく十四年十月十二日には立憲政體の詔勅下りて、來る廿三年を以て國會を開設し賜ふの詔あり。されど大隈重信等は尙ほ政府部内の議と合はずして辭職し十五年<sup>(2542)</sup>に改進黨を組織し、福地源一郎、丸山作樂等は又別に立憲帝政黨を立てしが、民間には益々自由主義の唱道流行して、演說會に新聞に頻りに政府と反對の議論を列べ、法網に觸るゝを以て名譽とし、發行禁

止に逢ふを以て意氣の軒昂を表示するの狀となり、遂に同年板垣の跋阜に遊説するや、あわや愛知縣人相原尙駿に刺されんとせし如き事等あり、民論は益々沸騰して、前後國事犯に問はれて處罰せられしもの甚だ多かりき。

### 二二九九 琉球の處分

琉球は徳川初代の征服以來薩州島津氏の管屬となりて我に來聘し來りしが、後ち我邦多事暫らく干渉を怠りしより、支那人の漸侵によりて恰も兩屬の姿となりしを以て、明治五年<sup>(2532)</sup>琉球藩を置き、其王尙泰を以て藩主となして東京に居らしめ、後ち又征臺の役の結果、明治八年<sup>(2535)</sup>兩屬の義漸く絶えしに、後十二年<sup>(2539)</sup>四月に至りて更に琉球藩を廢して沖繩縣となし、鍋島直彬を以て其縣令となし、かば、清朝又兩屬の故障を主張せしに、偶々米國前大統領グラント東洋漫遊の途時、兩國の間に斡旋して全く我屬となりき。

### 二四〇 朝鮮の變亂

#### 第一 朝鮮十五年の變(壬午の變)

朝鮮王李熙は我陸軍中尉堀本禮造を聘して兵式を練習せしめ、又金玉均、徐光範等をして我が文物制度を視察せしめて、萬事我が啓發に頼らんとせしに、大院君は元來王の外舅、閔氏と善からずして王の施政を喜ばず、爲めに此變亂を生じたり。(原因)

李昰應(大院君)李熙 さらば明治十五年(2542)七月、偶々朝鮮兵士糧食

閱后<sup>+</sup>の事に就て不平ありしに乗じて、大院君之を

煽動せしを以て、兵士は王宮に入りて堀本及學生七人を殺し、次て我が公使館を襲ひ、公使花房義質以下二十八人仁川府に逃れ、濟物浦に至りて英船に乗じて長崎に返る。因て外務卿井上馨下關に至りて旨を義質に傳へ、軍艦を以て義質を護送して再び朝鮮に至りて談判せしめ、彼的全權大使李裕元と條約を結び、朴泳孝をして我邦に來りて自國兵士の

暴行を謝し、五十五萬圓を送り(此内四十萬圓、本邦の兵士、二中隊、朝鮮に至りて邦人を護衛し、清兵も亦相次て朝鮮に入れり、)

#### 第二 朝鮮十七年の變(甲申の亂)

十五年の變は一旦治まりしも、素と朝鮮には二大黨派あり、一を事大黨(支那黨)と云ひて、閔泳翊之が長たり、一を獨立黨(日本黨)と云ひて、朴泳孝、金玉均の輩之が首領たり。乃ち此等兩黨の軋轢は端なくも再び我が外交界を騒がしめぬ。(原因)

乃ち明治十七年(2544)十二月、獨立黨其反對派の閔泳翊を殺ししより延て我と清國との交渉となり、我が公使竹添進一郎は兵を以て王宮を守りしに、清兵は朝鮮の暴徒と相合して之を圍み、公使館を襲ひて陸軍大尉磯林真三以下を殺し、竹添公使も亦仁川に走り、金玉均は遂に本邦に寄寓す。因て外務卿井上馨、朝鮮に至りて金宏集と談判を開きて、償金十三萬圓を彼に徴して事全く己む。然れ共日清の交渉は未だ調はざれば、伊

藤、博、文、天、津、に、至、り、て、李、鴻、章、と、會、見、し、た、る、結、果、朝、鮮、に、於、け、る、日、清、兩、國、の、兵、士、を、撤、し、今、後、若、し、兩、國、再、び、出、兵、す、る、時、は、豫、め、相、通、ず、べ、き、旨、を、約、し、た、り、之、を、天、津、條、約、と、云、ふ、此、條、約、は、實、に、後、の、日、清、戰、争、と、關、係、深、き、事、な、り。

### 二四一 官制の大改革及諸制の漸成

(一) 陸海軍勅諭 陸海軍は徵兵令發布以來益々盛なりしが、十五年<sup>(2542)</sup>一月陸海軍に下りし勅諭は、以て軍人の須臾も忘るべからざるの大勳たり。乃ち勅文の一節に、

(上略)朕今軍人の大元帥となり汝を以て股肱となす汝當に朕を仰ぎて頭首となし朕と心を一にして力を國家に竭すべし忠節を盡し禮義を正し勇武を尙ひ信義を重じ質素を主とするは軍人の當務なり之を行ふ事は誠に在り凡此五條は天地の公道にして人倫の常經なり汝軍人能朕が訓を遵守して報國の務を盡さば海内の民皆永く賴

らん唯朕一人の慶のみならず

(二) 日本銀行・郵船會社の創立 十五年<sup>(2542)</sup>十月政府日本銀行を

立て、國內の金融を疏通し、又從來政府の保護を受け來りし三菱會社<sup>明治五年創立</sup>及共同運輸會社<sup>明治十五年創立</sup>は、後十八年<sup>(2545)</sup>共資して日本郵船會社を創立して、海運の業益々基礎を堅む。

(三) 華族令の發布 十七年<sup>(2544)</sup>七月には華族令を定めて始めて公侯伯子男の五爵を置き華族に等級を立つ。

(四) 官制大改革 憲法發布國會開設等の事益々迫るを以て、歐州列國の憲法視察の爲め、十五年以來伊藤博文歐州を巡視し、歸りて全く從來の官制を一變し、十八年<sup>(2545)</sup>十二月内閣總理大臣をして諸政を統べしめ、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の各省大臣と共に内閣を組織し、外に宮内は政務に與からず、以て現行に至る。而して翌年伊藤

博文始めて總理大臣たり。

(五) 樞密院の成立 下りて廿一年<sup>(2548)</sup>に至りて、内閣の外別に樞密院を置き、天皇最高の顧問府となし、博文其議長となる。

(六) 地方自治制 又廿一年<sup>(2548)</sup>に市町村制を布き、越へて廿三年<sup>(2550)</sup>府縣制郡制を布きて、漸次地方自治の實を挙げしめたり。

### 二四二 朝鮮防穀令事件

甲申の亂後仁川條約によりて、我の通商は韓國の爲めに妨げらるゝとなく、殊に元山地方多額の米穀は重に我商民によりて輸出せられしに、廿二年<sup>(2549)</sup>九月に至りて、咸鏡道監司趙秉式は俄かに諸州に防穀令を布き、穀物の發賣及輸出運搬を禁じたれば、爲めに我商民の損害を蒙る者多し、故に我公使韓廷に迫りて該令の撤回を求め、廿三年<sup>(2550)</sup>四月始めて此禁を解きたるも、其間に於ける邦人の損害は多額なりければ、此賠償金を彼に求めしに、彼躊躇久しく決せざりしも、廿六年<sup>(2553)</sup>大石正己公使

となりてより、強硬此談判を繼續して、同五月遂に賠償金十一万圓を收めて平和に落着するを得たり。

### 二四三 憲法發布

社會の大勢につれて立憲政體を樹立せざる可からざるを以て、嘗て十四年に立憲政體を取らるゝの詔勅下りたりしより、此度伊藤博文普ねく歐洲を巡廻し、歸りて彼我の制度を精査したる上、愈々明治二十二年<sup>(2549)</sup>二月十一日紀元節の嘉辰を卜して、天皇群臣を召して帝國憲法七章七十六條を發布し賜ひ、立憲國の秩序整然として備はる。又之と同時に皇室典範十二章六十二條をも發布し賜ひ、同年十一月三日の天長節の嘉辰には、更に明宮嘉仁親王を皇太子に冊立し、皇室の基礎彌やが上に鞏し、蓋し斯の如き政體變革の際に當りて上下和樂以て此大典を歡聲の裡に終りしは、實に本邦國體の然らしむる所となす。

### 二四四 帝國議會の開設

憲法に従ひて愈々明治二十三年<sup>(2550)</sup>十一月廿九日第一回帝國議會を東京に開き、貴族院には伊藤博文議長に、東久世通禧副議長に任じ、衆議院には中島信行議長に、津田真道副議長に任じて、國家の重事を議す。是より毎年議會の召集ありて、時に議院の輿論は政府内閣員の意見と衝突して解散を命ぜられ、又爲めに内閣の更迭を見るが如き事あり。中にも明治卅一年<sup>(2558)</sup>六月卅日を以て一時憲政黨内閣を組織して、政黨内閣の嚆矢をなせしが、間もなく破れたれど、要するに回を重ねるに従ふて立憲政體の美は益々發揚す。

### 二四五 教育勅語

右の如く諸制の完成と共に教育の必要は益々其度を増して非常の進歩を見る。殊に明治廿三年<sup>(2550)</sup>十月卅日左の教育勅語下りて教育の方針爰に一定して動かす。

朕惟ふに我が皇祖皇宗國を肇むると宏遠に徳を樹つると深厚なり

我が臣民克く忠に克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは是れ我が國體の精華にして教育の淵源亦た實に此に存す。爾臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信じ恭儉己れを持し博愛衆に及ぼし學を修め業を習ひ以て智能を啓發し徳器を成就し進んで公益を廣め世務を開き常に國憲を重んじ國法に遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉じ以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし。是の如きは獨り朕が忠良の臣民たるのみならず又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん。斯の道は實に我が皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の俱に遵守すべき所之を古今に通じて謬らず之を中外に施して悖らず朕爾臣民と共に拳々服膺して咸其徳を一にせんことを庶幾ふ。

### 二四六 日清戦争(廿七八年の役)

#### (一) 起因

維新以來朝鮮は我の啓發に勉むる所なるに、清國は常に此を妨害せし

が、偶々明治廿七年<sup>(2554)</sup>四月、朝鮮全羅道の古阜に東學黨<sup>○</sup>の亂あり。蓋し此黨與は西教(基督教)に反對する團結にして、勢頗る猖獗なれば、韓廷は清國に援を乞ひ、清兵朝鮮に入り、天津條約に従ひて其旨を我に通照せしを以て、我も亦公使大島圭介及陸軍少將大島義昌をして兵を率ゐて京城に入らしめ、更に清國に牒じて日清共同朝鮮の啓發を申込みしも、彼應ぜざるを以て、我は韓廷の依托を受けて着々國政改革を斷行したれば、彼は遂に兵力に訴へて我を屈せんとし、爰に愈々戰端を開くに至りぬ。

## (二) 戦争

明治廿七年七月廿五日、朝鮮豊島沖の海戦と、同廿九日、牙山の陸戦とに我軍大に清兵を破りしに始まりて、同八月一日には宣戰の詔勅下り、同九月十三日天皇大本營を廣島に進め賜ひ、爰に堂々兩國の交戦となりぬ。是より我が海陸軍向ふ所敵なく、第一軍は司令官陸軍大將山縣有朋

(後野津大將之に代る)の率ゆる所にして、九月十六日平壤の陥落を始めとして、九連城大東溝鳳凰城大孤山岫巖柘木城海城を占領し。第二軍は司令官陸軍大將大山巖の率ゆる所にて、金州城旅順口蓋平城を陥れ、更に轉じて威海衛を占領し。海軍は海軍中將伊東祐亨之が司令長官として艦隊を指揮し、常に陸軍の擁護に勉めたりしが、殊に廿七年九月十七日海洋島附近に大に敵の北洋艦隊を敗りて、全く黃海の海權を收め、次で旅順の總攻撃に大に陸軍の掩護射撃をなし、次で又威海衛を攻めて更に敵艦を敗り、廿八年二月十二日北洋水師提督丁汝昌は力盡きて自殺し、茲に北洋水師は全滅して、直隸灣内の海上權亦我手に歸せり。之と同時に、陸軍は第一第二兩軍相合して、廿八年三月五日牛莊を、同九日田庄臺を平げて益々北進せん。とす。此時又別に比志島混成枝隊をして、臺灣方面を伐たしめ、廿八年三月廿三日同海峽の澎湖島を占領したり。

## (三) 媾和

然るに此より先き清國は李鴻章及李經方を全權大臣となして、媾和を我に求め來り、我が全權大臣伊藤博文、陸奥宗光と馬關に會して談判を開き、條約成り、廿八年四月十七日、双方の調印をなす。其條件の要は、(1) 清國は朝鮮の獨立國を確認する事、(2) 奉天省南部の地、臺灣澎湖島等を我國に割讓する事、(3) 軍資賠償として庫平銀二億兩を我國に支拂ふ事、(4) 邦人の爲め清國の沙市湖北省、重慶府四川省、蘇州府江蘇省、杭州府浙江省の四港を開く事等なり。此を馬關條約と云ふ。爰に於て媾和は成立して、戰爭は止みたり。

#### (四) 三國干涉遼東還附

然るに露獨佛の三國は、我國が遼東半島を永久所有するを以て東洋の平和を持するの故に非ずとなして、同半島の放棄を我に勸告せしを以て、遂に廿八年五月十四日、遼東半島還附の詔勅は發せられ、其代償三千萬兩を清國に出さしむるとし、而して征師は漸く凱旋し、天皇は五月

三十日廣島より東京に凱旋遊ばされたり。

#### 二四七 臺灣の經營

我邦幾多の生靈を失ひて折角占領したりし遼東半島をば、端なく三國の干涉によりて、遺憾ながら此を還付せざるを得ざる事となり、條約の要部を抛ちて、獨り臺灣のみ永く我が版圖に入りたり。因て廿八年(2555)五月五日、海軍大將樺山資紀フナヤマを始め、臺灣總督として、臺灣に至りて清國の委員李經方より同島を受く。然るに臺灣、巡撫劉永福は我が版圖に入りしを喜ばず、臺南に據りて清民を集めて命に抗するを以て、同年六月、北白川宮能久親王は、詔を奉じて近衛師團の兵を率ゐて臺灣征討に向はせられ、先づ基隆、臺北、淡水、新竹等を拔きて北部全く鎮定し、次て高島中將も亦臺北より臺南に進伐し、艦隊も亦打狗を攻撃して、海陸相控制したれば、劉永福力盡きて十月廈門に走り、南部も全く鎮まりたれど、能久親王は征途病を得賜ひて遂に薨去せらる。それより翌廿九年(2556)四月



には更に大阪師團の兵臺東地方を鎮定して、全島始めて平かなり。斯の如くにして漸く島内頑強の徒を懲罰し、漸次新政を開きて統治に従事せしが、其後度々總督の更迭ありしも、三十一年<sup>(2558)</sup>以來陸軍中將兒玉源太郎總督となりてより、益々種々の方面に統治の實を擧ぐ。

## 二四八 條約改正

日清役の結果は如斯其條約の要部を失ひたりと雖も、亦他の方面に於て此戰捷が國光を廣く世界に輝かして、爲めに我邦の蒙れる利益甚だ多し、條約改正の成立の如きも亦其一なり。蓋し安政五年の假條約は、前述の如く治外法權及稅權始め大に我に不利なる條件多きを以て、夙に之が改正の必要ありて、先きに明治四年岩倉具視の歐米巡廻、八年以來外務卿寺島宗則、十三年以後外務卿井上馨、二十一年以來外務大臣大隈重信等、屢々之が改正を企てしも、其改正の條件完からざるを以て、朝野の議論を惹起して毎に成らざりしに、其後廿一年青木周藏、二十五年陸

奥宗光等相次て外務大臣となりて、大に此に盡す所あり、遂に廿七年<sup>(2554)</sup>に至りて始めて英國と改正條約に調印を了り、折節日清役の戰勝は大に國威を顯揚したるより、米伊露以下の諸國とも同様條約改正を終り、爰に多年の問題を解決するを得、後ち三十二年<sup>(2559)</sup>に至りて完く、愈々改正條約を實施するに至りぬ。

## 二四九 北清事變

日清の戰役は支那の實力を曝露したれば、歐洲列國は各々東亞に其權力を擴張せんが爲め、清國の要地永借を要求して、獨逸は膠州灣、露國は旅順港、大連灣、英國は威海衛、佛國は廣州灣を永借し、外人の勢威漸く、清國に跋扈するに及んでは、清國頑迷の徒大に之を惡み、明治卅三年<sup>(2560)</sup>五月遂に集りて義和團を組み、外人を殺し、耶蘇教を排し、交通機關を絶ちて、以て北京附近を荒らし、清廷部内にも亦之に和する者ありて、遂に北京の各國公使館を包圍攻撃す。因て我兵は英米露佛獨埃伊等の軍と聯

合軍を作りて、各公使館の救援に赴き、順次太沽、天津等を陥れて八月遂に北京に入りて匪徒を掃蕩したり。中にも邦人最も殊功を立て、我が義勇は列強に叛んず。

爰に於て清廷の委員慶親王、李鴻章等和を列國に求め、列國會議を開て種々議する所あり、遂に翌卅四年九月に至りて、清國は今回の兇徒を處罰する事及賠償金四億五千万兩を列國に仕拂ふ事等を條件として、始めて此事件の落着を告ぐ。

### 二五〇 日英同盟

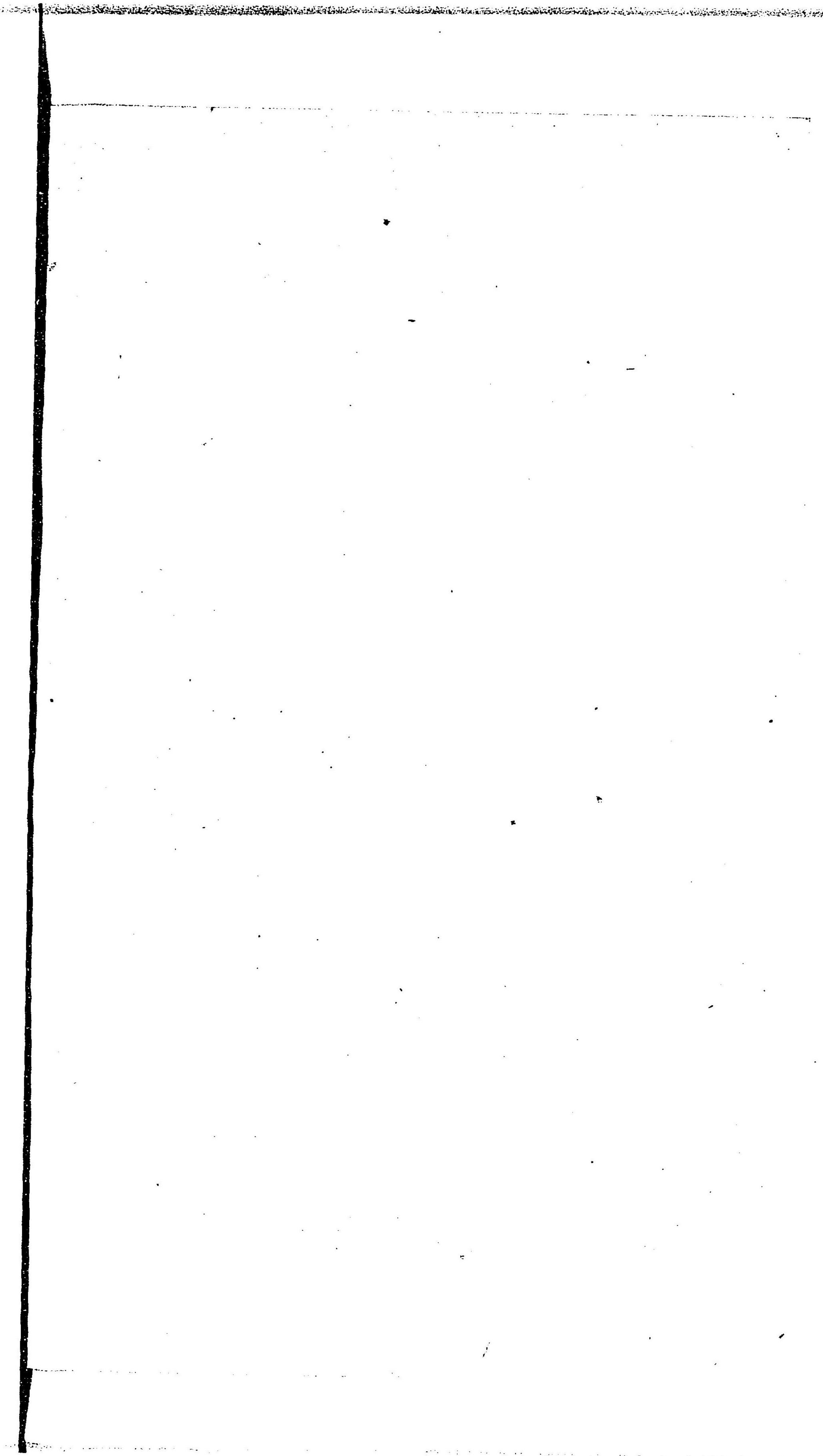
露國は我に迫りて遼東半島の還附を促して、東洋平和を主唱しながら、廿七八年の役後は百方朝鮮に於ける我が勢力を凌がんとし、卅三年の北清事變後は滿州に駐兵して占領の態度を執り、益々極東政略を振張して形勢甚だ不穩なるを以て、卅五年<sup>(2562)</sup>一月我は英國と同盟を結びて、爾來五ヶ年を期して兩國協力極東の平和を保ち、清韓兩國の獨立と領

土保全とを維持する事を約す之を日英同盟と云ふ。

### 二五一 日露戦争

果して露國は滿州の經營を進行して東洋の平和を害し、我が國權を蹂躪せんとするを以て、爾來我は屢々彼の反省を促せしも、彼應ぜざるのみならず、却て極東派遣の兵士を増加するを以て、我も斷然要求を撤して最後の決斷をなし、爰に兩國の戦闘は開始せられし以來、我軍連戦連勝恰も旭日一度東天に昇れば、朝露は忽ちにして消散するの觀あり。さりながら國光の益々發揚すると共に、吾人の責任も亦愈々大なるを覺悟せむる可からず。

## 日本史下卷後編終



年 表

日本 紀元	年 號	西洋 紀元	事 實
2260	後陽成慶長五年	1600	關ヶ原の役.
2263	後陽成慶長八年	1603	江戸開府.
2265	後陽成慶長十年	1605	朝鮮來聘.
2269	後陽成慶長十四年	1609	琉球征伐. 支那和蘭と貿易を始む.
2272	後水尾慶長七年	1612	耶蘇教の禁始まる.
2273	後水尾慶長八年	1613	英國と貿易を始む.
2274	後水尾慶長九年	1614	大阪冬陣.
2275	後水尾元和元年	1615	大阪夏陣. 武家法度. 公家法度の發布.
2280	後水尾元和六年	1620	東福門院入内.
2289	後水尾寛永六年	1629	紫衣の騷擾.
2294	明正寛永十二年	1634	大名證人の制確立.
2295	明正寛永十三年	1635	參勤交代制完成. 外交の禁絶.
2297	明正寛永十五年	1637	島原の亂.
2302	明正寛永二十年	1642	輪王寺の宮の東下.
2311	後光明慶安四年	1651	由井正雪の亂.
2317	後四院明曆三年	1657	明曆の大火.
2323	靈元寛文三年	1663	殉死の禁.
2325	靈元寛文五年	1665	大名の證人を止む.
2350	東山元祿三年	1690	昌平校の起り.